2019年度
（2018年度統計）

自動車保険の概況

General Insurance Rating Organization of Japan
損害保険料率算出機構

はしがき

損害保険料率算出機構では、損害保険における保険料のもととなる保険料率（参考純率および基準料率）を算出し、会員である損害保険会社に提供しています。

本書は、自賠責保険・自動車保険を対象に、統計数値などを用いて、その仕組みや一般的な補償内容、収支動向、当機構で行っている自賠責保険の損害調査などを、既にご契約されている方、これからご契約をお考えの方、交通事故被害者の方などにお知らせするものです。

本書が、皆様に損害保険をご理解いただく一助になることを願っております。

なお、本書で使用している数値は、2018年度の統計に基づきます。ただし、集計時期の関係から、一部の数値で掲載年度が異なることがありますので、各グラフ・表中の記載年度をご確認ください。

2020 年 4 月

損害保険料率算出機構

損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは

損害保険料率算出機構（損保料率機構）は、損害保険料率算出団体に関する法律（料団法）に基づいて設立された団体（非営利の民間の法人）であり、損害保険会社を会員とする組織です※1 ※2。

当機構は、「損害保険業の健全な発達と保険契約者等の利益の保護」という社会的な使命を果たすため、主に以下の3つの業務に取り組んでいます。

自動車保険、火災保険、傷害保険などの参考純率および自賠責保険、地震保険の基準料率を算出し、会員保険会社に提供しています。

公正かつ適正に自賠責保険の保険金の支払いが行われるよう自賠責保険の損害調査を行っています。そのため、全国に自賠責損害調査事務所を設置しています。

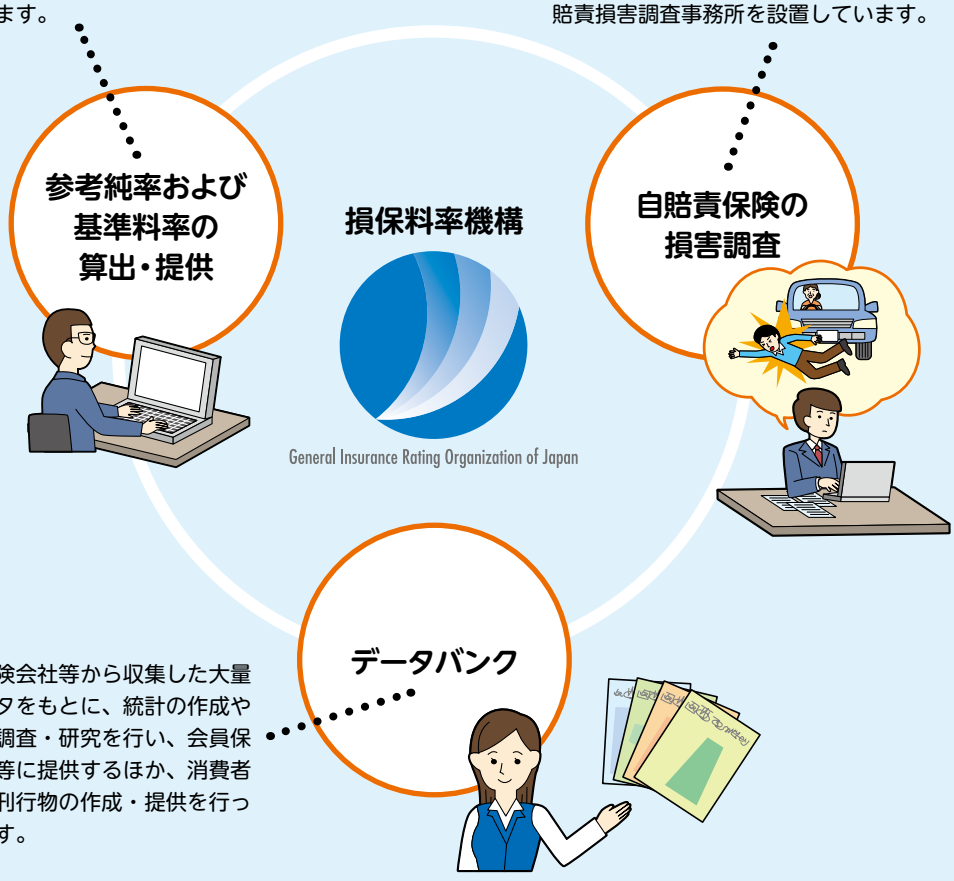

会員保険会社等から収集した大量のデータをもとに、統計の作成や各種の調査・研究を行い、会員保険会社等に提供するほか、消費者向けの刊行物の作成・提供を行っています。

※1　1948年11月1日に、損害保険料率算定会が設立され、1964年1月8日に、自動車保険料率算定会が、損害保険料率算定会から分離・独立して設立されました。その後、2002年7月1日に両算定会が統合し、当機構が業務を開始しました。

※2　損害保険会社は、当機構が参考純率や基準料率を算出する保険種類ごとに当機構に加入、脱退することができます。会員保険会社数は35社（2020年4月1日現在）です。

当機構の概要は、ウェブサイト掲載の「損害保険料率算出機構　組織のご案内」をご参照ください。

目的別一覧

自賠責保険の『収支』の状況を知りたい

動　向	自賠責保険 保険料（収入）、保険金（支払い）の状況	P20～25
統　計	自賠責保険収支の推移	P90
	自賠責共済収支の推移	P138
仕組み	自賠責保険の保険料率	P11
	自賠責保険の基準料率の算出後の流れ、検証と改定	P18～19
トピックス	2019年度　自賠責保険基準料率の検証結果	P26
	自賠責保険基準料率の改定	P27

自動車保険の『収支』の状況を知りたい

動　向	自動車保険 保険料（収入）、保険金（支払い）の状況	P69～76
統　計	任意自動車保険 用途・車種別統計表	P106～109
仕組み	自動車保険の保険料率	P54
	自動車保険の参考純率の算出後の流れ、検証と改定	P67～68

『社会の動向』と損害保険の関係を知りたい

トピックス	高齢運転者による交通事故の実態	P78～79
仕組み	運転者の年齢 ―年齢条件―	P62
統　計	任意自動車保険　年齢条件別契約構成表	P130～131
トピックス	政府による高齢運転者への取組み	P80～81
仕組み	自動車の安全性能 ―衝突被害軽減ブレーキの装着の有無―	P59
トピックス	自動車保険参考純率の改定（型式別料率クラス制度の改定）	P86～87
仕組み	自動車の型式 ―型式別料率クラス―	P58

自動車保険の『普及状況』を知りたい

統　計	任意自動車保険　用途・車種別普及率表	P118～119
	任意自動車保険　都道府県別普及率表	P120～121
	自動車共済・自動車保険　都道府県別　対人賠償普及率	P143

自賠責保険の『医療費』の推移を知りたい

動　向	医療機関における現況	P40～42
	柔道整復における現況	P43～44

目　次

はしがき
損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは …… 1
はじめに 損害保険とは …… 4

第Ⅰ部 くるまに関する保険の制度概要

1 くるまに関する保険の仕組み …… 6
2 自賠責保険と自動車保険
1 自賠責保険の概要 …… 8
2 自動車保険の概要 …… 9

第Ⅱ部 自賠責保険

1 自賠責保険とは
1 自賠責保険の保険約款 …… 10
2 自賠責保険の補償内容 …… 10
2 自賠責保険の保険料率
1 自賠責保険の保険料率の概要 …… 11
2 自賠責保険の基準料率の算出 …… 14
3 自賠責保険の基準料率の算出後の流れ …… 18
4 自賠責保険の基準料率の検証と改定 …… 19
3 自賠責保険料率の現況
1 保険料（収入）の状況 …… 20
2 保険金（支払い）の状況 …… 22
トピックス
1 2019年度 自賠責保険基準料率の検証結果 …… 26
2 自賠責保険基準料率の改定 …… 27
4 自賠責保険の損害調査とは
1 自賠責保険の損害調査の流れ …… 28
2 自賠責保険の損害調査の体制 …… 29
トピックス
3 自賠責保険（共済）審査会における審査について …… 30
3 自賠責保険の支払基準 …… 32
4 自賠責保険と自動車保険(対人賠償責任保険)の関係 … 32
5 自賠責保険から支払われない場合 …… 34
6 自賠責保険から支払いが減額される場合 …… 35
5 自賠責保険の損害調査の現況
1 請求事案の処理状況 …… 36
2 保険金の支払状況 …… 37
3 後遺障害認定の現況 …… 38
6 自賠責保険の医療費について
1 医療費の現況 …… 39
2 医療機関における現況 …… 40
3 柔道整復における現況 …… 43
7 政府保障事業とは
1 保障事業の概要 …… 45
2 保障事業の受付状況 …… 46

第Ⅲ部 自動車保険

1 自動車保険とは
1 自動車保険の保険約款 …… 48
2 自動車保険の補償内容 …… 49
3 自動車保険標準約款 …… 53
2 自動車保険の保険料率
1 自動車保険の保険料率の概要 …… 54
2 自動車保険の参考純率の算出 …… 65
3 自動車保険の参考純率の算出後の流れ …… 67
4 自動車保険の参考純率の検証と改定 …… 68
3 自動車保険の現況
1 保険料（収入）の状況 …… 69
2 保険金（支払い）の状況 …… 73
トピックス
4 高齢運転者による交通事故の実態 …… 78
5 政府による高齢運転者への取組み …… 80
6 消費税率の引上げによる影響 …… 82
7 法定利率の引下げによる影響 …… 84
8 自動車保険参考純率の改定
（型式別料率クラス制度の改定） …… 86

第Ⅳ部 くるまに関する保険関連の統計

1 自賠責保険統計 …… 90
2 自動車保険統計 …… 106
3 関連情報 …… 138

はじめに ― 損害保険とは

1 保険の役割

保険は、多くの人がお金を出し合い、万が一のことが起こった場合に、
出し合ったお金で助け合う制度です。

日常生活には、大ケガや重病、交通事故、火災、台風、地震、盗難など非常に多くの「万が一のこと」が潜んでいます。こうした「万が一のこと」は、健康管理や安全運転に心がけるなど、できるだけ回避するに越したことはありません。しかし、どれだけ気をつけていても「万が一のこと」が起きてしまう可能性があります。

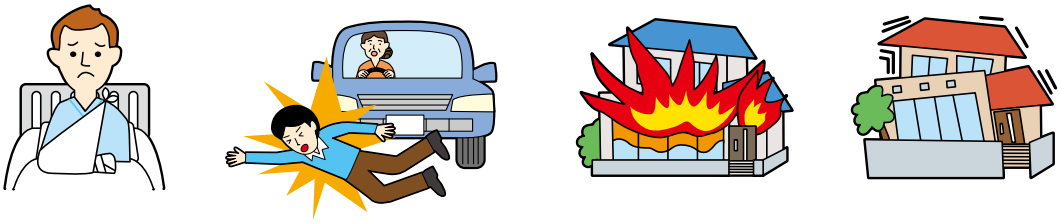

例えば、「家が火事で焼けてしまう」ことが１万人に１人の確率で起こり、その損害が1,000万円であるとします。１万人のうちの誰がそのような災害に遭うのかわかりません。このような事態に備える方法として、次の２つが考えられます。

貯蓄

１万人の人が皆それぞれに、1,000万円を用意しておく必要があります。

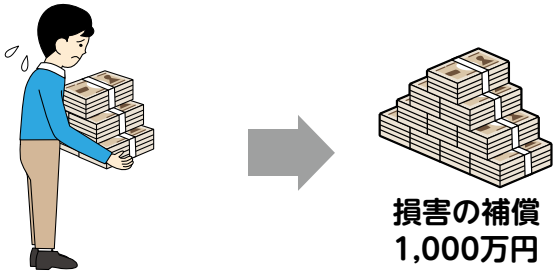

保険

例えば１万人の人があらかじめ1,000円ずつ出し合えば、1,000万円を用意しておくことができます。

……

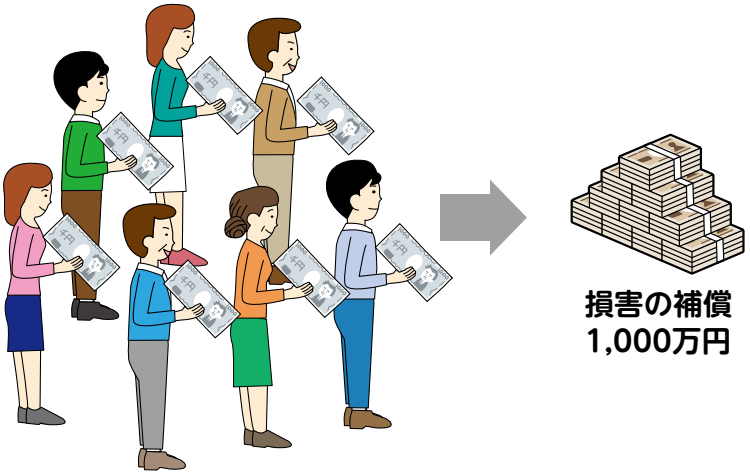

このように保険は、保険契約者一人一人が少しずつお金を出し合い、「万が一のこと」が起こった場合に出し合ったお金で助け合う制度で、少ない負担で大きな安心を得ることができます。

2 保険の分類

保険には、公営のものと民営のものがあり、
それぞれ大きく分けて損害保険と生命保険があります。

保険には、その運営主体によって公営保険と民営保険があります。

公営保険は、政府などの公的機関が社会政策や経済政策など公共政策上の目的を達成するために運営している保険であり、国民健康保険や国民年金、雇用保険などがあります。民営保険は、民間の保険会社が販売している保険です※。

また、保険には、備える「万が一のこと」の種類によって大きく分けて損害保険と生命保険があります。

損害保険は交通事故や火災など偶然の事故に、生命保険は人の死亡などに、それぞれ備えるものです。

※民営保険に該当する保険であっても、自動車損害賠償責任保険は自動車による人身事故の被害者救済を目的として法令で契約が義務付けられている保険であり、地震保険は地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として法令で定められた損害を補償する保険であるなど、公共政策としての保険もあります。

3 損害保険の種類

民間の保険会社が販売している損害保険には、くるまに関する保険、
すまいに関する保険、からだに関する保険など、さまざまな種類があります。

■損害保険の商品の例

くるまに関する保険	自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）	法律で契約が義務付けられている保険で、自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、一定の限度額まで保険金が支払われます。
	自動車保険	自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険から支払われる額の超過部分に対して保険金が支払われるほか、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合、ご自身・搭乗者が死傷した場合またはご自分の自動車に損害を被った場合に保険金が支払われます。
すまいに関する保険	火災保険	火災をはじめ、落雷や破裂・爆発、風災、雪災、盗難などにより、建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます（事務所や工場なども含みます）。
	地震保険	地震や噴火、またはこれらによる津波を原因として、居住用建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます。
からだに関する保険	傷害保険	日常生活中の事故などによって死傷した場合に保険金が支払われます。
	医療保険	ケガや病気によって入院した場合や手術を受けた場合に保険金が支払われます。
その他の保険	個人賠償責任保険	日常生活中の事故によって他人を死傷させたり、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。
	所得補償保険	ケガや病気などによって働けなくなった場合に保険金が支払われます。
	海上保険	航海中に沈没、転覆、座礁などにより、船舶や積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。
	運送保険	陸上輸送や航空輸送などの最中に衝突、脱線、墜落などにより、積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。

memo

損害保険会社のマーケット規模

2018年度の元受正味収入保険料は約９兆3,707億円です。
その内訳は右のとおりです。

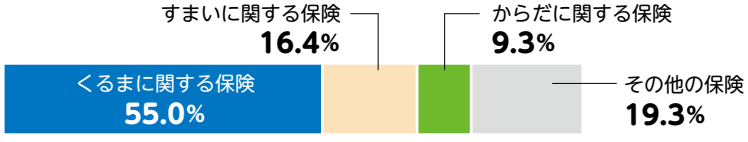

※「令和元年版 インシュアランス損害保険統計号」（株式会社 保険研究所）から作成。

1 くるまに関する保険の仕組み

保険契約者は、補償内容などを定めた「保険約款」に基づいて保険会社と契約を行い、「保険料」を支払うことにより、将来事故が発生したときの補償を得ることができます。

「保険料」は過去の契約・支払いに関するデータなどにより算出しており、「保険約款」は補償内容に関する保険契約者のニーズや社会環境の変化などを踏まえて適宜見直しています。

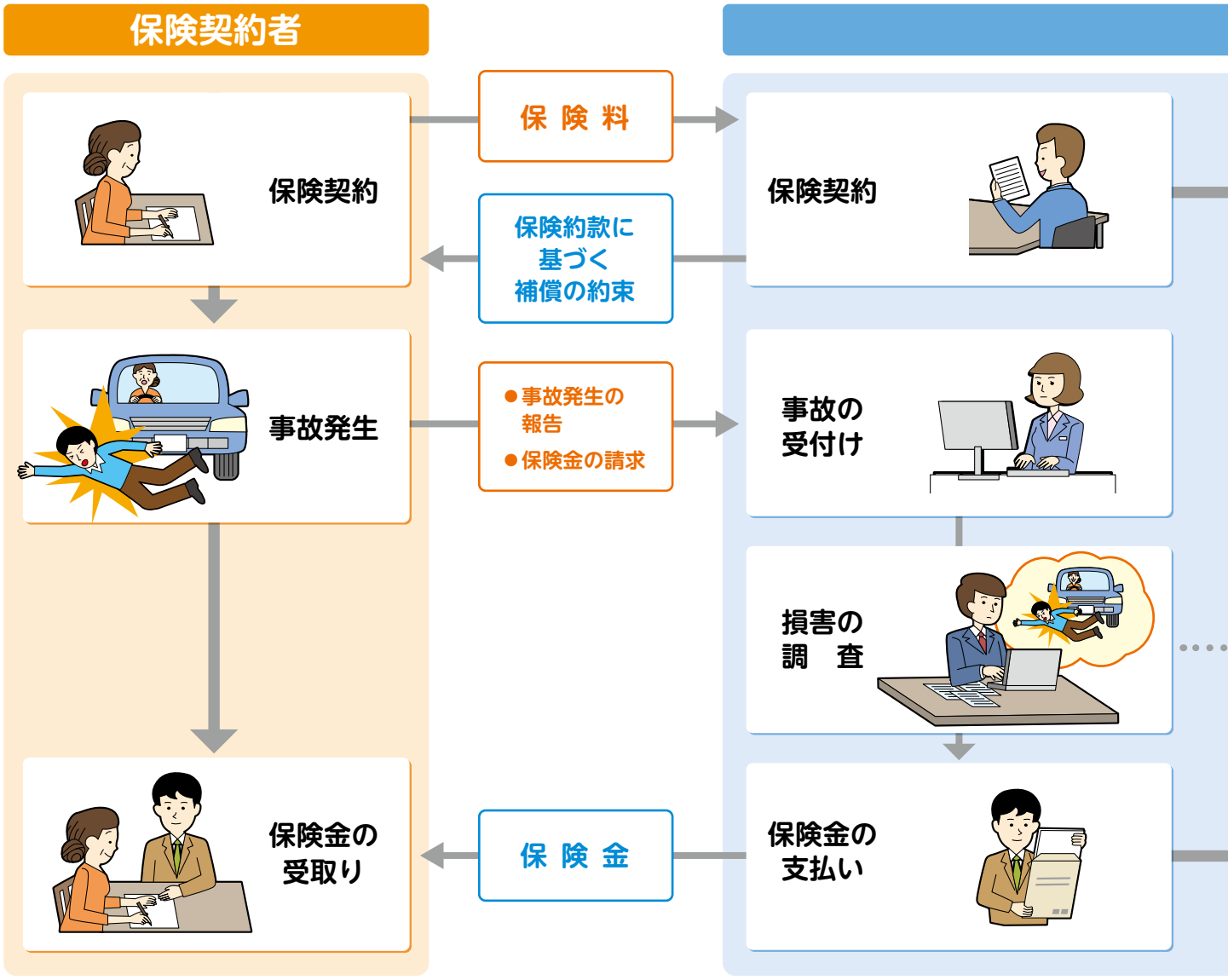

memo

保険料と保険金の違いは？

保険料とは、将来事故が発生したときの補償を得るために、保険契約者が保険会社に支払うお金をいいます。

保険金とは、事故により損害が発生したときに、保険会社が支払うお金をいいます。

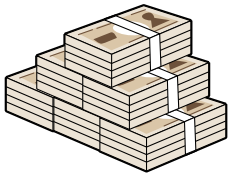

保険会社の役割

契約に関するデータ

保険料の算出

- 保険料は、事故が発生したときに保険会社が支払う保険金、人件費、その他諸経費などにより算出しています。
- 保険料を算出する要素のうち、保険金は将来に発生する事故に対して支払われるため、契約時には確定していません。
- したがって、保険料の算出にあたっては、将来の事故の発生率や支払額を予測する必要があります。
- そこで、過去の契約・支払いに関する**大量のデータ**を基に算出を行います。
- また、保険金の支払いに影響を与える要素として、交通事故件数の増減などの社会環境の変化についても考慮しています。

保険約款の作成

- 保険約款では、保険商品の補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。
- また、保険契約に関する基本的なルールを定めた「保険法」の内容に沿って、保険会社や保険契約者が守らなければならない事項なども定めています。
- 保険約款は、補償内容に関する保険契約者のニーズ、利便性の向上、その他社会環境の変化などに対応するため、適宜見直しています。

損害の調査

以下のような調査を行います。

- 保険金の支払対象かどうか
- 損害の額がいくらになるのか

支払いに関するデータ

社会環境の変化

- 交通事故の傾向
- 少子高齢化
- 法令の改正　　など

memo

なぜ大量のデータを用いるの？

例えば、サイコロを振る回数を何千回、何万回と増やしていくほど、それぞれの目の出る割合は6分の1に近づいていきます。このように、一見偶然に見える事象であっても、データを大量に収集することによって、その事象がある一定の法則をもって発生していることがわかります。

これを「大数の法則」といい、自動車事故が発生する確率や支払われる保険金を算出する際には、この法則を十分に機能させるため、大量のデータを用いています。

2 自賠責保険と自動車保険

くるまに関する保険には、「自賠責保険」と「自動車保険」があります。
「自賠責保険」は自動車損害賠償保障法（以下、自賠法といいます）に基づき契約が義務付けられている「強制保険」であるのに対して、「自動車保険」は任意に契約することができる保険です。

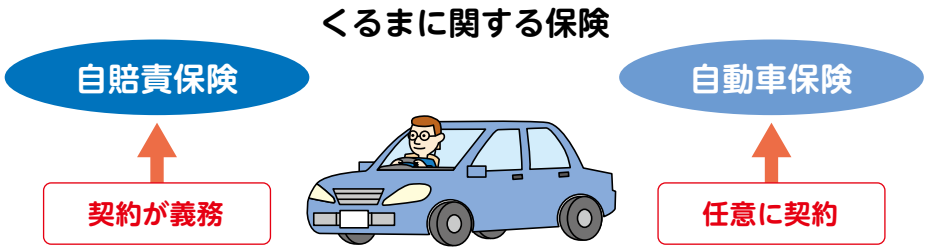

1 自賠責保険の概要

自賠責保険は、自動車事故で他人の生命・身体に損害を与えた場合に発生する損害賠償責任（事故の被害者の治療費、慰謝料など）を補償する保険で、次のような特徴があります。

■自賠責保険の特徴

強制保険である	自動車を運行する場合には、一部の車両を除き自賠責保険を契約しなければなりません。
法令により保険金の限度額が設定されている	保険会社が支払う保険金の限度額が法令によって定められています。
自動車損害賠償責任保険審議会で審議される	自賠責保険に関する重要事項については、自動車損害賠償責任保険審議会で審議されます。
政府の自動車損害賠償保障事業がある	自賠責保険では救済されないひき逃げ事故や、自賠責保険を契約していない自動車の事故などによって人身損害を被った被害者は、政府の自動車損害賠償保障事業によって保障されます。

詳細は、第Ⅱ部　自賠責保険（P10）をご参照ください。

memo

損害賠償責任とは？

故意や過失により他人に損害を与えた場合に、その損害を原則として金銭により賠償する責任のことです。
自賠法では、自動車の運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任が生じることとされています。

自動車損害賠償責任保険審議会とは？

自賠責保険の健全な運営を図るため、自賠法に基づき金融庁に設置されたものです。自賠責保険に関する事項の調査・審議は、内閣総理大臣の諮問に応じて行われます（なお、本資料では、以下、「自賠責保険審議会」といいます）。

2 自動車保険の概要

自動車保険は、保険契約者が任意に契約することができ、自賠責保険では補償されない様々な損害を補償する保険です。

自動車保険には、補償内容ごとに以下の種類の保険があり、一般的に保険会社ではこれらを組み合わせて販売しています。

（1）他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償

自動車保険の中で、自賠責保険と同様に他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償する保険である対人賠償責任保険は、自賠責保険から支払われる額の超過部分を支払う保険であり、自賠責保険との関係において、上積み保険として機能しています。

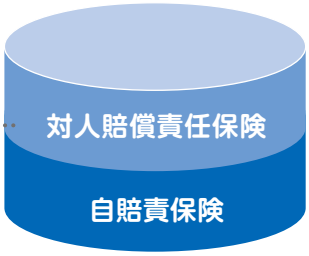

（2）他人の財物を壊した場合の損害賠償責任を補償

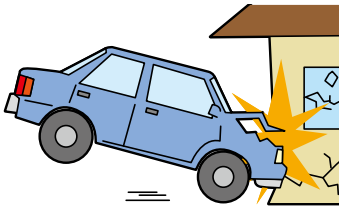

（3）ご自身や搭乗者が死傷した場合の損害を補償

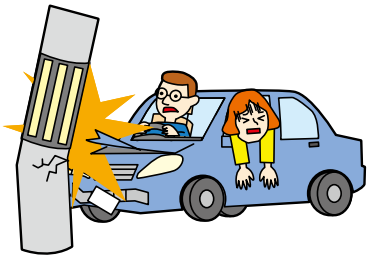

（4）ご自分の自動車の損害を補償

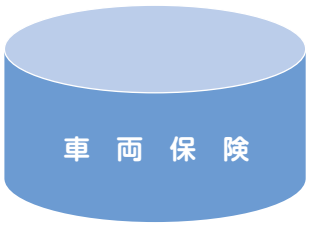

詳細は、第Ⅲ部　自動車保険（P48）をご参照ください。

1 自賠責保険とは

自賠責保険の基本的な補償内容は、自賠法によって定められているため、どの保険会社でも同一の保険約款が使用されています。

1 自賠責保険の保険約款

自賠責保険の保険約款では、補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。

2 自賠責保険の補償内容

（1）保険金が支払われる場合

自動車事故で他人の生命・身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合。

（2）支払われる保険金の額

法律上の損害賠償責任の額。
右のとおり支払限度額が設けられています。

■支払限度額

損害の内容	支払限度額
死亡による損害	3,000万円
後遺障害による損害	後遺障害の程度により、75万円～4,000万円
傷害による損害	120万円

（3）保険金が支払われない場合（約款上の免責事由）

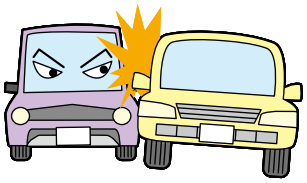

①悪意による事故の場合

わざと人を轢こうとした場合や、わざと衝突して他人を死傷させた場合など、悪意による事故の場合は、保険金が支払われません。

②同一の自動車に複数の自賠責保険が契約されている場合

同一の自動車に複数の自賠責保険が契約されている場合は、契約の締結が最も早い契約以外の契約については、保険金が支払われません。

上記以外にも、自賠責保険で支払われない場合があります。詳細は、4 5 自賠責保険から支払われない場合（P34）をご参照ください。

2 自賠責保険の保険料率

自賠責保険の保険料率とは、自動車１台あたりの保険料をいいます。

1 自賠責保険の保険料率の概要

（１）自賠責保険の保険料率

自賠責保険の保険料率とは、自動車１台あたりの保険料をいいます。

自賠責保険の保険料率には、保険契約者が支払う自賠責保険料が、自動車の種類など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。

料率区分の詳細は、2 1(5)自賠責保険の料率区分（P13）をご参照ください。

■保険料率の構成

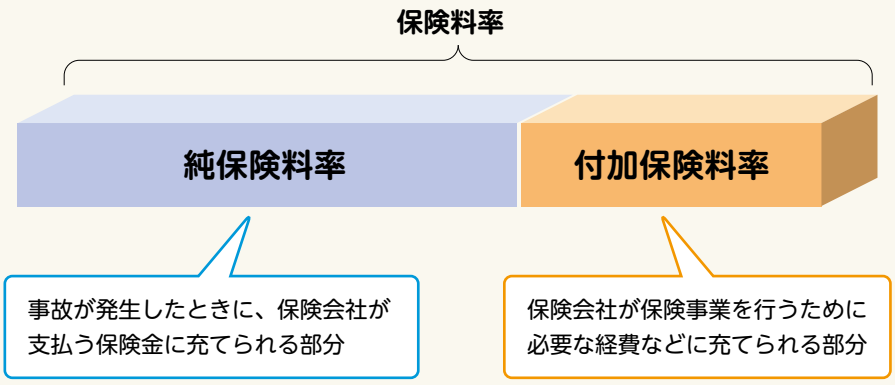

memo

保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「基準料率」との関係

- 「基準料率」とは、料率算出団体が算出する「保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量の契約・支払データのほか、各種の外部データも活用して自賠責保険の「基準料率」を算出し、保険会社に提供しています。
- 保険会社は、自社の「保険料率」として、当機構が算出した「基準料率」を使用することができ、現在、全ての保険会社が「基準料率」を使用しています。

（2）保険料率の３つの原則

保険料率は、「合理的・妥当・不当に差別的でない」という３つの原則に基づいて算出する必要があります。

基準料率についても、この「保険料率の３つの原則」に基づいて算出をしています。

基準料率における３つの原則の具体的な内容は次のとおりです（損害保険料率算出団体に関する法律、損害保険料率算出団体に関する内閣府令）。

合理的

- 算出に用いる保険統計その他の基礎資料が、**客観性があり**、かつ、**精度の高い十分な量**のものであること。
- 算出が、**保険数理に基づく科学的方法による**ものであること。

妥　当

- 保険契約を申し込もうとする者にとって**保険契約の締結が可能な水準**であること。
- 保険会社の**業務の健全性を維持する水準**であること。

不当に差別的でない

- 危険の区分や水準が、**実態的な危険の格差**および**見込まれる費用の格差に基づき適切に設定**されていること。

（3）ノーロス・ノープロフィットの原則

自賠責保険は、社会政策的な側面をもつ保険であることから、その保険料率は「能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内でできる限り低いものでなければならない」ことが自賠法に規定されており、利潤や損失が生じないように算出する必要があります。

これを「ノーロス・ノープロフィットの原則」といいます。

memo

「保険料率の３つの原則」の背景には、保険料と保険金の間に成り立つ、以下の原則が存在します。

収支相等の原則

保険全体としては、個々の保険契約の純保険料の総額は、支払われる保険金の総額と等しくなる必要があります。

これを「収支相等の原則」といいます。

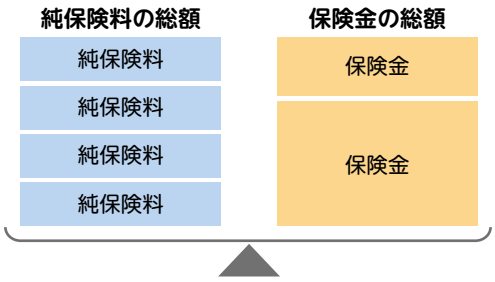

個々の契約について見ると

給付・反対給付均等の原則

保険契約ごとにリスク（事故に遭う確率、事故に遭ったときにどれだけのダメージを負うかなど）が異なることから、公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を安くするといったように、そのリスクに応じた保険料を設定することが必要です。

こうして算出した個々の保険契約の純保険料は、将来事故が起きた時に受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しくなります。

これを「給付・反対給付均等の原則」といいます。

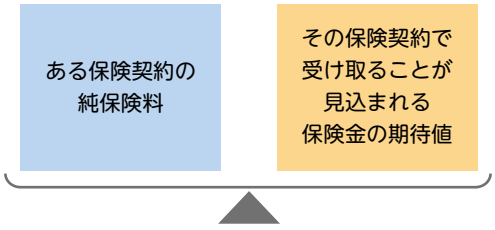

（4）自賠責保険基準料率の構成

自賠責保険の基準料率は、純保険料率と付加保険料率から成り立っています。

また、それぞれには政府の自動車損害賠償保障事業の財源に充てられる賦課金率（純賦課金率および付加賦課金率）が含まれています。

■自賠責保険基準料率の構成

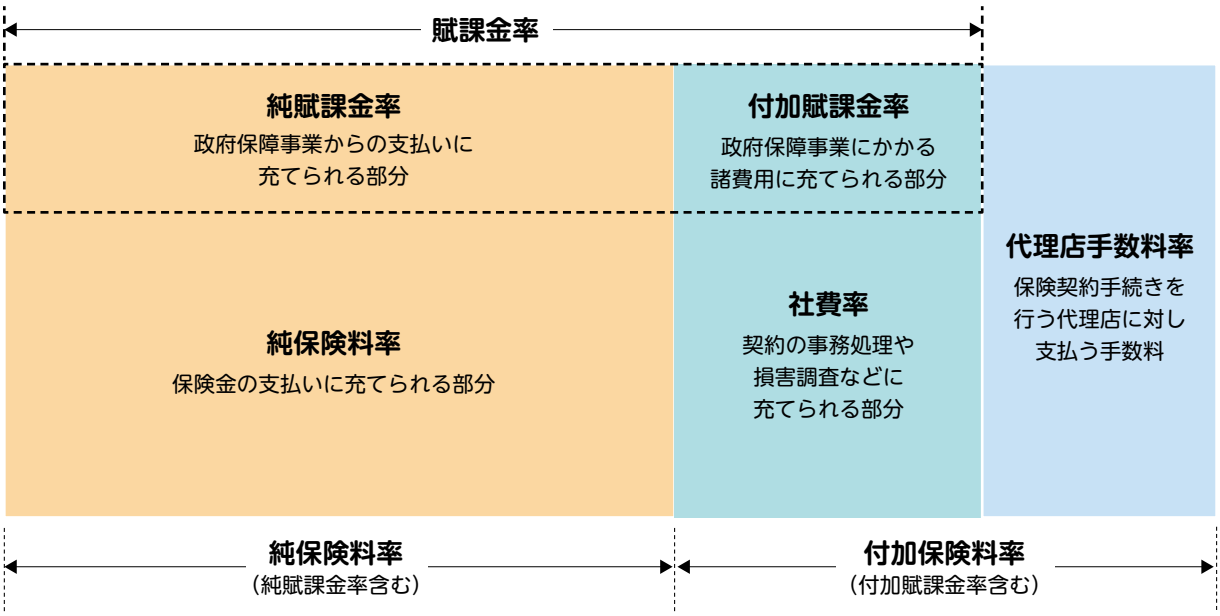

（5）自賠責保険の料率区分

自賠責保険の保険料率には、保険契約者が支払う自賠責保険料が、自動車を利用する目的や自動車の種類など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています（北海道・本州・四国・九州、これらの離島、沖縄県、沖縄県の離島によっても料率区分を設けています）。

料率区分の例

用途・車種

自動車を利用する目的（自家用・事業用など）や自動車の種類（乗用・貨物、普通・小型・軽など）の別によりリスクが異なるため、用途・車種別に区分を設けています。

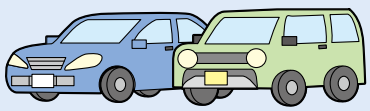

＜例＞

- 自家用乗用自動車
- 軽自動車
- 営業用普通貨物自動車
- 小型二輪自動車
- 原動機付自転車　など

2 自賠責保険の基準料率の算出

（1）統計データの収集から料率算出への流れ

当機構では基礎データを収集し、これを分析するとともに、社会環境の変化を考慮したうえで、保険数理などの合理的な手法を用いて基準料率の算出を行っています。

■統計データの収集から自賠責保険基準料率の算出への流れ

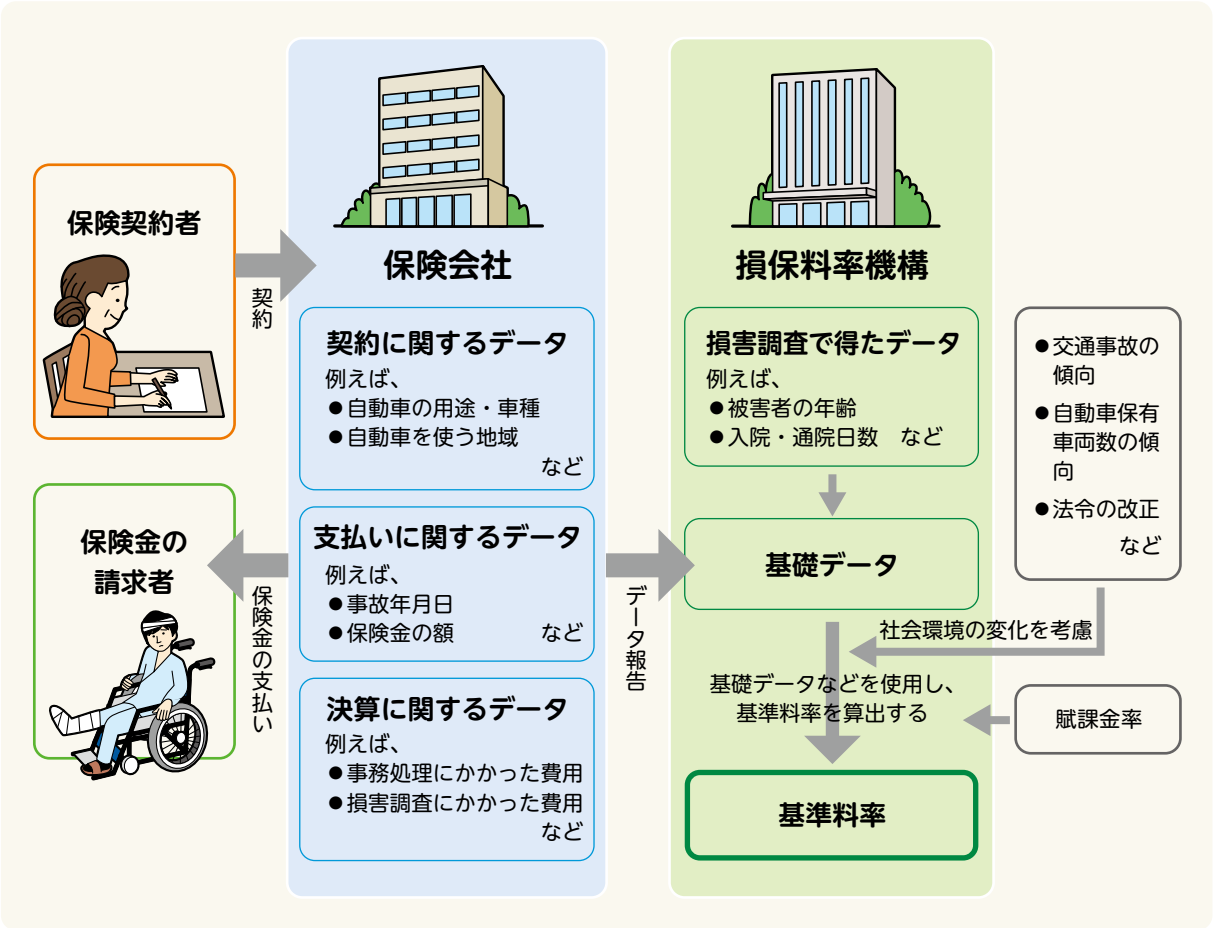

memo

社会環境の変化の考慮

自賠責保険で補償されるリスクを分析するにあたっては、社会環境の変化についての考察も行うため、保険会社から収集した契約・支払データのほか、各種の外部データも活用しています。

また、法令の改正（例：消費税率の引上げ）に伴って、自賠責保険の契約・支払いにどのような影響が生じるかについても考慮しています。

トピックス6 消費税率の引上げによる影響（P82）も併せてご参照ください。

（2）自賠責保険基準料率の算出方法

自賠責保険基準料率の基本的な考え方

自賠責保険の基準料率は、前記1（2）（3）のとおり、保険料率の３つの原則（P12参照）に基づくとともに、ノーロス・ノープロフィットの原則（P12参照）にしたがって、利潤や損失が生じないように算出しています。

また、自賠責保険の基準料率は、ノーロス・ノープロフィットの原則にしたがい、滞留資金も純保険料に反映しています。滞留資金が黒字であれば、純保険料の引下げという形で活用しています。

滞留資金

滞留資金とは、①過去契約分の収支差額の累計と②利息の蓄積を合計した額です。

①過去契約分の収支差額… 過去の契約における、収入（純保険料）と支出（保険金）の差額

②利息…… 保険契約時から保険金支払い時までの間に生じた利息

自賠責保険基準料率の算出方法

①純保険料率の算出

収支相等の原則（1（2）保険料率の３つの原則（P12）参照）に基づき、純保険料総額と保険金総額を等しくする必要があります。

この点を踏まえ、自賠責保険では「契約１台あたりの保険金」を「契約１台あたりの純保険料」として、純保険料率を算出します。

■純保険料率の算出イメージ

例えば、保険金総額50万円を５台の契約で負担する場合、「契約１台あたりの純保険料」は10万円となります。

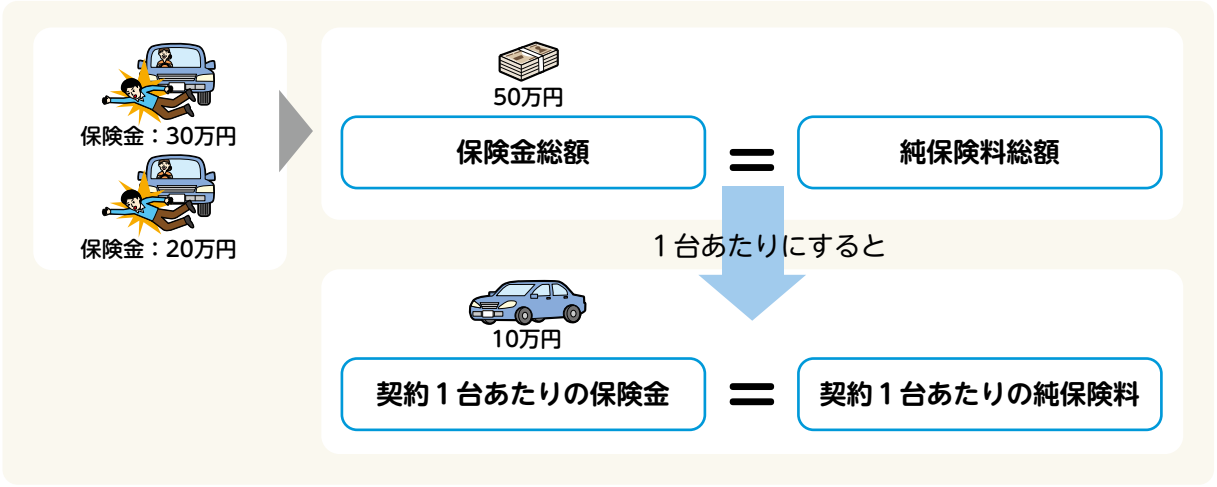

■純保険料率算出の流れ

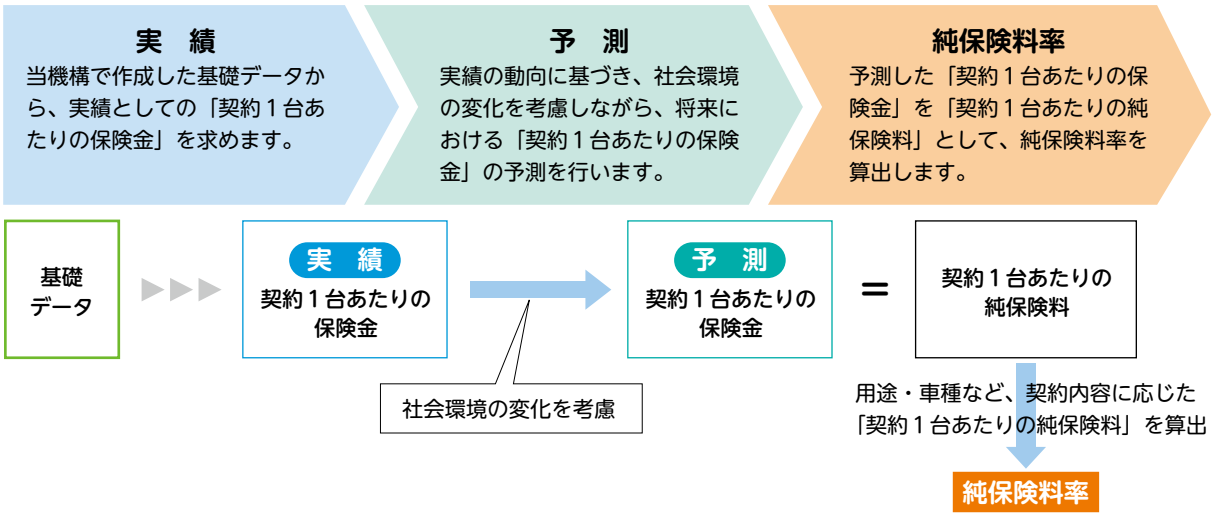

契約１台あたりの保険金

実際の予測にあたっては「契約１台あたりの保険金」は、「事故率」と「保険金単価」の２つの要素に分け、それぞれの要素別に予測しています。

$$\text{契約１台あたりの保険金} = \frac{\text{保険金総額}}{\text{契約台数}} = \frac{\text{保険金の支払件数}}{\text{契約台数}} \times \frac{\text{保険金総額}}{\text{保険金の支払件数}}$$

$\frac{\text{保険金の支払件数}}{\text{契約台数}}$：事故率（事故が起きる確率）

$\frac{\text{保険金総額}}{\text{保険金の支払件数}}$：保険金単価（1事故あたりの保険金）

②付加保険料率の算出

付加保険料率は、保険会社の決算に関するデータ等に基づき、経済に関する統計などを参考に算出します。

■付加保険料率の算出

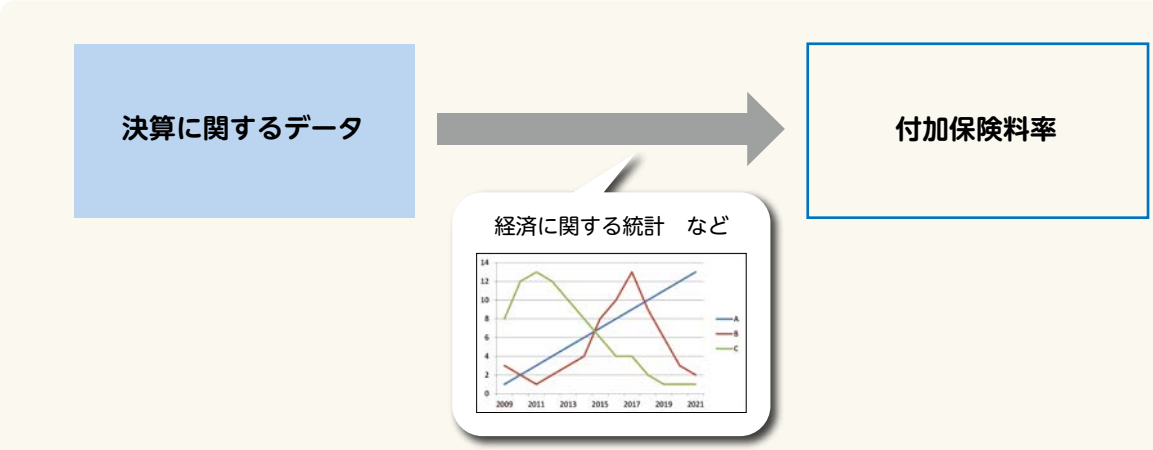

③賦課金率の算出

純賦課金率および付加賦課金率は、「自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令」に定められた計算式によって算出します。

■賦課金率の算出

3 自賠責保険の基準料率の算出後の流れ

当機構は、金融庁長官に、算出した自賠責保険基準料率の届出を行い、基準料率が「保険料率の３つの原則」および「ノーロス・ノープロフィットの原則」に適合していることについて審査を受けます。

■自賠責保険基準料率の算出後の流れ

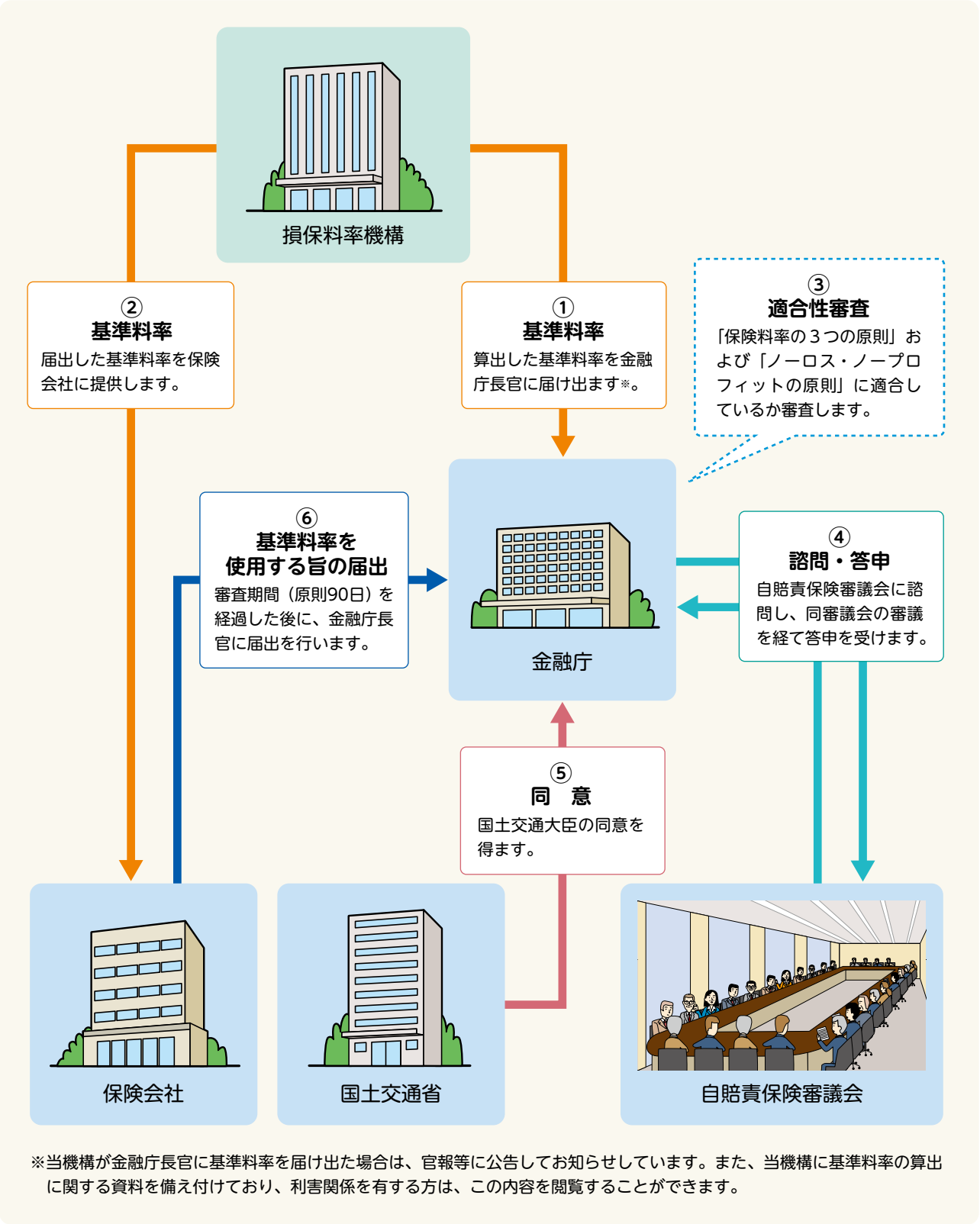

※当機構が金融庁長官に基準料率を届け出た場合は、官報等に公告してお知らせしています。また、当機構に基準料率の算出に関する資料を備え付けており、利害関係を有する方は、この内容を閲覧することができます。

4 自賠責保険の基準料率の検証と改定

基準料率は、算出した時点では適正であっても社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、当機構では基準料率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、これを「検証」といいます。この検証の結果、改定の必要があれば基準料率の改定の届出を行います。

■自賠責保険基準料率の検証と改定の流れ

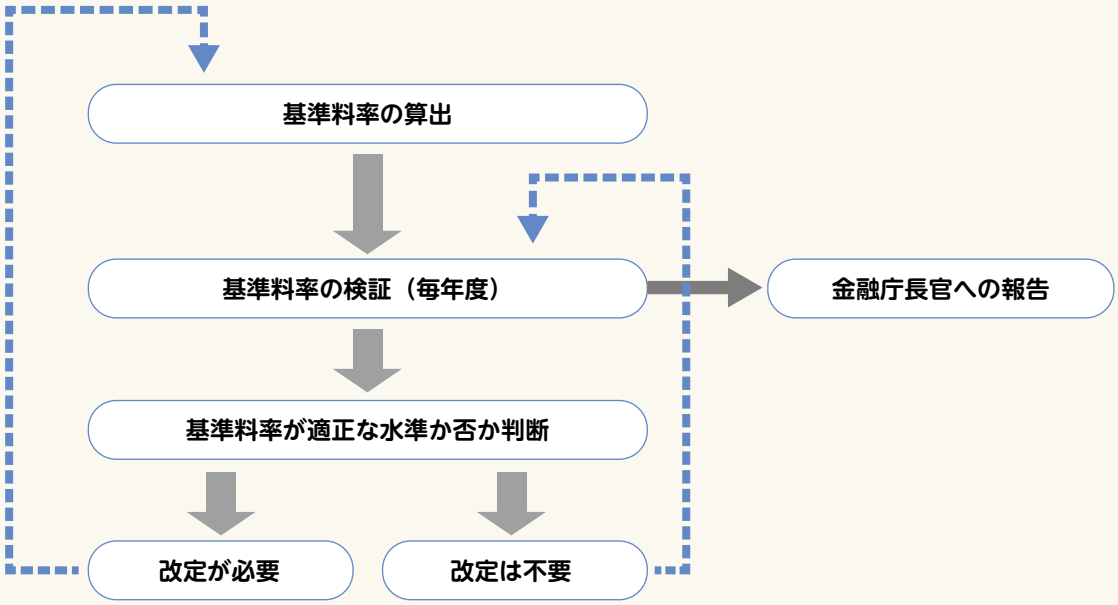

自賠責保険基準料率水準の検証結果については、金融庁長官への報告後、毎年、自賠責保険審議会で審議が行われることになっています。

3 自賠責保険料率の現況

保険料（収入）と保険金（支払い）の推移について説明します。

1 保険料（収入）の状況

自賠責保険の保険料は、契約台数の増減のほか、料率改定の影響などにより変動します。

例えば、2017年度から保険料が減少していますが、これは2017年４月に基準料率を平均6.9%引き下げたことが影響しています。

図１　保険料の推移

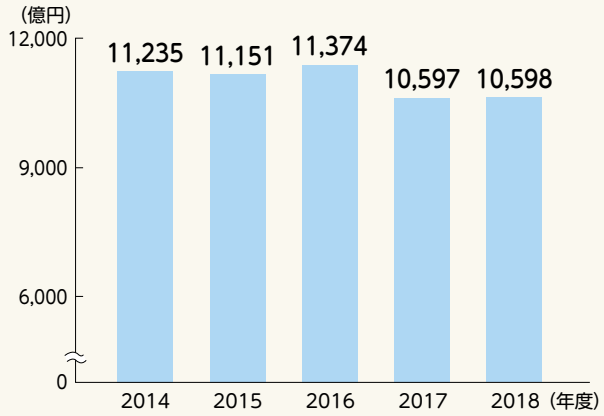

※自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。

図２　契約台数の推移

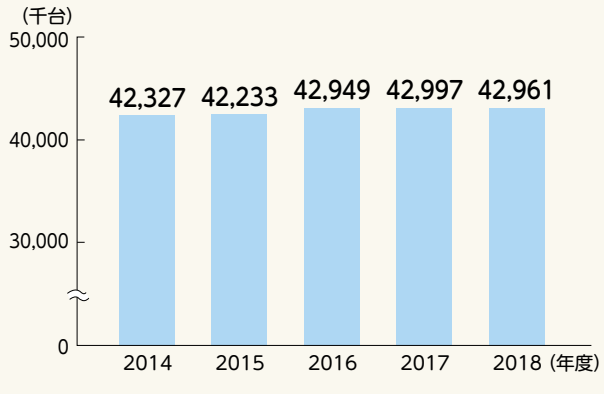

※自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。

保険料

図１の「保険料」には、２ 1 (1)自賠責保険の保険料率（P11）に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

集計方法について

特にことわり書きのない場合は、リトン・ベイシスの数値です（以下、同様）。リトン・ベイシスとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。

自動車保有車両数と新車新規登録台数の推移

自動車保有車両数は、増加傾向となっています。

また、新車新規登録台数も、2016年度以降増加に転じています。新車新規登録台数は、景気や税制の動向に左右されやすいことから、自動車保有車両数と比べて年度により変動が大きくなる傾向があります。

図３　自動車保有車両数と新車新規登録台数の推移

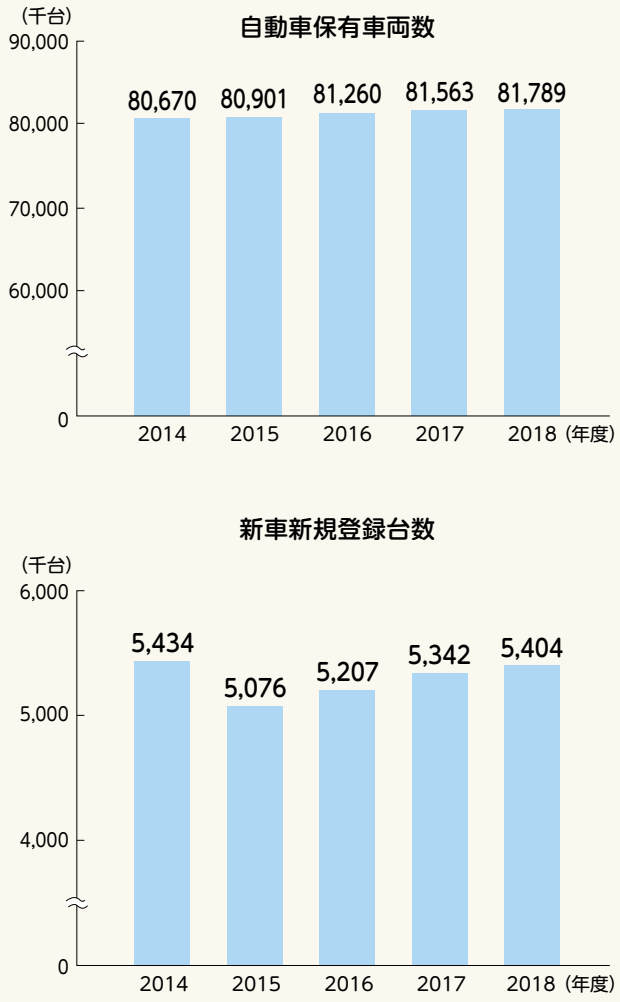

※「自動車保有車両数・月報」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会）から作成

memo

契約台数の推移の特徴

自賠責保険の保険期間は、車検期間を満たす必要があることから、契約する保険期間は、２年や３年など、１年を超えるケースが大半を占めます。また、自賠責保険の契約台数は、保険期間にかかわらず、その年度に契約を締結した台数を集計しています。このため、契約台数の推移は、過去の契約状況に左右されるといった特徴があります。

例えば、自家用乗用車の車検期間は、新規の場合が３年となっているため、ある年度に自家用乗用車の新車販売が好調（低調）だったとすると、自賠責保険の自家用乗用車の契約台数は、新車販売が好調（低調）だった年度だけではなく、車検を迎える３年後にも多く（少なく）なる傾向があります。

2 保険金（支払い）の状況

自賠責保険の保険金は、減少傾向で推移しており、2018年度は約7,600億円となっています。受傷形態（死亡・後遺障害・傷害）別に内訳をみると、死亡と後遺障害の保険金は減少傾向が続いており、傷害の保険金についても、2015年度に若干増加したほかは減少傾向で推移しています。

図４　保険金の推移

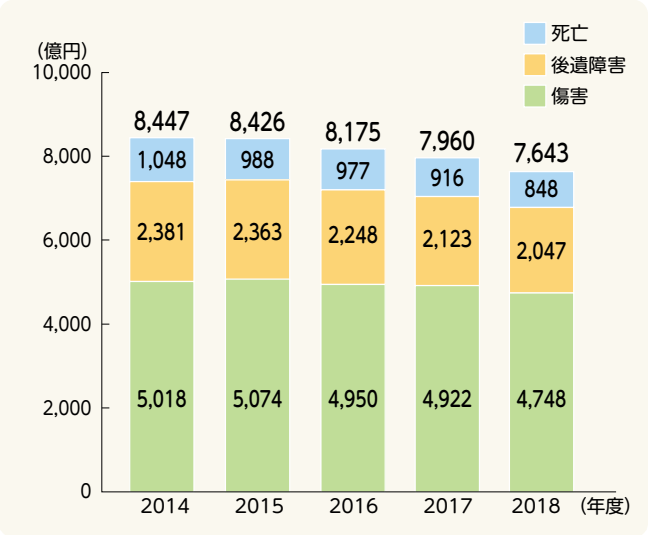

※1　自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。
※2　死亡保険金および後遺障害保険金には、それぞれに至るまでの傷害による損害を含んでいます。

支払件数と保険金単価の状況は以下のとおりです。

支払件数の推移

自賠責保険の支払件数は、概ね減少傾向で推移しており、先進安全技術の普及促進に伴う追突事故の減少等を背景に2018年度は約115万件まで減少しています。受傷形態（死亡・後遺障害・傷害）別に内訳をみると、死亡と後遺障害の支払件数は減少傾向が続いており、傷害の支払件数についても、2015年度に若干増加したほかは減少傾向で推移しています。

図５　支払件数の推移

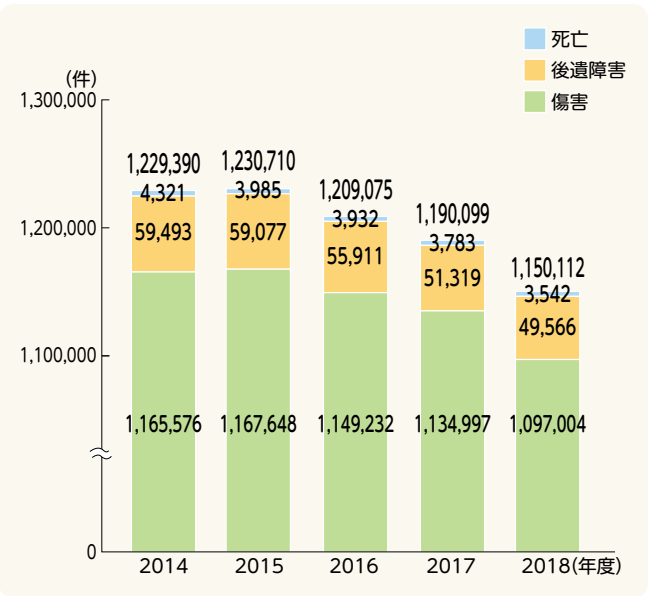

※自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。

交通事故死傷者数の推移と比較すると、死亡の支払件数は、交通事故死者数と概ね同様の減少傾向となっていますが、傷害の支払件数は、人身事故として警察に届出がなされなかった事故への支払いが増加しているため、交通事故負傷者数の減少傾向よりも減少度合いは緩やかになっています。

図６　交通事故死傷者数の推移

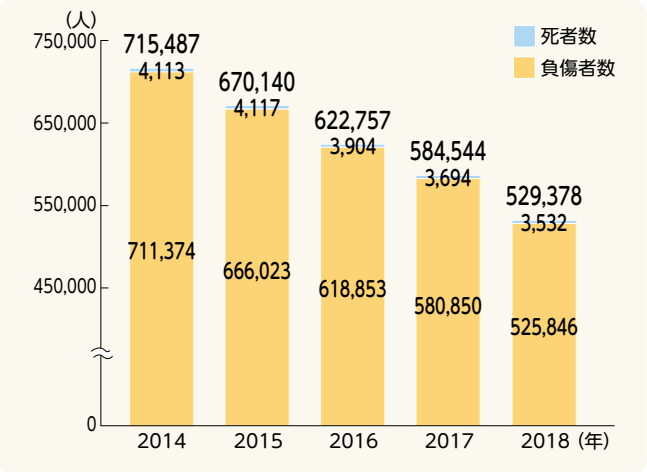

※「平成30年中の交通事故の発生状況」（警察庁交通局）から作成

人身事故として警察に届出がなされなかった事故への支払い

交通事故が発生した場合、基本的には、人身事故あるいは物件事故として警察に届出がなされますが、自賠責保険では、人身事故として警察に届出がなされなかったものであっても、実際に負傷されたことが確認された場合には支払いを行うことが必要であり、近年、このような支払いが増加しています。この理由として、交通事故に遭われた方の手続き的な負担にも配慮し、物件事故扱いのまま保険金請求が行われるケースが増えてきていることが挙げられます。

自賠責保険の傷害支払件数のうち、人身事故として届出がなされた事故への支払いは、交通事故負傷者数と同様に減少しているものの、人身事故として届出がなされなかった事故への支払いが増加しています。この結果、自賠責保険の傷害支払件数も減少はしているものの、その減少割合は、交通事故負傷者数の減少割合より小幅となっています。

memo

自賠責保険支払件数と交通事故死傷者数の主な集計上の違い

自賠責保険支払件数と交通事故死傷者数には、以下のような集計上の違いがあります。

	自賠責保険支払件数（図５）	交通事故死傷者数（図６）
死亡事故	事故発生からの経過時間にかかわらず、保険金を支払った件数を集計	事故発生から24時間以内の死者数を集計
警察への届出の種類	人身事故だけでなく物件事故として警察に届出がなされたものなどを含め、保険金を支払った件数を集計	人身事故として警察に届出がなされたものを集計

人身事故として届出がなされなかった場合で自賠責保険が支払われるケースとは？

事故当時、ケガの自覚症状がなかった場合や、ケガが軽微であった場合には、人身事故として警察に届出を行わないまま、その後、ケガの治療を行うことがあります。このようなケースでも、医師による診断書などの提出により、事故とケガの発生に因果関係が確認された場合には、自賠責保険の保険金が支払われます。

保険金単価の推移

自賠責保険の保険金単価は、70万円弱で推移しています。

また内訳をみると、年度による増減はあるものの、死亡、後遺障害、傷害の保険金単価について、いずれも大きな変動は見られません。

図７　保険金単価の推移

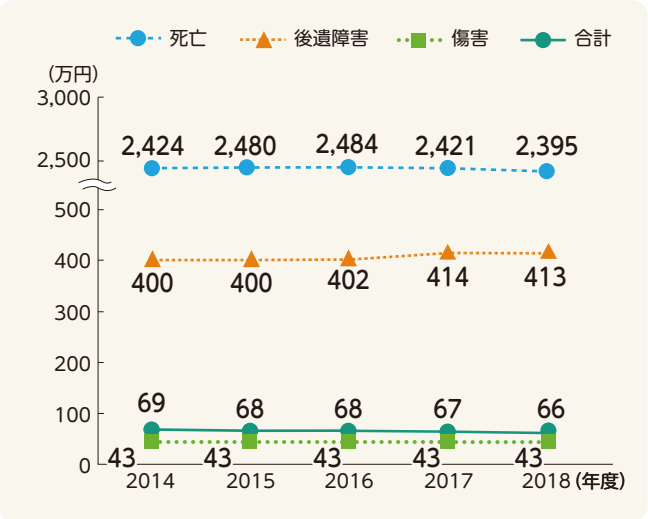

※1　自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。
※2　死亡保険金および後遺障害保険金には、それぞれに至るまでの傷害による損害を含んでいます。

死亡保険金単価に影響する要因

死亡保険金の内訳としては、「逸失利益」、「慰謝料」、「葬儀費」があります。このうち、過半を占める逸失利益は、就労可能年数（亡くならなければ働くことができたであろう年数）や給与額を基に計算されるため、被害者の年齢構成の変化や賃金の増減等による影響を受けます。

死亡保険金の内訳（逸失利益、慰謝料、葬儀費）

逸失利益…被害者が亡くならなければ将来得ることができたと考えられる収入額から、本人の生活費を控除したもの
慰 謝 料…被害者本人や遺族の精神的苦痛に対する補償
葬 儀 費…通夜、祭壇、火葬、埋葬、墓石などに要する費用

後遺障害保険金単価に影響する要因

後遺障害保険金の内訳としては、「逸失利益」、「慰謝料等」があります。これら後遺障害の保険金は、身体に残った障害の程度に応じた1～14級の「後遺障害等級」ごとに定められた基準に基づき計算されます。また、支払限度額である保険金額も後遺障害等級ごとに異なります。

したがって、保険金額の高い等級の構成割合が増加すれば保険金単価は増加することとなり、逆に保険金額の低い等級の構成割合が増加すれば保険金単価は減少することとなります。

後遺障害保険金の内訳（逸失利益、慰謝料等）

逸失利益…身体に障害を残し労働能力が減少したために生じた、将来得ることができたと考えられる収入額の減少
慰謝料等…精神的・肉体的な苦痛に対する補償など

後遺障害等級別の認定件数については、5 3 後遺障害認定の現況（P38）をご参照ください。

傷害保険金単価に影響する要因

傷害保険金の内訳は、「治療費」、「休業損害」、「慰謝料」が中心となります。このうち、損害額の約半分を占める治療費は、入通院日数の増減の影響を受けるため、平均入通院日数が増加（減少）すれば、傷害の保険金単価を増加（減少）させる要因となります。

傷害保険金の主な内訳（治療費、休業損害、慰謝料）

治 療 費…診察料、入院料、投薬料、手術料、処置料、通院費など
休業損害…事故による傷害によって発生した収入額の減少（有給休暇を使用した場合や家事従事者の場合を含む）
慰 謝 料…精神的・肉体的な苦痛に対する補償

傷害による損害額の費目別構成比については、5 2 保険金の支払状況（P37）をご参照ください。

トピックス1

2019年度 自賠責保険基準料率の検証結果

自賠責保険基準料率の検証結果は、毎年度、自賠責保険審議会に報告され、料率改定の必要性について論議されます。

2020年1月16日に開催された第140回自賠責保険審議会において、審議が行われた結果、自賠責保険基準料率を改定することが適当とされました。

基準料率の検証については、2 4 自賠責保険の基準料率の検証と改定（P19）をご参照ください。

（単位：億円）

契約年度	純保険料 A	保険金 B	収支残 当年度収支残 (A−B) C	収支残 累計収支残 D	損害率 (B÷A×100) E	予定損害率（105.9%）に対する乖離率 (E÷105.9%−1)×100 F
2016	8,634	7,623	1,010	△ 3,016	88.3%	—
2017	7,693	7,442	251	△ 2,765	96.7%	—
2018	7,696	7,218	478	△ 2,287	93.8%	—
2019	7,684	7,110	573	△ 1,714	92.5%	△ 12.7%
2020	7,708	7,050	658	△ 1,056	91.5%	△ 13.6%

※1 「令和元年度料率検証結果について」（金融庁、第140回自動車損害賠償責任保険審議会資料）から作成
※2 ポリシー・イヤー・ベイシスによる数値です。

損害率と予定損害率

損害率とは、純保険料に対する保険金の割合をいい、例えば、損害率が100%未満なら「保険金に対して純保険料が**余剰**」、100%超なら「保険金に対して純保険料が**不足**」であることを意味します。

予定損害率とは、料率改定時に見込んだ損害率をいいます。2017年4月の料率改定では、滞留資金を勘案して算出した結果、予定損害率は105.9%となっています。

滞留資金については、2 2（2）自賠責保険基準料率の算出方法（P15）をご参照ください。

ポリシー・イヤー・ベイシスとは

自賠責保険基準料率の料率検証では、契約年度ごとの収支状況を把握することに適しているポリシー・イヤー・ベイシスを用いています。

ポリシー・イヤー・ベイシスとは、当該年度に契約を締結した車両における収支を集計する方法であり、推計値が含まれるため、今後の支払額等の確定により変動することがあります。

トピックス 2

自賠責保険基準料率の改定

2020年1月16日に開催された第140回自賠責保険審議会で料率改定が必要との方向性が示されたことを受け、当機構は、同年１月20日に自賠責保険基準料率を平均で16.4%引き下げる届出を行いました。

同年１月22日に開催された第141回自賠責保険審議会において、審議の結果、基準料率については、当機構の届出のとおり変更することが適当であるとされました。

同年1月30日、届け出た基準料率に対する、金融庁長官による適合性審査が終了しました。

【届出の概要】

今回の届出は、交通事故の減少を主な背景として行ったものです。その他にも、消費税率の引上げ（2019年10月1日実施）、自賠責保険支払基準の改正（2020年4月1日施行）の影響も踏まえています。

(1) 純保険料率について、交通事故の減少による収支改善および滞留資金の活用等により、平均で16.3%の引下げを行いました。

(2) 付加保険料率（社費率および代理店手数料率）について、平均で0.1%の引下げを行いました。
社費率：保険金の支払件数の減少等により0.4%の引下げ
代理店手数料率：消費税率の引上げ等により0.3%の引上げ

主要車種の基準料率の例

改定率は、契約条件（車種、保険期間等）により異なります。主要な例を以下に示します。

●保険期間：24か月（２年契約）

（単位：円、%）

車　種	現行基準料率 A	改定基準料率 B	改定額 C=B−A	改定率 D=C÷A
自家用乗用自動車	25,830	21,550	△ 4,280	△ 16.6
自家用小型貨物自動車	29,470	24,790	△ 4,680	△ 15.9
軽自動車（検査対象車）	25,070	21,140	△ 3,930	△ 15.7
小型二輪自動車	11,520	9,680	△ 1,840	△ 16.0
原動機付自転車	9,950	8,950	△ 1,000	△ 10.1

離島および沖縄県を除く地域の場合

●保険期間：36か月（３年契約）

（単位：円、%）

車　種	現行基準料率 A	改定基準料率 B	改定額 C=B−A	改定率 D=C÷A
自家用乗用自動車	35,950	29,520	△ 6,430	△ 17.9
自家用小型貨物自動車	—	—	—	—
軽自動車（検査対象車）	34,820	28,910	△ 5,910	△ 17.0
小型二輪自動車	14,690	11,900	△ 2,790	△ 19.0
原動機付自転車	12,340	10,790	△ 1,550	△ 12.6

離島および沖縄県を除く地域の場合

今回の届出の詳細については、「【自賠責保険】基準料率届出のご案内」（https://www.giroj.or.jp/ratemaking/cali/202001_announcement.html）をご参照ください。

4 自賠責保険の損害調査とは

自賠責保険の損害調査（以下、自賠責共済の損害調査も含みます）では、請求書類に基づき事故状況や被害者の方が被った損害額の詳細な調査を行います。その調査は当機構が全国に地区本部と自賠責損害調査事務所を設置して行っています。

自賠責保険は、自動車による人身事故の被害者救済を目的として法令で契約が義務付けられている社会政策的な側面を持つ保険であることから、公正で適正な保険金の支払いが迅速に行われる必要があります。このため、当機構では、全国に７か所の地区本部と54か所の自賠責損害調査事務所を設置して、自賠責保険の損害調査を行っています。

なお、これらの調査結果は、自賠責保険の基準料率の算出に際しても重要な基礎資料として活用されています。

損害調査で得たデータの活用方法については、２ 2 自賠責保険の基準料率の算出（P14）をご参照ください。

1 自賠責保険の損害調査の流れ

①請求者は、保険会社に必要書類を提出します。

②保険会社は、請求書類に不備がないか確認のうえ、請求書類を自賠責損害調査事務所へ送付します。

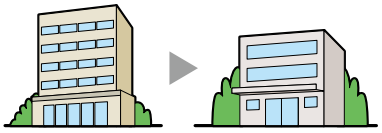

③自賠責損害調査事務所では、請求書類に基づいて、事故発生の状況、支払いの的確性※１および発生した損害の額などを公正かつ中立的な立場で調査※２し、その結果を保険会社に報告します。

④報告を受けた保険会社は、自賠責損害調査事務所の調査結果に基づいて支払額を決定し、請求者に支払います。

※１　自賠責保険の対象となる事故かどうか、また、傷害等による損害と事故との間に因果関係があるかどうかなどの調査を行っています。
※２　保険会社から送付された請求書類の内容だけでは、事故に関する事実確認ができないものについては、必要に応じて次のような調査を行います。
①事故当事者に対する事故状況の照会
②事故現場等での事故状況・周辺状況の把握
③医療機関に対する被害者の治療状況の確認

2 自賠責保険の損害調査の体制

保険会社に請求があると、自賠責損害調査事務所に請求書類が送られ、当機構において次の体制で損害調査を行っています。

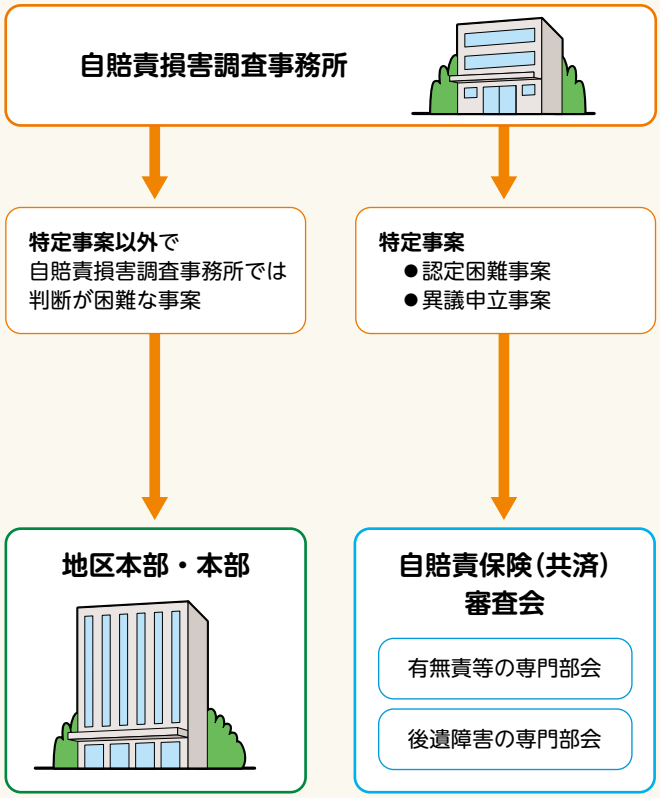

①保険会社で受け付け、自賠責損害調査事務所に書類が送付された請求事案について、自賠責損害調査事務所で損害調査を行います。

②損害調査の過程において、自賠責保険から支払われない（無責）または重大な過失により減額される可能性がある事案や、後遺障害の等級認定が難しい事案など、自賠責損害調査事務所では判断が困難な事案については、自賠責損害調査事務所の上部機関である地区本部や本部で審査を行います。

③「特定事案」（次ページの トピックス3 参照）は、「自賠責保険（共済）審査会」で審査を行います。審査結果は保険会社に報告します。

「自賠責保険（共済）審査会」については次ページ トピックス3 をご参照ください。

トピックス3

自賠責保険（共済）審査会における審査について

認定が困難なケースや異議申立てがあったケースなどについては、その審査にあたって特に慎重かつ客観的な判断が必要とされます。そこで、当機構では、自賠責保険（共済）審査会を設置し、審査体制を整えています。

審査会では、審査の客観性・専門性を確保するため、日本弁護士連合会が推薦する弁護士、専門医、交通法学者、学識経験者等、外部の専門家が審議に参加するとともに、事案の内容に応じ専門分野に分けて審査を行います。

審査会の対象となる事案は「特定事案」といい、次のような事案が対象となります。

有無責等の専門部会	[対象となる事案] ・死亡事案で全く支払われないか減額される可能性がある事案等 ・異議申立事案
後遺障害の専門部会	[対象となる事案] ・脳外傷による高次脳機能障害に該当する可能性がある事案等 ・非器質性精神障害に該当する可能性がある事案等 ・異議申立事案

※異議申立事案のうち、新たな資料の提出等によって自賠責保険から追加支払いができる事案や、自賠責保険支払基準に定める各損害項目の認定金額に対する異議申立事案等は、審査会の対象になりません。

【審査会制度の変遷】

■1998年４月 …「自賠責保険有無責等審査会」および「自賠責保険後遺障害審査会」を設置

- 死亡事故における加害者の責任の有無や後遺障害の等級認定に関し、特に慎重かつ客観的な判断が必要とされる事案を「特定事案」として審査する体制を作りました。
- 結論に対して異議が申立てられた場合には、当機構以外の第三者のみで構成される「自賠責保険有無責等再審査会」および「自賠責保険後遺障害再審査会」でその審査を行う体制も作りました。

■2001年１月 …「自賠責保険高次脳機能障害審査会」を設置

- 脳外傷による高次脳機能障害について審査を行う「自賠責保険高次脳機能障害審査会」を設置しました。

■2002年４月 … 審査体制の拡充を実施

- 従来の「自賠責保険有無責等再審査会」および「自賠責保険後遺障害再審査会」を廃止して、「自賠責保険（共済）審査会」による新たな審査体制とし、死亡事故における加害者の責任の有無や後遺障害の内容等にあわせた「専門部会」を設置しました。本部および地区本部に設置済みの「自賠責保険高次脳機能障害審査会」も後遺障害の専門部会の一つとして位置付け、名称も「高次脳機能障害専門部会」と改めました。

■2004年４月 …「非器質性精神障害専門部会」を設置

- 脳の損傷を伴わない精神障害について審査を行う「非器質性精神障害専門部会」を設置しました。

参考 「自賠責保険（共済）審査会」で審査を行った件数

図8 有無責等の専門部会〈2018年度〉

（単位：件）

死傷別	審査結果					審査件数
	減額なし	重大な過失による減額	無責	再調査	その他	
死亡	71	185	289	19	519	2,127
傷害	137	438	469			
合計	208	623	758			

※「その他」は、対象可否・因果関係・時効等が問題となった件数です。

図9 後遺障害（高次脳機能障害・非器質性精神障害を除く）の専門部会〈2018年度〉

（単位：件）

審査結果				審査件数
等級変更あり	等級変更なし	再調査	その他	
1,447	10,515	285	196	12,443

※「その他」は、時効等が問題となった件数です。

図10 高次脳機能障害および非器質性精神障害の専門部会〈2018年度〉

高次脳機能障害（単位：件）

地区本部審査件数	本部審査件数
3,640	1,125

非器質性精神障害（単位：件）

地区本部審査件数	本部審査件数
419	516

memo

脳外傷による高次脳機能障害とは？

脳外傷による高次脳機能障害とは、脳外傷後の急性期に始まり多少軽減しながら慢性期へと続く、典型的な症状としては多彩な認知障害、行動障害、および人格変化等の特徴的な臨床像をいいます。

認知障害：記憶・記銘力障害、注意・集中力障害、遂行機能障害などで、具体的には、新しいことを覚えられない、気が散りやすい、行動を計画して実行することができない、複数のことを同時に処理できない、話が回りくどく要点を相手に伝えることができない、など

行動障害：周囲の状況に合わせた適切な行動ができない、職場や社会のマナーやルールを守れない、行動を抑制できない、危険を予測・察知して回避的行動をすることができない、など

人格変化：受傷前にはみられなかった発動性低下と抑制低下であり、具体的には自発性低下、気力の低下、衝動性、易怒性、自己中心性、など

非器質性精神障害とは？

脳の損傷を伴わない精神障害のことをいい、具体的な症状としては、抑うつ状態、不安の状態、意欲低下の状態、慢性化した幻覚・妄想性の状態、記憶または知的能力の障害、その他の障害（衝動性の障害、不定愁訴など）があります。

3 自賠責保険の支払基準

自賠責保険では自賠法の規定により、「保険会社は、国土交通大臣および内閣総理大臣の定める支払基準に従って保険金を支払わなければならない」と定められています。

自賠責保険の支払基準は、傷害による損害、後遺障害による損害、死亡による損害、死亡に至るまでの傷害による損害および減額について定めており、賃金、物価、賠償水準の動向を考慮して適正水準を維持するよう、必要の都度、改正されています。

※自賠責保険の支払基準は2020年4月1日付で改正されました。
自賠責保険支払基準の改正は、2020年4月１日施行の改正民法による法定利率の変更を反映するとともに、平均余命年数や物価・賃金水準の変動等も反映したものです。

4 自賠責保険と自動車保険（対人賠償責任保険）の関係

自賠責保険では、自動車の保有者が自賠法に基づく人身損害の賠償責任を負った場合に、政令に定められた限度額の範囲で保険金が支払われます。限度額は右のとおりです。

死亡の場合	3,000万円
後遺障害の場合	75万円～ 4,000万円 （後遺障害の程度による）
傷害の場合	120万円

自動車保険の中で、自賠責保険と同様に他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償する保険である対人賠償責任保険は、自賠責保険から支払われる額の超過部分を支払う保険であり、自賠責保険との関係において、上積み保険として機能しています。

■支払われる保険金の内訳

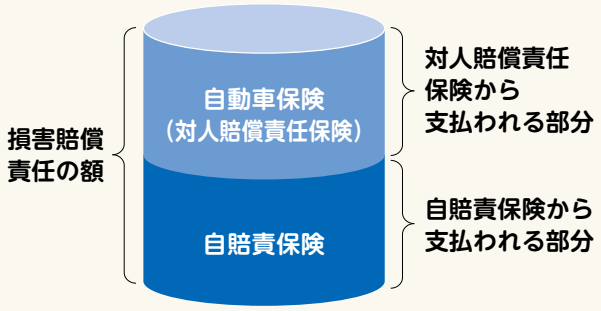

参考 一括払制度

対人賠償事故に関する保険が二本建ての構造となっているため、請求者はそれぞれの保険に対して保険金などを請求しなければならず、また、自賠責保険の保険金支払額が確定しなければ対人賠償責任保険の保険金支払額を決定することができないという問題がありました。そこで、保険金請求手続きの簡便化・保険金支払の迅速化を図るため、1973年８月から自賠責保険と対人賠償責任保険の一括払制度が導入されています。本制度は、対人賠償責任保険の保険会社が請求者に対して、自賠責保険から支払われる保険金部分も含めて一括して支払うものです。

2018年度の対人賠償責任保険における死亡認定額の構成比は図11のとおりです。これによれば4,000万円超の事案が４割以上を占めています。

図11　対人賠償責任保険 死亡認定額構成比〈2018年度〉

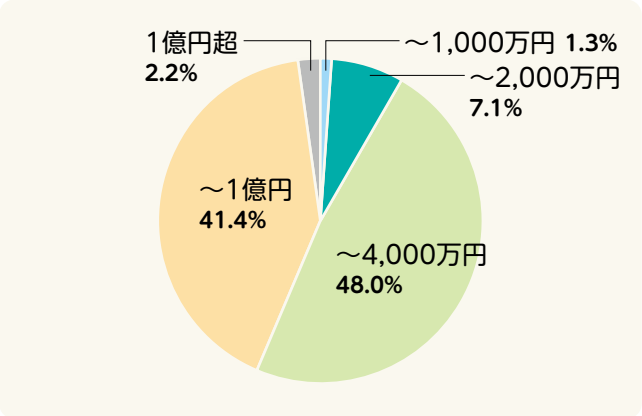

※「認定額」とは、自賠責保険と上積み部分の対人賠償責任保険の双方で認定された治療費、逸失利益や慰謝料等の合計額です。

参考 対人賠償責任保険の内払制度

内払とは、損害額が確定する前に保険金の一部を支払うことをいいます。

2018年度における内払の実施状況は、図12のとおり対人賠償責任保険で保険金の支払いがあったもののうち、96.8%となっています。

このことから、最終的に自動車事故についての解決が行われるまでの間、被害者などの利便を図るために内払が実施されています。

なお、自賠責保険においては、請求された都度、追加払をすることとしており、請求者の利便性は確保されています。

図12　対人賠償責任保険 内払実施状況の推移

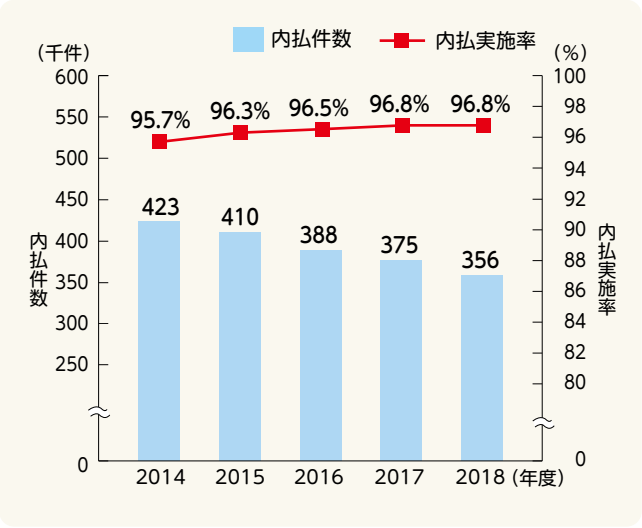

5 自賠責保険から支払われない場合

自賠責保険は、自動車の運行によって他人を死傷させ、自賠法上の損害賠償責任を負った場合の損害について支払われるものです。したがって、次のような場合には、自賠責保険では支払われません。

なお、本書では、過失割合に関わらず、相手自動車の自賠責保険に請求する者を「被害者」、請求される者を「加害者」と呼びます。以下、（1）（2）の〈例〉では、Aさんが相手自動車（B車）の自賠責保険に請求する場合、すなわちAさんが被害者であることを前提に説明します。また、（3）（4）の〈例〉でも、Aさんが被害者であることを前提に説明します。

（1） 加害者に賠償責任がない場合（無責）

〈例〉
正常に止まっている自動車（B車）にAさんが衝突し、死傷した場合

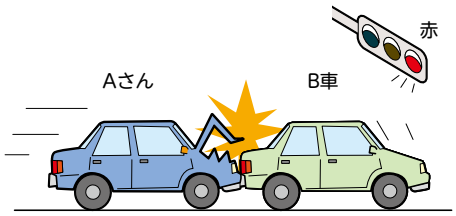

〈例〉
Aさんが信号無視をしたため、青信号に従って交差点に入った自動車（B車）と衝突してAさんが死傷した場合

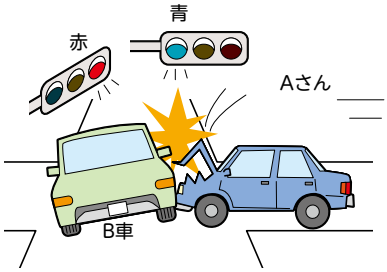

〈例〉
Aさんがセンターラインオーバーし、対向車線を走っていた自動車（B車）と衝突して死傷した場合

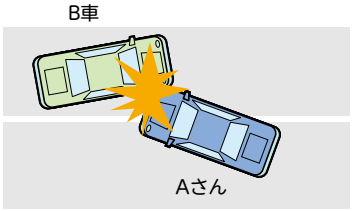

（2） 自動車の運行によって死傷したものではない場合（対象外）

〈例〉
駐車場に駐車してある自動車（B車）に、スケートボードで遊んでいた子供（Aさん）がぶつかって死傷した場合（駐車場に駐車してある自動車は運行中とはいえません）

※「運行」には、自動車の走行だけでなく、ドアの開閉、クレーン車のクレーン作業、ダンプカーの荷台の上げ下げ等も含みます。

（3） 賠償責任を負う「加害者」がいない場合［いわゆる自損事故］（対象外）

〈例〉
Aさんが電柱に自ら衝突し死傷した場合

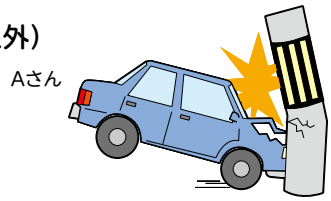

（4） 被害者が「他人」ではない場合（対象外）

〈例〉
Aさんが所有する自動車を友人が運転していて自損事故を起こした際、その自動車に同乗していたAさんが死傷した場合

※自動車の所有者や借受人などが、その自動車による事故で被害者となった場合には、その自動車の自賠責保険において「他人」に当たらないとして、お支払いできないことがあります。

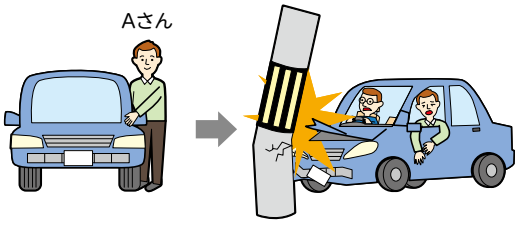

このほか、悪意による事故や同一の自動車に複数の自賠責保険が契約されている場合も、自賠責保険では支払われません。詳細は、1 2（3）保険金が支払われない場合(約款上の免責事由)（P10）をご参照ください。

参考 「無責」および「対象外」事故の件数の推移

図13 無責・対象外事故件数の推移

（単位：件）

年度	死亡		傷害	
	無責	対象外	無責	対象外
2014	375	66	6,509	1,406
2015	361	52	6,459	1,509
2016	385	56	6,042	1,638
2017	362	57	6,022	1,719
2018	289	67	5,734	1,470

※被害者が異議申立てを行った場合など、複数回の請求を行った場合は、複数件として集計しています。

6 自賠責保険から支払いが減額される場合

（1）重大な過失による減額

被害者保護を目的とする自賠責保険においては、被害者に重大な過失があった場合にのみ、その過失割合に応じて、右のとおり損害額から20%、30%、50%の減額を行うことになっています。損害額が支払限度額を超える場合には、支払限度額から減額されます。

減額適用上の被害者の過失割合	死亡による損害後遺障害による損害	傷害による損害
7割未満の場合	減額なし	
7割以上8割未満の場合	20%減額	20%減額
8割以上9割未満の場合	30%減額	
9割以上10割未満の場合	50%減額	

※任意保険（対人賠償責任保険）にはこの取扱いは適用されません。過失割合に応じて損害額から差し引かれます。

（2）因果関係判断困難による減額

死因または後遺障害発生原因が事故による外傷であることの判断が困難な場合、自賠責保険では、「因果関係判断困難」として、死亡・後遺障害による損害額の50%を認定する方法が採られています。

「重大な過失による減額」および「因果関係判断困難による減額（死亡事案）」の件数の推移は、図14のとおりとなっています。

図14 支払いが減額される対象となる事故件数の推移

（単位：件）

年度	減額適用上の被害者の過失割合			計	因果関係判断困難
	7割以上8割未満	8割以上9割未満	9割以上10割未満		
2014	4,980	11,987	2,653	19,620	65
2015	5,351	12,829	2,804	20,984	78
2016	5,179	13,136	2,908	21,223	86
2017	5,120	13,694	3,108	21,922	51
2018	5,127	14,564	3,007	22,698	72

※被害者が異議申立てを行った場合など、複数回の請求を行った場合は、複数件として集計しています。

5 自賠責保険の損害調査の現況

自賠責保険の損害調査における処理状況および保険金支払状況等について説明します。

1 請求事案の処理状況

（1）自賠責損害調査事務所における受付件数

2018年度に自賠責損害調査事務所で受け付けた自賠責保険の請求事案の件数は、約130万件となっており、前年度に比べ約1.1％の減少となっています。

図15 損害調査受付件数の推移

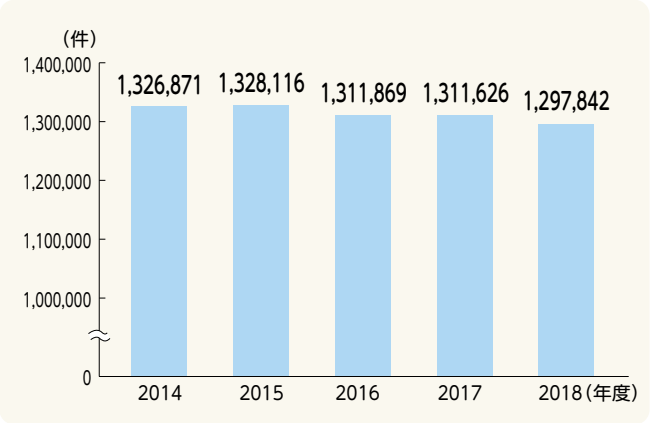

※「受付件数」は、被害者などが自賠責保険に対して行った１回の請求を１件として集計しています。例えば１人の被害者が自賠責保険に対して複数回の請求を行った場合には、複数件として集計することになります。

都道府県別の受付件数の推移は第6表（P98）をご参照ください。

（２）損害調査の所要日数

2018年度において、自賠責損害調査事務所における受付から30日以内に調査が完了した自賠責保険の事案の割合は、死亡では全体の79.2％、後遺障害では同77.3％、傷害では同98.6％となっています。

図16　自賠責損害調査事務所における損害調査所要日数〈2018年度〉

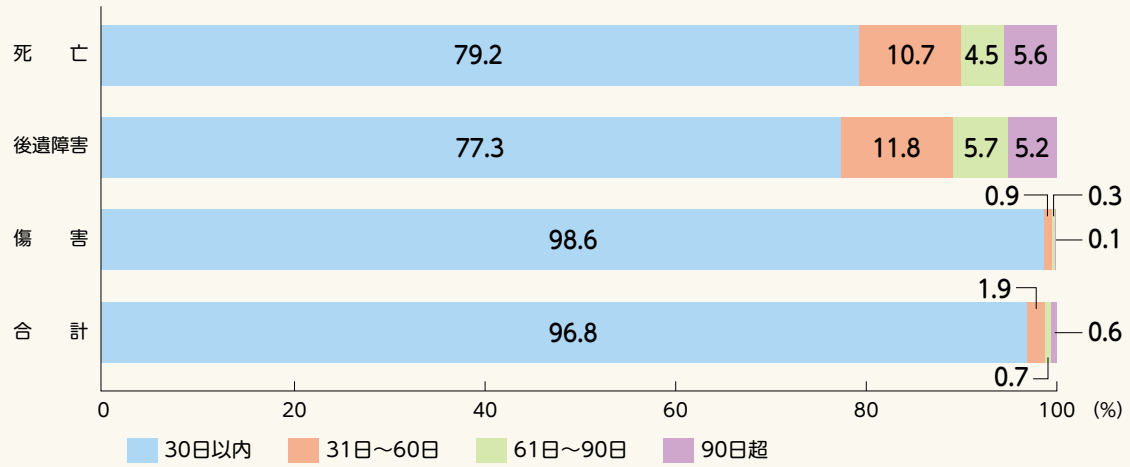

※自賠責損害調査事務所での所要日数であり、本部、地区本部で審査中の日数および事前認定事案は除きます。
事前認定とは、保険会社が、保険金支払いをする前に自賠責保険における損害賠償責任の有無および、後遺障害の等級などを確認する必要があると判断した場合に、当機構に確認を行うことをいいます。

2 保険金の支払状況

保険金の支払状況については、3[2]保険金（支払い）の状況（P22）をご参照ください。

なお、傷害による損害額の費目別構成比は、治療関係費（治療費+その他）が49.6％と約半数を占め、慰謝料が約４割、休業損害が残りの約１割となっています。

図17　傷害による損害額の費目別構成比〈2018年度〉

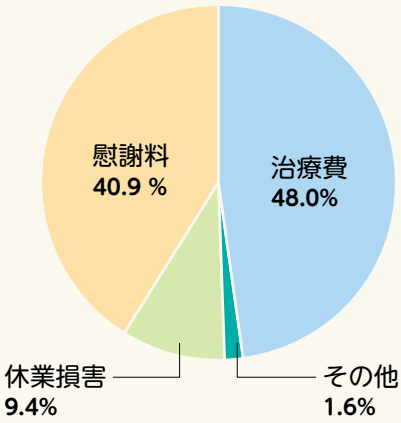

3 後遺障害認定の現況

自賠法施行令により、介護を要する後遺障害は「別表第一（第1級・第2級）」、その他の後遺障害は「別表第二（第1級～第14級）」に定められています。また、後遺障害が残存する身体の部位・機能などに応じて35の系列に区分されています。

後遺障害等級表は第48表（P158）をご参照ください。

図18 後遺障害等級別認定件数〈2018年度〉

（単位：件）

等級	別表第一（介護を要する後遺障害）		別表第二（その他の後遺障害）														合計
	1	2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
件数（構成比）	785 (1.47%)	425 (0.80%)	30 (0.06%)	93 (0.17%)	287 (0.54%)	165 (0.31%)	415 (0.78%)	518 (0.97%)	960 (1.80%)	1,874 (3.51%)	1,899 (3.56%)	1,776 (3.33%)	4,162 (7.79%)	9,061 (16.97%)	506 (0.95%)	30,453 (57.02%)	53,409 (100.00%)

※1 自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。
※2 2002年3月31日以前に発生した事故で現行の別表第一に相当するものは、別表第二の第1級・第2級として集計しています。
※3 「認定件数」は、同一年度内の損害調査が完了した事案から被害者１名あたりを１件として集計しています。したがって、同一の被害者が同一年度内に複数回の請求を行った場合でも1件として集計しています。
※4 損害調査が完了した件数から集計したものであり、保険金ベースの集計とは一致しません。

図19 後遺障害の系列別構成比〈2018年度〉

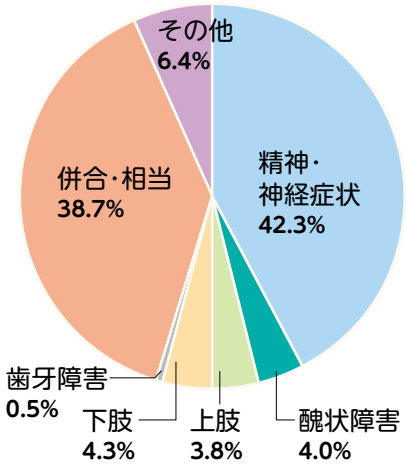

※「併合」や「相当」として認定された等級は個々の系列には区分できないことから、「併合・相当」として集計しています。

memo

等級とは

後遺障害等級は、身体に残った障害の程度に応じ、以下のように区分しています。
・介護を要する後遺障害：別表第一　第１級・第２級
・その他の後遺障害：別表第二　第１級～第14級
自賠責保険における等級の認定は、原則として労働者災害補償保険における障害の等級認定の基準に準じて行っています。

系列とは

後遺障害等級表では、身体の部位ごとの区分に加えて生理学的な観点から欠損障害、運動障害、醜状障害など一定のグループに細分化されており、これを系列といいます。

併合・相当とは

異なる系列の後遺障害等級を２つ以上有する場合に、１つの等級として認定することを併合といい、後遺障害等級表に定めのない後遺障害であって各等級の後遺障害に相当するとして認定した等級を相当といいます。

6 自賠責保険の医療費について

自賠責保険の損害調査における医療費の請求状況や治療日数等の医療に関連することについて説明します。

本項に掲載の医療費は自賠責保険に請求のあった費用等を集計したものであり、実際にお支払いをした保険金とは異なります。

1 医療費の現況

自賠責保険の医療費の適正化については、自賠責保険審議会答申に基づき諸施策を講じてきました。その一環として当機構では、自賠責保険金支払請求書類中の診断書、診療報酬明細書などの資料に基づき、医療費の傾向、特徴などの調査・分析を行っています。

自賠責保険における医療費の施設別請求状況は2018年度は総医療費3,428億円のうち、医療機関が80.7%（2,768億円）、柔道整復が18.8%（644億円）となっています。

医療費　医療機関での治療および柔道整復等での施術にかかった費用
診療費　医療機関での治療にかかった費用（薬局を含みます）
施術費　柔道整復での施術にかかった費用

柔道整復とは

打撲、捻挫、挫傷、脱臼および骨折に対して、外科的手段、薬品投与等の方法によらないで応急的または医療補助的方法によりその回復を図ることを目的として、接骨院や整骨院などで柔道整復師が行う施術のことをいいます。

図20　施設別請求状況〈2018年度〉

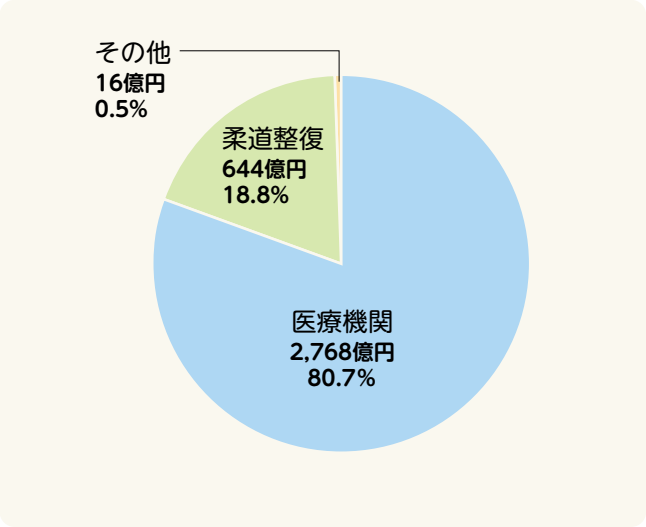

※1　「医療機関」には、薬局を含みます。
※2　「その他」には、歯科、あんま・はり・きゅうを含みます。

2 医療機関における現況

（1）総診療費、件数および平均診療費の推移

自賠責保険に対して請求のあった総診療費については、2016年度にそれまでの緩やかな増加傾向から減少に転じ、2017年度以降も減少しています。

件数も2016年度以降は減少しています。

都道府県別の総診療費および件数は
第7表（P99）をご参照ください。

図21 総診療費および件数の推移

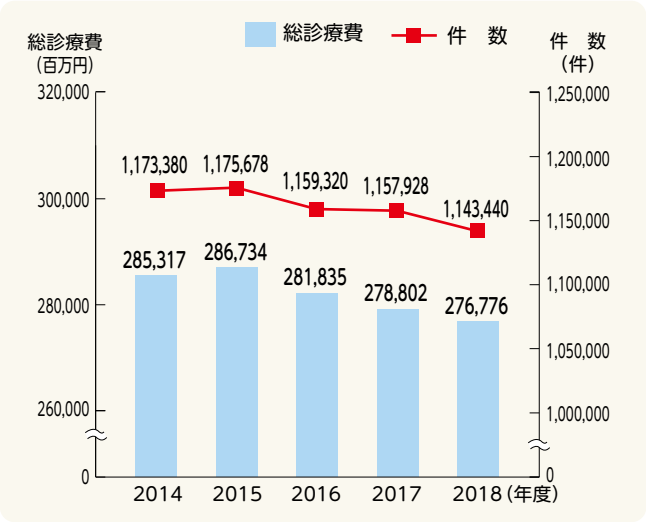

※　１人の被害者が同一年度、同一事故で複数の医療機関に受診した場合は、１件として集計しています（例えば、２つの医療機関に受診した場合も１件となります）。

また、平均診療費の推移を見ると、2018年度はわずかに増加しています。

図22 平均診療費の推移

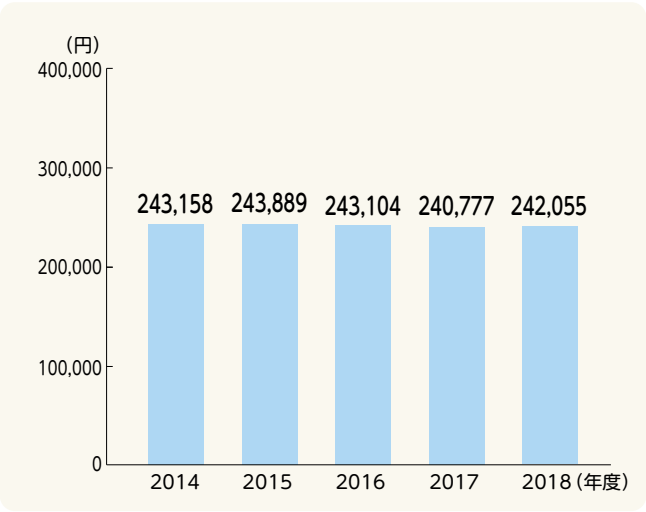

※　１人の被害者が同一年度で複数の医療機関に受診した場合は、１件として集計しています（例えば、２つの医療機関に受診した場合も１件となります）。

（２）自動車事故による受傷の状況

自動車事故により受傷した被害者について、受傷部位別の傷病数でみると、頚部が29.8％と最も高い割合になっており、以下、上肢が17.9％、腰背部が17.6％、下肢が16.5％となっています。

また、受傷の程度（傷害度）別にみると、軽度の傷害（傷害度1）が84.1％を占めており、大半が軽度の損傷であるといえます。

受傷部位別傷害度別傷病数・構成比は
第8表（P100）をご参照ください。

図23　受傷部位別傷病数構成比（傷害）〈2018年度〉

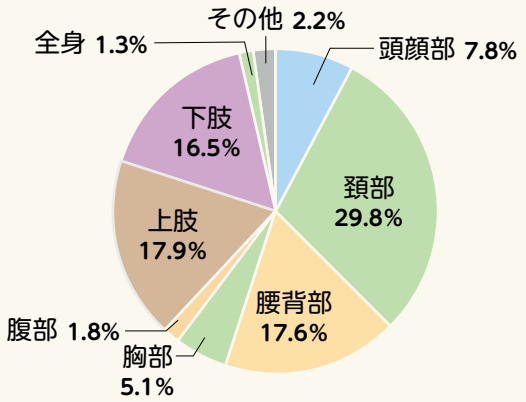

※1　被害者の初診時の傷病名から集計しています。
※2　１人の被害者が身体の２か所以上の部位に受傷した場合は、それぞれの部位を１個として集計しています。

図24　傷害度別傷病数構成比（傷害）〈2018年度〉

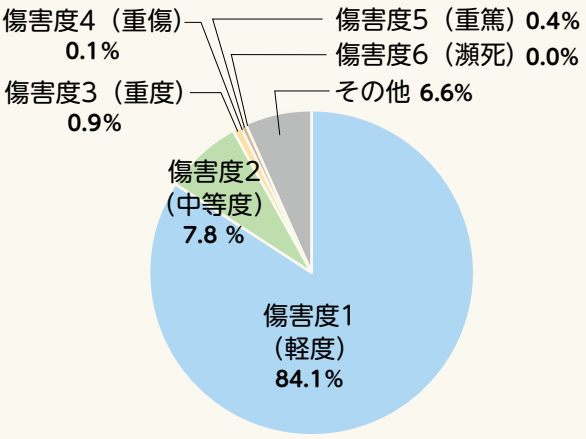

※1　被害者の初診時の傷病名から集計しています。
※2　１人の被害者で複数の傷害度がある場合は、それぞれの傷害度を１個として集計しています。

（3）診療期間および診療実日数の推移

被害者１人あたりの診療期間および診療実日数（診療期間中に実際に診療を受けた日数）は、2016年度以降減少傾向が続いています。

都道府県別の診療期間および診療実日数は第7表（P99）をご参照ください。

図25 診療期間および診療実日数の推移 （単位：日）

年 度	診 療 期 間	診 療 実 日 数
2014	69.3	19.7
2015	70.0	19.7
2016	68.7	19.6
2017	68.4	19.4
2018	68.3	19.2

※1人の被害者が同一年度、同一事故で複数の医療機関に受診した場合は、それらの診療期間、診療実日数を合算して集計しています。

また、2018年度における診療期間別の件数構成比をみると、30日以内が46.7%と最も多くなっています。

図26 診療期間別の件数構成比〈2018年度〉

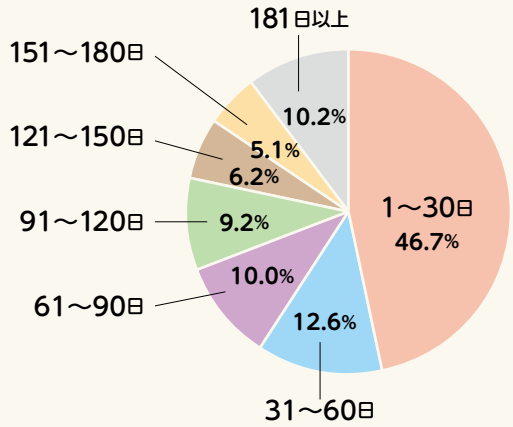

※１人の被害者が同一年度、同一事故で複数の医療機関に受診した場合は、それらの診療期間を合算して集計しています。

（4）社会保険の利用状況

自賠責保険における社会保険利用率の推移については、2018年度は11.3％であり、11%程度で推移しています。

図27 社会保険利用率の推移

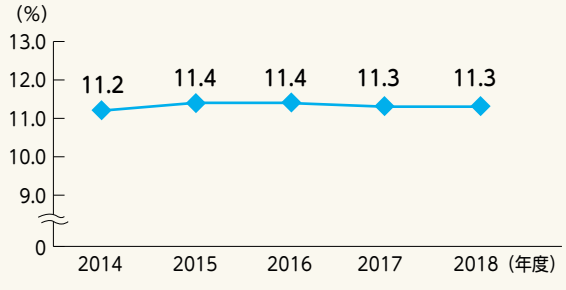

3 柔道整復における現況

（1）総施術費、件数および平均施術費の推移

自賠責保険に対して請求のあった総施術費および件数は、増加傾向で推移していましたが、いずれも2016年度に減少に転じ、2017年度以降も減少しています。

都道府県別の総施術費および件数は
第11表（P103）をご参照ください。

図28 総施術費および件数の推移

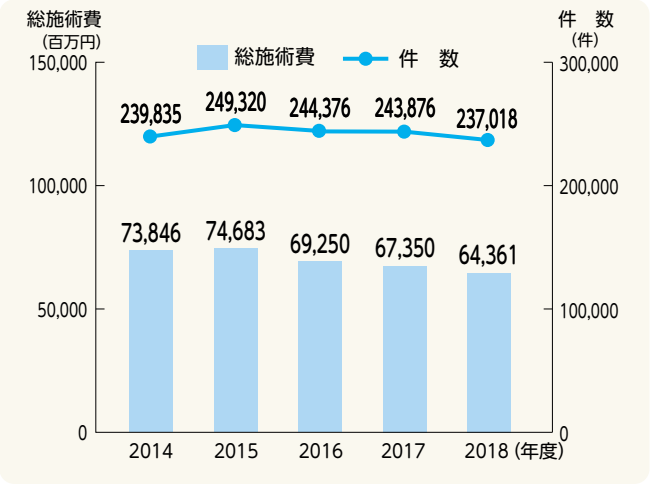

※ １人の被害者が同一年度、同一事故で複数の施術所に通所した場合は、１件として集計しています（例えば、２つの施術所に通所した場合も１件となります）。

また、平均施術費の推移をみると、減少傾向が続いています。

図29 平均施術費の推移

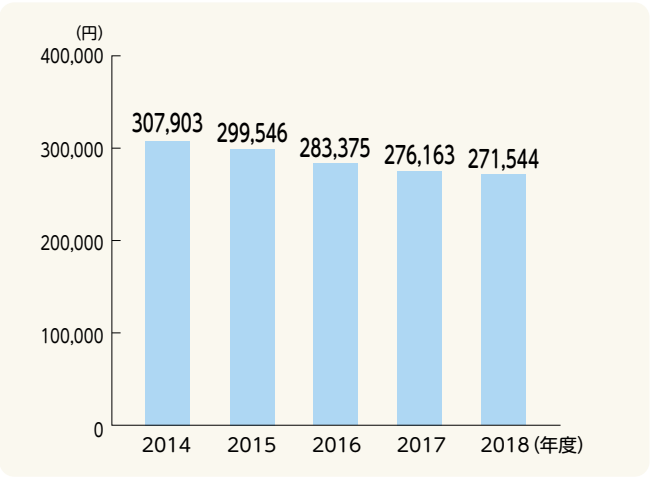

※ １人の被害者が同一年度で複数の施術所に通所した場合は、それらの施術費を合算して集計しています（例えば、２つの施術所に通所した場合も１件となります）。

（2）施術期間および施術実日数の推移

被害者１人あたりの施術期間および施術実日数（施術期間中に実際に施術を受けた日数）は、減少傾向が続いています。

都道府県別の施術期間および施術実日数は第11表（P103）をご参照ください。

図30　施術期間および施術実日数の推移　（単位：日）

年　度	施 術 期 間	施 術 実 日 数
2014	110.4	52.6
2015	108.6	51.4
2016	106.4	49.1
2017	105.2	48.4
2018	103.6	47.7

※１人の被害者が同一年度、同一事故で複数の施術所に通所した場合は、それらの施術期間、施術実日数を合算して集計しています。

2018年度における施術期間別の件数構成比をみると、91～120日が21.0%と最も多くなっています。

図31　施術期間別の件数構成比〈2018年度〉

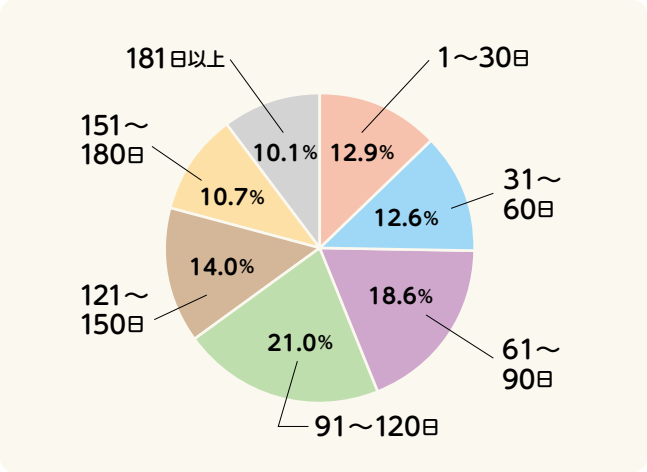

※１人の被害者が同一年度、同一事故で複数の施術所に通所した場合は、それらの施術期間を合算して集計しています。

7 政府保障事業とは

「ひき逃げ事故」や「無保険事故（無共済事故を含む。以下、同様）」のため、自賠責保険（共済）による救済を受けられない自動車事故の被害者を対象にした、国による救済制度です。

1 保障事業の概要

（1）仕組み

通常、自動車事故被害者は、加害車両に契約されている自賠責保険（共済）の保険金（共済金）の支払いを請求できます。しかし、「ひき逃げ事故」や「無保険事故」では、請求すること自体ができません。この場合に、政府（国土交通省）が、賠償責任のある者に代わって損害相当額（保障金）を被害者へ立て替え払いします。

したがって、政府（国土交通省）は、その立て替えた金額を限度として、被害者が賠償責任のある者に対して持っている請求権を取得します。そして、賠償責任のある者が判明した場合には、政府（国土交通省）はその者に立て替えた金額を請求します。

（2）支払限度額

保障事業から支払われる保障金の限度額は自賠責保険（共済）と同じです。ただし、保障事業は、加害者側の支払いや社会保険等（健康保険、労働者災害補償保険他21法令）からの給付によっても十分に救済されない被害者に対する最小限度の救済措置とされていますので、これらの金額に相当する額を保障金の限度額から控除します。

（3）保障事業の業務運営

政府（国土交通省）は、保障事業の業務のうち、保障金の支払額の決定以外の業務（支払請求の受理・損害額に関する調査・保障金の支払い等）を、保険会社などに委託しています。そのうち損害額に関する調査に係る業務は当機構に再委託されています。

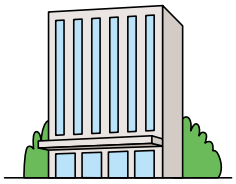

（4）財　　源

保障事業運営の財源は、自賠責保険料（共済掛金）の一部から賄われています。これは「ひき逃げ事故」や「無保険事故」の被害者の救済については、自動車運行の利益を享受する者の共同の責任で行うことが、自賠法の精神に照らしても妥当であるとの考えに基づくものです。

memo

ひき逃げ事故とは

自動車の運行によって人の生命または身体が害された場合において、加害運転者・加害車両が逃亡などにより判明しない事故のことで、歩行者がひかれた場合のみならず、自動車同士の接触・衝突により負傷した場合も含みます。

無保険事故とは

加害車両は判明しているが、自賠責保険（共済）が期限切れ等により契約されていない場合の事故を指します。

保障事業の請求窓口

自賠責保険（共済）を取り扱っている保険会社など（一部除く）にて、保障事業への請求も受け付けています。詳しくは、各社の窓口にお問い合わせください。なお、代理店では受け付けていませんので、ご注意ください。

2 保障事業の受付状況

（1）受付件数

2018年度における当機構の保障事業受付件数は、736件となっており、前年度に比べ26.0%の減少となっています。

都道府県別の受付件数は
第12表（P104）をご参照ください。

図32 受付件数の推移

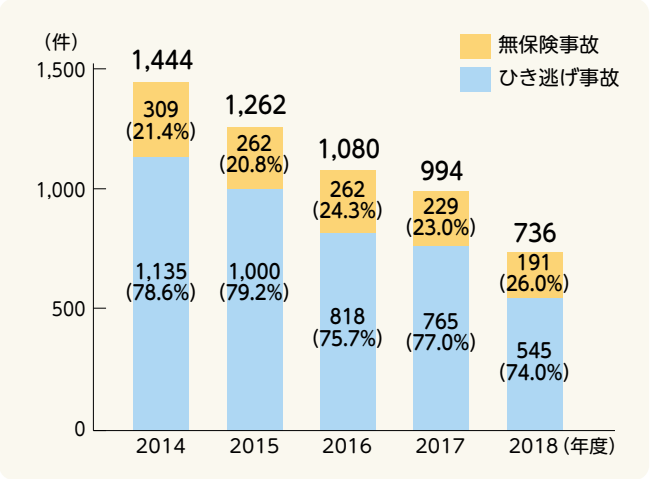

※2016年度以前の受付件数には、JA共済受付分は含まれません。

（2）支払保障金

2018年度に支払われた保障金は合計約8億円であり、前年度に比べ5.8%の減少となっています。

図33 保障金支払状況の推移

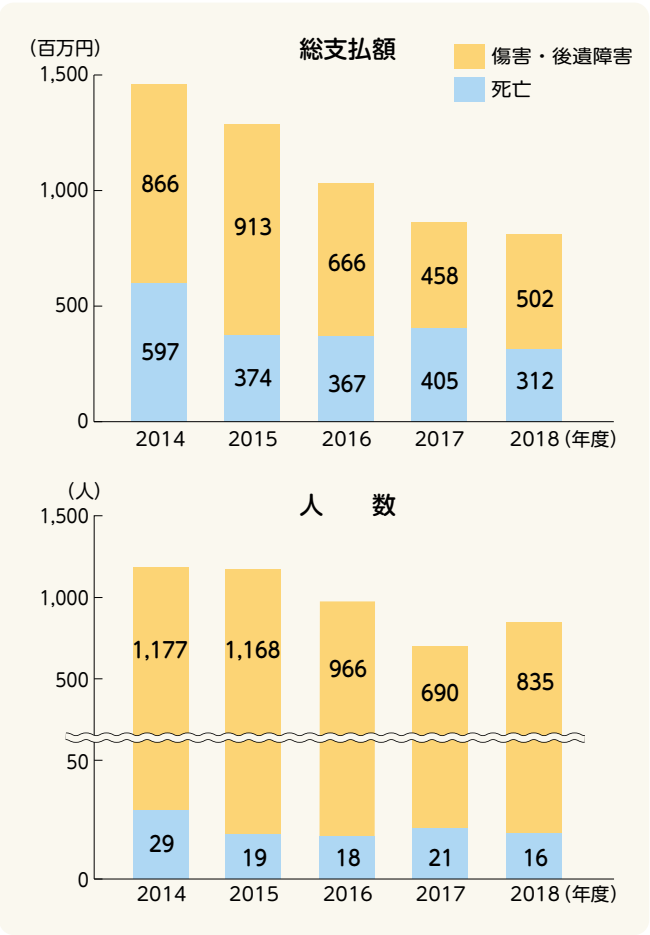

※1 「政府保障事業の保障金支払状況の推移」（国土交通省）から作成。
※2 JA共済を含む全保障事業受託事業者の受付分について集計されたものです。

1 自動車保険とは

自動車保険の保険約款の内容は、各保険会社によって異なります。

※一般的な自動車保険契約に関する説明には ◀一般的な自動車保険契約 と記載し、自動車保険参考純率に関する説明には ◀自動車保険参考純率 と記載しています。

1 自動車保険の保険約款

自動車保険の保険約款では、補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。 ◀一般的な自動車保険契約

■保険約款の構成

自動車保険の保険約款には、基本となる補償内容および契約の手続きに関する事項を定めた普通保険約款と、オプションとなる補償内容など普通保険約款の内容に追加・変更を行う特約があります。

保険約款

普通保険約款

＋

特　約

主な特約については、2(3)主な特約の内容（P52）をご参照ください。

2 自動車保険の補償内容

以下では、自動車保険の一般的な補償内容を説明していますが、個々の契約の補償内容は各保険会社が販売している保険の内容や保険契約者の方が選択される内容によって異なります。

（1）各保険の補償内容

←一般的な自動車保険契約

自動車保険には、以下のとおり、損害の種類に応じた様々な保険があり、これらの保険を組み合わせて補償内容が構成されています。

補償の対象	ヒト	モノ
他人への賠償	他人を死傷させた場合 **対人賠償責任保険**	他人のモノを壊した場合 **対物賠償責任保険**
ご自身の補償	ご自身や搭乗者が死傷した場合 **人身傷害保険** または **自損事故保険**※ **無保険車傷害保険** ⟷ 組み合わせ可能 **搭乗者傷害保険** ※人身傷害保険を付けない場合の限定的な補償として用意されています。	ご自分の車が壊れた場合 **車両保険**

❶他人への賠償に関する補償

■対人賠償責任保険（他人を死傷させた場合）

●保険金が支払われる場合

自動車事故で他人を死傷させ、
損害賠償責任を負った場合

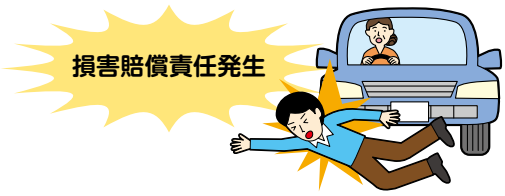

●支払われる保険金の額

損害賠償責任の額のうち、
自賠責保険から支払われる額を超える額

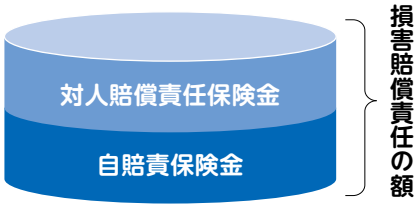

■対物賠償責任保険（他人のモノを壊した場合）

●保険金が支払われる場合

自動車事故で他人の車や建物などの財物を壊し、
損害賠償責任を負った場合

●支払われる保険金の額

損害賠償責任の額

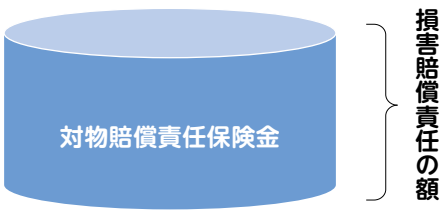

❷ ご自身の補償

■人身傷害保険（ご自身や搭乗者が死傷した場合）

●保険金が支払われる場合

自動車事故でご自身や家族またはご自分の車の搭乗者が死傷した場合

●支払われる保険金の額

事故の相手方との過失割合にかかわらず、実際に生じた損害※の額

Point 1 事故の相手方が損害賠償すべき額も含めて、死傷による損害全体がまとめて補償されます。

Point 2 相手方のいない単独事故の場合についても補償されます。

Point 3 損害の額は、保険約款に定められた基準により算定されます。

※損害とは、治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費などをいいます。

人身傷害保険を付けない場合の限定的な補償として、これらの保険も用意されています。

■自損事故保険

●保険金が支払われる場合

自動車事故でご自身や搭乗者が死傷した場合で、自賠法に基づく損害賠償請求権が発生しない場合

●支払われる保険金の額

あらかじめ定められた以下の金額が支払われます

死亡した場合	1,500 万円
後遺障害が生じた場合※	後遺障害の程度に応じて、50 万円～ 2,000 万円
治療を要した場合	入院日数 ×6,000 円 通院日数 ×4,000 円 （100 万円限度）

※重度の後遺障害により介護が必要な場合は、別途200万円が支払われます。

■無保険車傷害保険

●保険金が支払われる場合

相手自動車が保険を契約していない場合や、ひき逃げなどにより、十分な補償が受けられない場合（死亡した場合または後遺障害が生じた場合に限ります）

●支払われる保険金の額

相手方の損害賠償責任の額のうち、自賠責保険や対人賠償責任保険などから支払われる額を超える額

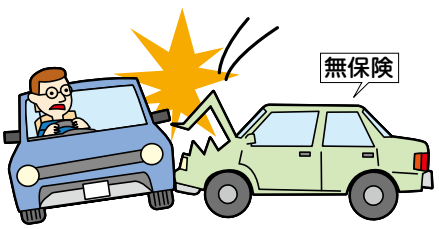

■搭乗者傷害保険

●保険金が支払われる場合

自動車事故でご自分の車の搭乗者が死傷した場合

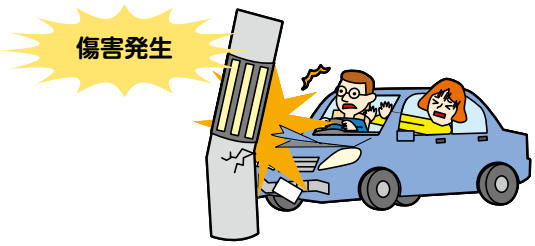

●支払われる保険金の額

保険契約者が設定した金額に応じて、以下の金額が支払われます

死亡した場合	契約時に設定した金額
後遺障害が生じた場合※1	後遺障害の程度に応じて、契約時に設定した金額の一定割合
治療を要した場合	支払方式によって異なります※2

※1　重度の後遺障害により介護が必要な場合は、契約時に設定した金額に応じた保険金が支払われます。
※2　治療を要した場合の支払方式には、契約時に設定した入院日額・通院日額を入通院日数に応じて支払うもの（日額払）や、傷害を被った部位・症状に応じた金額を支払うもの（部位・症状別払）、常に一律の金額を支払うもの（一時金払）があります。

搭乗者傷害保険は、人身傷害保険や自損事故保険・無保険車傷害保険と組み合わせることができます。

■車両保険（ご自分の車が壊れた場合）

●保険金が支払われる場合

ご自分の車が偶然な事故によって壊れた場合や盗まれた場合

●支払われる保険金の額

全損※1の場合	事故時点における車の価値（保険価額）と同じ額
分損※2の場合	車を事故発生直前の状態に修理するために必要な額

※1　車を修理するために必要な額が保険価額以上となる場合や、修理することができない場合、盗まれて発見できなかった場合をいいます。
※2　車を修理するために必要な額が保険価額未満となる場合をいいます。

（2）保険金が支払われない場合

←一般的な自動車保険契約

次のような場合には、保険金は支払われません。

保険契約者などの故意	自動車を競技などに使用している間	地震・噴火、またはこれらによる津波
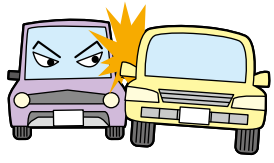		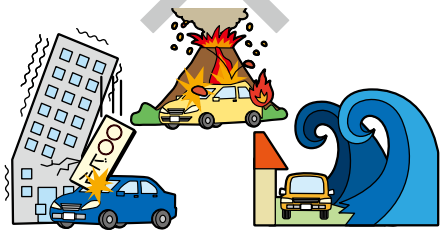

など

（3）主な特約の内容

←一般的な自動車保険契約

❶補償範囲を縮小する特約

特約の内容	補償範囲
運転者本人・配偶者限定特約 補償範囲を本人または配偶者が運転中の場合のみに限定します。	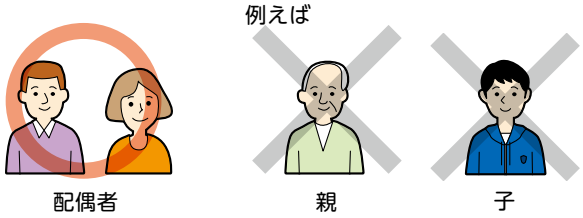
運転者年齢条件特約 補償対象となる運転者の年齢を「21歳以上」や「26歳以上」などに限定し、若年者が運転中の場合を補償範囲から除外します。	
車両相互間衝突危険「車両損害」補償特約（相手自動車確認条件付） 車両保険において、保険金が支払われる場合を、「契約した自動車と相手自動車との衝突または接触」による場合でかつ、相手自動車が確認できる場合のみに限定します。	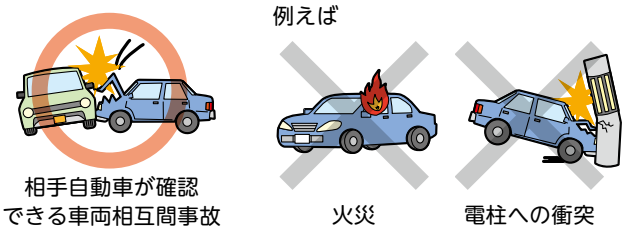
車両危険限定補償特約（A） 車両保険において、保険金が支払われる場合を、火災、爆発、盗難、台風、竜巻、洪水、落書きなどの、自動車の走行に起因しない場合のみに限定します。	

❷補償範囲を拡大する特約

他車運転危険補償特約 他人の自動車を借用して運転中の場合も補償対象とします。 ※一般的な契約では、自動的に付いています。	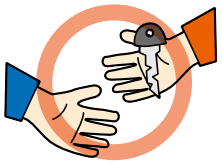
原動機付自転車に関する特約 契約した自動車以外の原動機付自転車を運転中の場合も補償対象とします。	

❸保険金の算定方法を変更する特約

車両価額協定保険特約

事故時点における車の価値ではなく、契約時に協定した車の価値を基に車両保険金を支払います。

※車両保険の付いた一般的な契約では、この特約も自動的に付いています。

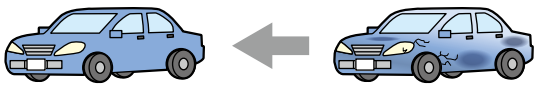

契約時の車の価値　　事故時の車の価値

- 車両保険の保険金は事故時の車の価値を基に算定されますが、契約時の車の価値は、時間の経過や使用実態によって、事故時には大きく減少してしまっていることがあります。
- そこでこの特約では、保険契約者と保険会社との間で、契約時に車の価値を協定し、事故時ではなく契約時の車の価値を基に車両保険金を支払います。

3 自動車保険標準約款

当機構では、自動車保険の参考純率を算出しており、その算出にあたって前提となる補償内容などを定めています。これを保険約款という形で示したものを自動車保険標準約款といいます。

◀自動車保険参考純率

標準約款では、1 2(1）の保険（P49 参照）のうち、人身傷害保険を除く６種類の保険の補償内容を、普通保険約款として規定しています。
標準約款における主な特約は、1 2(3）の内容と同様です。

■自動車保険標準約款の構成

標準約款の搭乗者傷害保険では、治療を要した場合の保険金支払方式を、日額払としています。

2 自動車保険の保険料率

自動車保険の保険料率とは、自動車１台あたりの保険料をいいます。

1 自動車保険の保険料率の概要

（１）自動車保険の保険料率

←一般的な自動車保険契約

自動車保険の保険料率とは、自動車１台あたりの保険料をいいます。

自動車保険の保険料率には、保険契約者が支払う自動車保険料が、自動車の種類や運転者の年齢、過去の事故歴など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。

料率区分の詳細は、2 1(4)自動車保険の料率区分（P56）をご参照ください。

■保険料率の構成

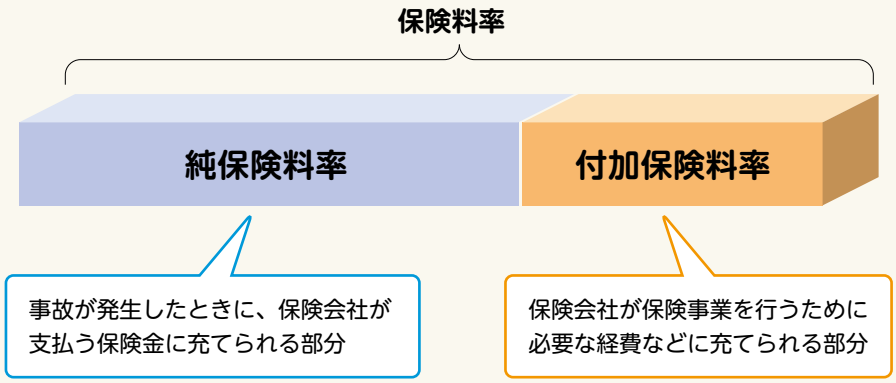

memo

保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「参考純率」との関係

- 「参考純率」とは、料率算出団体が算出する「純保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量の契約・支払データのほか、各種の外部データも活用して自動車保険の「参考純率」を算出し、保険会社に提供しています。
- 保険会社は、自社の「保険料率」を算出する際の基礎として、「参考純率」を使用することができます。
- 付加保険料率部分については、保険会社が独自に算出します。

（2）保険料率の３つの原則

←一般的な自動車保険契約

保険料率は、「合理的・妥当・不当に差別的でない」という３つの原則に基づいて算出する必要があります。

参考純率についても、この「保険料率の３つの原則」に基づいて算出をしています。

参考純率における３つの原則の具体的な内容は次のとおりです（損害保険料率算出団体に関する法律、損害保険料率算出団体に関する内閣府令）。

合理的

- 算出に用いる保険統計その他の基礎資料が、**客観性があり**、かつ、**精度の高い十分な量**のものであること。
- 算出が、**保険数理に基づく科学的方法による**ものであること。

妥　当

- 将来の保険金の支払いに充てられることが見込まれる純保険料率として、**過不足が生じない**と認められるものであること。

不当に差別的でない

- 危険の区分や水準が、**実態的な危険の格差に基づき適切に設定**されていること。

memo

「保険料率の３つの原則」の背景には、保険料と保険金の間に成り立つ、以下の原則が存在します。

収支相等の原則

保険全体としては、個々の保険契約の純保険料の総額は、支払われる保険金の総額と等しくなる必要があります。

これを「収支相等の原則」といいます。

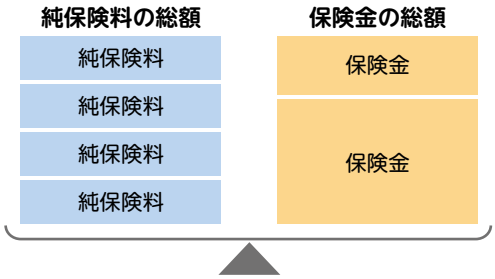

個々の契約について見ると

給付・反対給付均等の原則

保険契約ごとにリスク（事故に遭う確率、事故に遭ったときにどれだけのダメージを負うかなど）が異なることから、公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を安くするといったように、そのリスクに応じた保険料を設定することが必要です。

こうして算出した個々の保険契約の純保険料は、将来事故が起きた時に受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しくなります。

これを「給付・反対給付均等の原則」といいます。

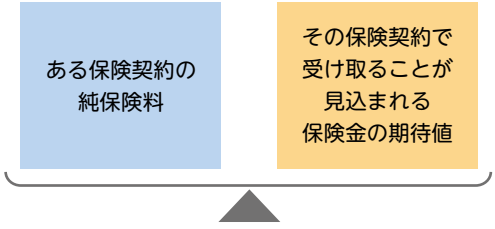

（3）補償内容ごとの保険料率

←一般的な自動車保険契約

自動車保険においては、保険約款で規定している補償内容ごとに保険料率を算出しています。保険契約者が支払う「保険料」は、補償内容ごとの保険料を合計したものとなっています。

■それぞれの補償内容ごとに保険料率を算出

対人賠償責任保険

対物賠償責任保険

人身傷害保険

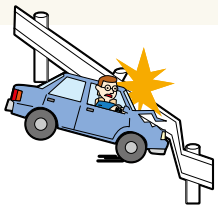
自損事故保険

無保険車傷害保険

搭乗者傷害保険

車両保険

当機構では、上記のうち、人身傷害保険については、参考純率の算出を行っていません。

（4）自動車保険の料率区分

←自動車保険参考純率

自動車保険の保険料率には、保険契約者が支払う自動車保険料が、自動車の種類や運転者の年齢、過去の事故歴など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

以下では、参考純率における自動車保険の料率区分について説明していますが、実際の料率区分は保険会社により異なります。

したがって、ご自身の契約に適用されている保険料率に関する詳細な情報は、保険証券をご確認のうえ、保険会社にお問い合わせください。

■参考純率における料率区分

❶自動車の種類 ― 用途・車種 ―

❷付保台数 ― ノンフリート・フリート ―

❸自動車の型式 ― 型式別料率クラス ―

自動車の構造や性能等の特性やユーザー層の違いによるリスクの差は、型式別料率クラスで評価するとともに、このクラスによる評価を補完する区分として、以下の区分を設けています。

3-1 自動車の安全性能
―衝突被害軽減ブレーキの装着の有無―

3-2 初度登録年月 ― 新車・新車以外 ―

❹支払限度額など ― 保険金額など ―

❺運転者の年齢 ― 年齢条件 ―

❻過去の事故歴 ― ノンフリート等級 ―

❼運転者の範囲 ― 運転者限定 ―

❶ 自動車の種類 ―用途・車種―

自動車を利用する目的（自家用や事業用など）や自動車の種類（乗用・貨物、普通・小型・軽など）の別によりリスクが異なるため、保険料率を用途・車種により区分しています。

■自動車保険参考純率上の用途・車種（例）

自家用普通・小型乗用車

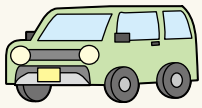

軽四輪乗用車

二輪自動車

原動機付自転車

❷ 付保台数 ―ノンフリート・フリート―

契約規模に応じてリスクの測定方法を分けているため、保険料率を保険契約者単位での総付保台数により区分しています。

■ノンフリートとフリート

ノンフリート
（総付保台数９台以下）

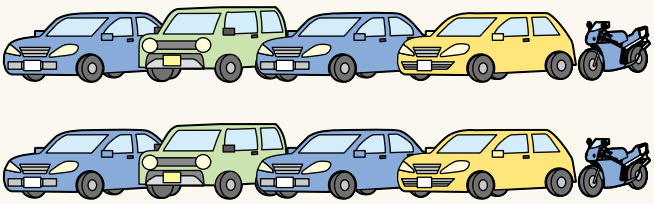

フリート
（総付保台数10台以上）

付保台数　自動車保険を付けている車の台数のことです。

memo

ノンフリートとフリートのリスク測定方法　～保険料の割増引制度の違い～

フリート契約においては、保険契約者が保険を付けている自動車すべてを対象にして、保険契約者が支払った保険料と保険会社が支払った保険金の割合を把握し、これによりリスク評価を行い、保険料の割増引に反映しています※。

一方、ノンフリート契約においては、保険を付けている自動車それぞれについて、過去の事故歴によりリスクを測定し、これを保険料の割増引に反映する「ノンフリート等級別料率制度」を設けています（2 1 (4) 自動車保険の料率区分⑥（P63）参照）。

※フリート契約の割増引については、参考純率上定めていません。

❸自動車の型式 ―型式別料率クラス―

●対象用途・車種

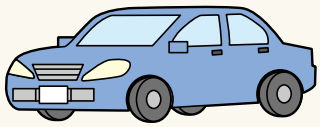

自家用普通・小型乗用車

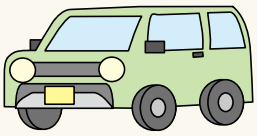

軽四輪乗用車

自動車の型式ごとに、リスクに大きな較差が見られるため、型式ごとに適用するクラスによって、自家用普通・小型乗用車は１～17の17クラス、軽四輪乗用車は１～３の３クラスに保険料率を区分しています。

※型式別料率クラスは補償内容ごとに設定しています。

〈自家用普通・小型乗用車の場合〉

クラス間には$\sqrt{1.2}$倍（約 1.1 倍）の較差を設けており、クラスが１つ上がると保険料が$\sqrt{1.2}$倍（約 1.1 倍）、クラスが１つ下がると保険料が $1/\sqrt{1.2}$ 倍（約 0.9 倍）になります。

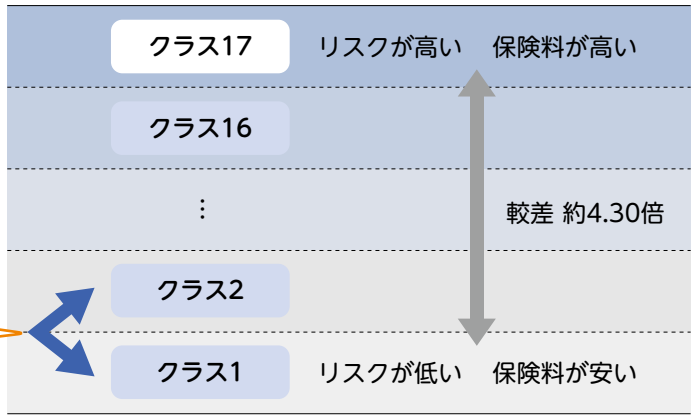

〈軽四輪乗用車の場合〉

クラス間には$\sqrt{1.2}$倍（約 1.1 倍）の較差を設けており、クラスが１つ上がると保険料が$\sqrt{1.2}$倍（約 1.1 倍）、クラスが１つ下がると保険料が $1/\sqrt{1.2}$ 倍（約 0.9 倍）になります。

型式　自動車の型を分類するために付される識別記号で、自動車検査証に記載されています。
同じ車名でも発売年やグレードなどにより型式が異なる場合があります。

memo

クラス見直し ～型式ごとに適用するクラスは、毎年見直します～

毎年、型式ごとのリスクが現在位置づけられているクラスに見合っているかを検証しています。その結果、リスクがクラスに見合っていない型式について、リスクが低ければクラスを下げ、高ければクラスを上げる見直しを行います。このため、クラスが上がる型式の契約者は、ご自身は事故を起こしていなくても保険料が高くなるケースがあります。

なお、新しく発売された型式については、保険データの蓄積がないことから、自家用普通・小型乗用車は、排気量や新車価格などに基づきクラスを決定し、軽四輪乗用車は、一律クラス２を適用します。

型式別料率クラスの検索

当機構のウェブサイトにおいて、参考純率における型式別の料率クラスを検索することができます。あわせて、「衝突被害軽減ブレーキの装着の有無に応じた区分（２1（４）自動車保険の料率区分3-1（P59）参照）」に関して、各型式が『発売後約３年以内（＝「衝突被害軽減ブレーキの装着有無」に応じた保険料係数の対象）の型式』であるかどうかも確認することができます。

3-1 自動車の安全性能 ―衝突被害軽減ブレーキの装着の有無―

●対象用途・車種

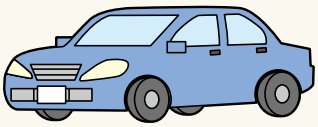

自家用普通・小型乗用車

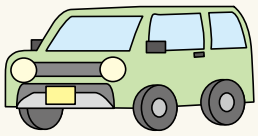

軽四輪乗用車

衝突被害軽減ブレーキ（AEB）が装着されている自動車は装着されていない自動車に比べリスクが低い実態が見られます。

衝突被害軽減ブレーキ　自動車が前方障害物との衝突を回避するため、または衝突速度を下げるために自動でかけるブレーキです。

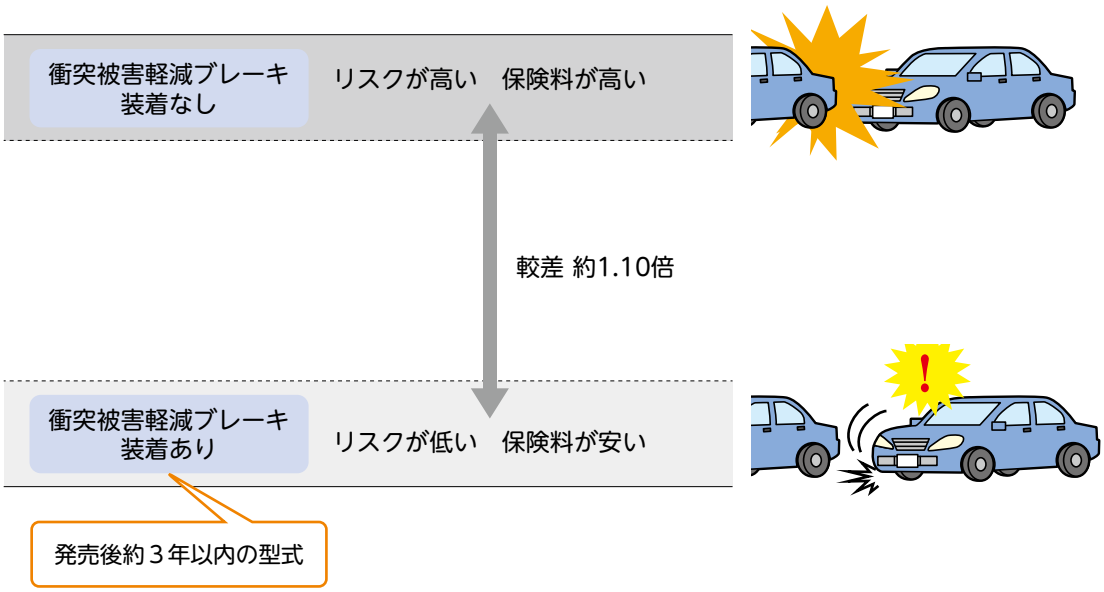

衝突被害軽減ブレーキ等を搭載した車（安全運転サポート車）の普及状況は、トピックス5（P80）をご参照ください。

保険データが十分に蓄積できている型式（発売後約３年が経過した型式）については、前記③自動車の型式－型式別料率クラス－におけるクラス見直しによって、リスク実態に見合ったクラスを適用しているため、衝突被害軽減ブレーキによるリスク軽減効果も保険実績を通じてクラスによって評価しています。

一方、発売されて間もない型式（発売後約３年以内の型式）のように、保険データが十分に蓄積できていない（＝全くない または 不十分な）型式については、衝突被害軽減ブレーキによるリスク軽減効果を保険料率に反映する補完的な仕組みとして、「発売後約３年以内の型式」を対象に、衝突被害軽減ブレーキの装着の有無に応じて適用する保険料率を区分しています。

■例：自家用普通・小型乗用車の場合
（軽四輪乗用車の場合、クラスは１～３の３クラスとなります。）

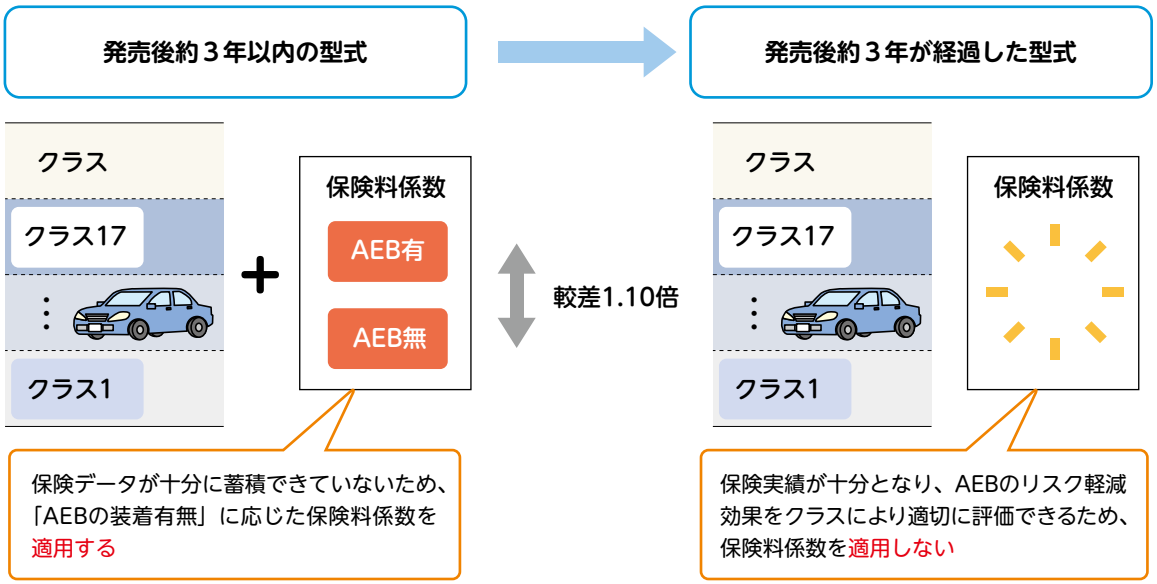

❸-2 初度登録年月 ―新車・新車以外―

●対象用途・車種

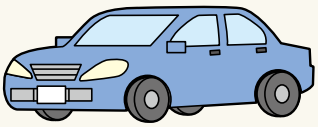

自家用普通・小型乗用車

車両保険以外について、新しい車（新車）の方が、古い車（新車以外）よりもリスクが低い実態が見られるため、保険料率を新車・新車以外に区分しています。

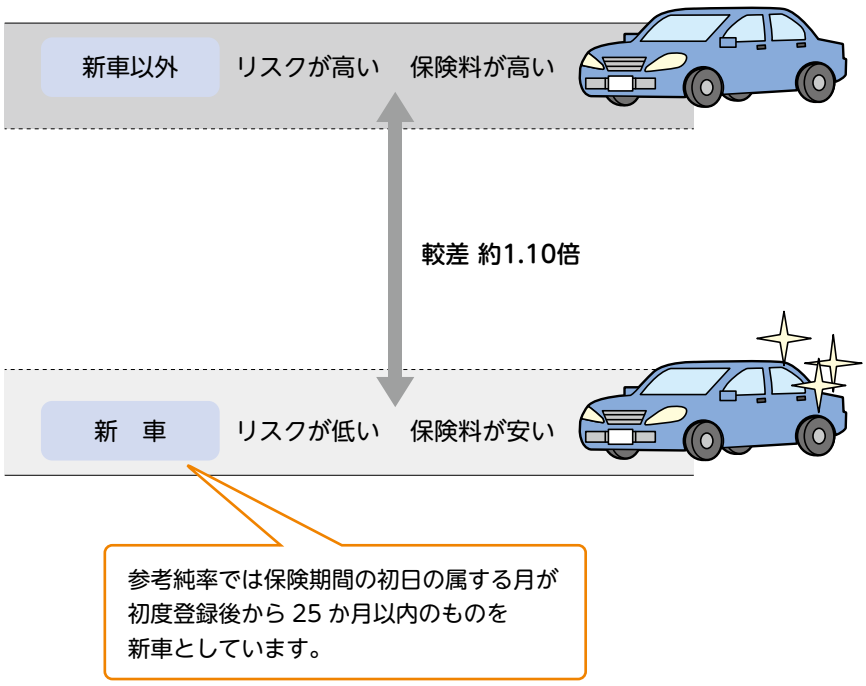

初度登録年月　契約している自動車が初めて国の登録や検査を受けた年月を初度登録年月といいます。

❹ 支払限度額など ―保険金額など―

支払われる保険金は、保険金の上限額である保険金額や、保険金を受け取られる方の自己負担額である免責金額の設定内容によって異なります。

このため、保険料率を保険金額や免責金額の額により区分しています。

memo

支払われる保険金と保険金額、免責金額の関係

（例１）　保険金額1,000万円で対物賠償責任保険を契約している保険契約者が賠償責任として2,000万円を負担した場合、限度額である1,000万円の保険金が支払われます。

（例２）　免責金額５万円で対物賠償責任保険を契約している保険契約者が賠償責任として20万円を負担した場合、20万円から免責金額を控除した15万円の保険金が支払われます。

❺運転者の年齢 ―年齢条件―

●対象用途・車種 ※ノンフリート契約に限ります。

自家用普通・小型乗用車

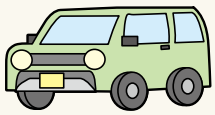
軽四輪乗用車

二輪自動車

原動機付自転車

運転者の年齢によってリスクが異なるため、車を運転する方の年齢の範囲および、記名被保険者の年齢層に応じて保険料率を区分しています。（特に若年運転者や高齢運転者のリスクが他の年齢層と比較して高い傾向にあります。詳細はmemoをご参照ください。）

※1　年齢条件は補償内容ごとに設定しています。
※2　個人契約に限り、②記名被保険者の年齢層に応じて区分します。法人契約の場合、①運転者の年齢範囲のみに応じて区分します。

①運転者の年齢範囲に応じて３区分

リスクが高い　保険料が高い
- 全年齢補償
- 21歳以上補償
- 26歳以上補償

較差 約3.00倍

リスクが低い　保険料が安い

②記名被保険者の年齢層に応じてさらに６区分

- 全年齢補償
- 21歳以上補償
- 26歳以上補償
- 記名被保険者年齢
  - 30歳未満
  - 30歳以上40歳未満
  - 40歳以上50歳未満
  - 50歳以上60歳未満
  - 60歳以上70歳未満
  - 70歳以上

較差 約1.34倍
※対人賠償責任保険の場合

①運転者の年齢範囲
・全年齢補償：運転者の年齢を問わず補償（運転者年齢条件特約を付けない場合）
・21歳以上補償：21歳以上の方が運転中の事故を補償（21歳以上の運転者年齢条件特約を付ける場合）
・26歳以上補償：26歳以上の方が運転中の事故を補償（26歳以上の運転者年齢条件特約を付ける場合）
友人など、家族以外の人や帰省中の別居の未婚の子が運転をする場合は、年齢範囲にかかわらず補償します（例：26歳以上補償だが、20歳の別居の未婚の子が事故を起こした場合も補償の対象となる）。
※原動機付自転車については、全年齢補償、21歳以上補償のみ

②記名被保険者　契約している自動車を主に運転する方のことで、保険証券の被保険者欄に記載されている方です。

memo　年齢区分は、なぜ２種類に分けているの？　～交通事故件数から見る年齢区分の意味～

■2018年中の年齢層別免許保有者10万人あたりの交通事故件数

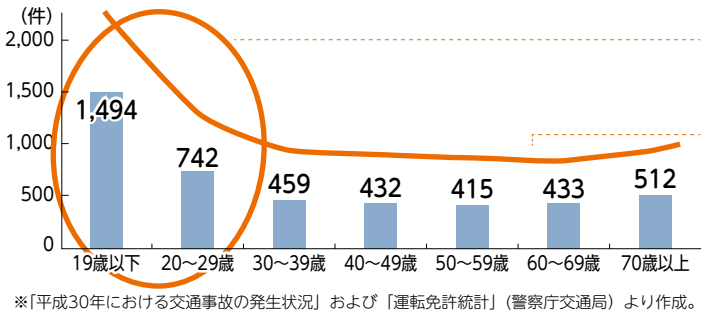

※「平成30年における交通事故の発生状況」および「運転免許統計」（警察庁交通局）より作成。

①若年運転者のリスクが高いことから、契約している自動車の運転者の年齢範囲に応じて３つの区分を設けています。

②年齢が上昇するにつれて交通事故件数は減少していますが、「60～69歳」からは減少方向から増加に転じており、「70歳以上」のリスクはさらに高い状況にあります。こうした年齢層間のリスクの違いを保険料に反映させるため、26歳以上補償で記名被保険者が個人の場合には、記名被保険者の年齢層に応じてさらに６つの区分を設けています。

高齢運転者による交通事故の実態は、トピックス4（P78）をご参照ください。
年齢条件別の契約台数、構成比は第24表（P130）をご参照ください。

❻過去の事故歴 ―ノンフリート等級―

保険契約者の過去の無事故年数や事故件数などに応じてリスクに差が見られるため、保険料率を１～20等級に区分しています。

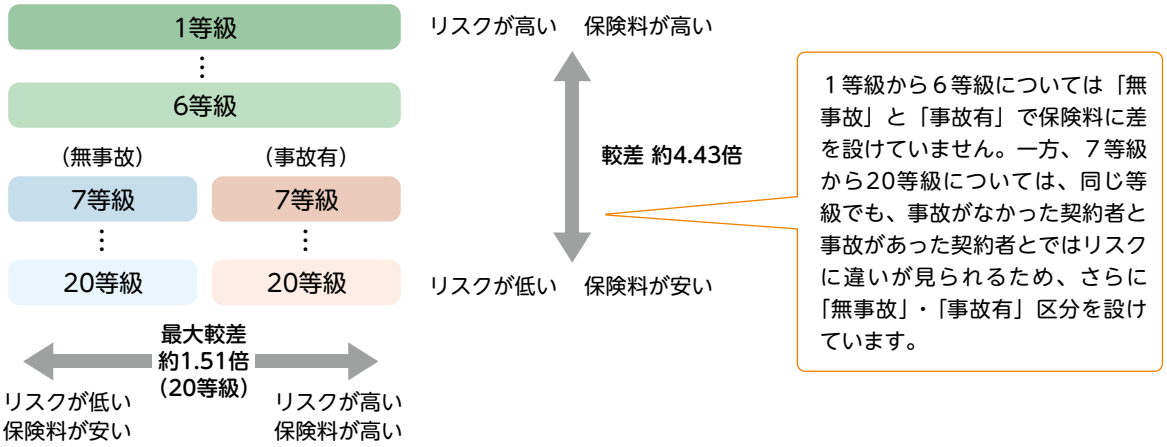

●ノンフリート等級の決定（一般的なケース）

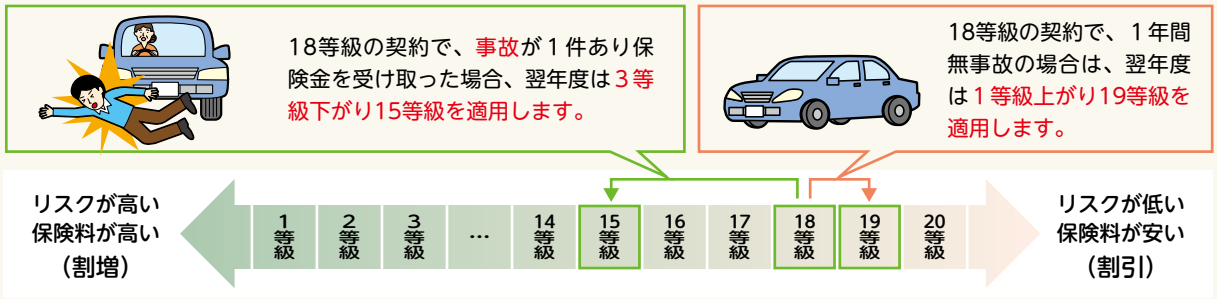

●無事故／事故有別に保険料を適用

事故が１件あり保険金を受け取った場合、３年間「事故有」区分を適用し、その間無事故であれば、そののち「無事故」区分を適用することになります。

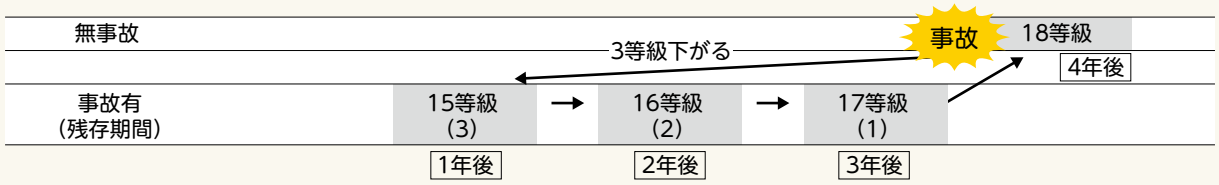

memo

新規の契約は６等級か７等級からスタートします

新規の契約は、通常６等級に位置付けますが、２台目以降の自動車の契約で、一定の条件を満たす場合は、７等級に位置付けます。

３等級下がらない事故もあります

①車両保険における火災、落下物との衝突の場合など

事故が１件あり保険金を受け取った場合、翌年度は１等級のみ等級が下がり、「事故有」区分を適用する期間も１年間となります。

②搭乗者傷害保険のみにかかる事故、原動機付自転車に関する特約にかかる事故の場合など

事故が１件あり保険金を受け取った場合でも、翌年度は等級が下がらず１等級上がります。

「事故有」区分を適用する期間の加算は最長６年

事故１件につき３年間「事故有」区分を適用しますが、１年間に３件以上事故があった場合でも、「事故有」区分を適用する期間は６年となります。

※「事故有」区分を適用する期間は、１年経過するごとに１年ずつ短くなりますが、「事故有」区分を適用している期間中に事故があった場合には、期間を加算します（上限：６年）。

❼運転者の範囲 ―運転者限定―

●対象用途・車種 ※ノンフリート契約に限ります。

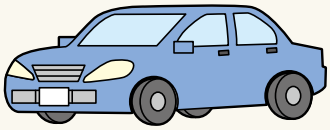

自家用普通・小型乗用車

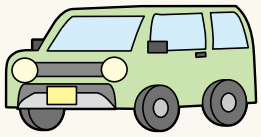

軽四輪乗用車

運転者の範囲によりリスクが異なることから、保険料率を運転者の範囲により２つに区分しています。

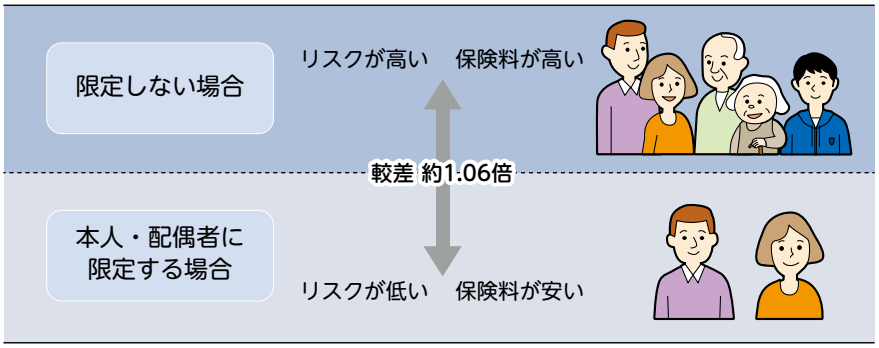

運転者の限定区分
- 限定しない場合：運転者の範囲を問わず補償
  （運転者本人・配偶者限定特約を付けない場合）
- 本人・配偶者に限定する場合：本人または配偶者が運転中の事故を補償
  （運転者本人・配偶者限定特約を付ける場合）

2 自動車保険の参考純率の算出

（1）統計データの収集から参考純率算出への流れ

◀自動車保険参考純率

当機構では保険会社から報告された契約・支払いに関する大量のデータを基に均質な保険統計を作成し、これを分析するとともに、社会環境の変化を考慮したうえで、保険数理などの合理的な手法を用いて参考純率の算出を行っています。

■統計データの収集から自動車保険参考純率の算出への流れ

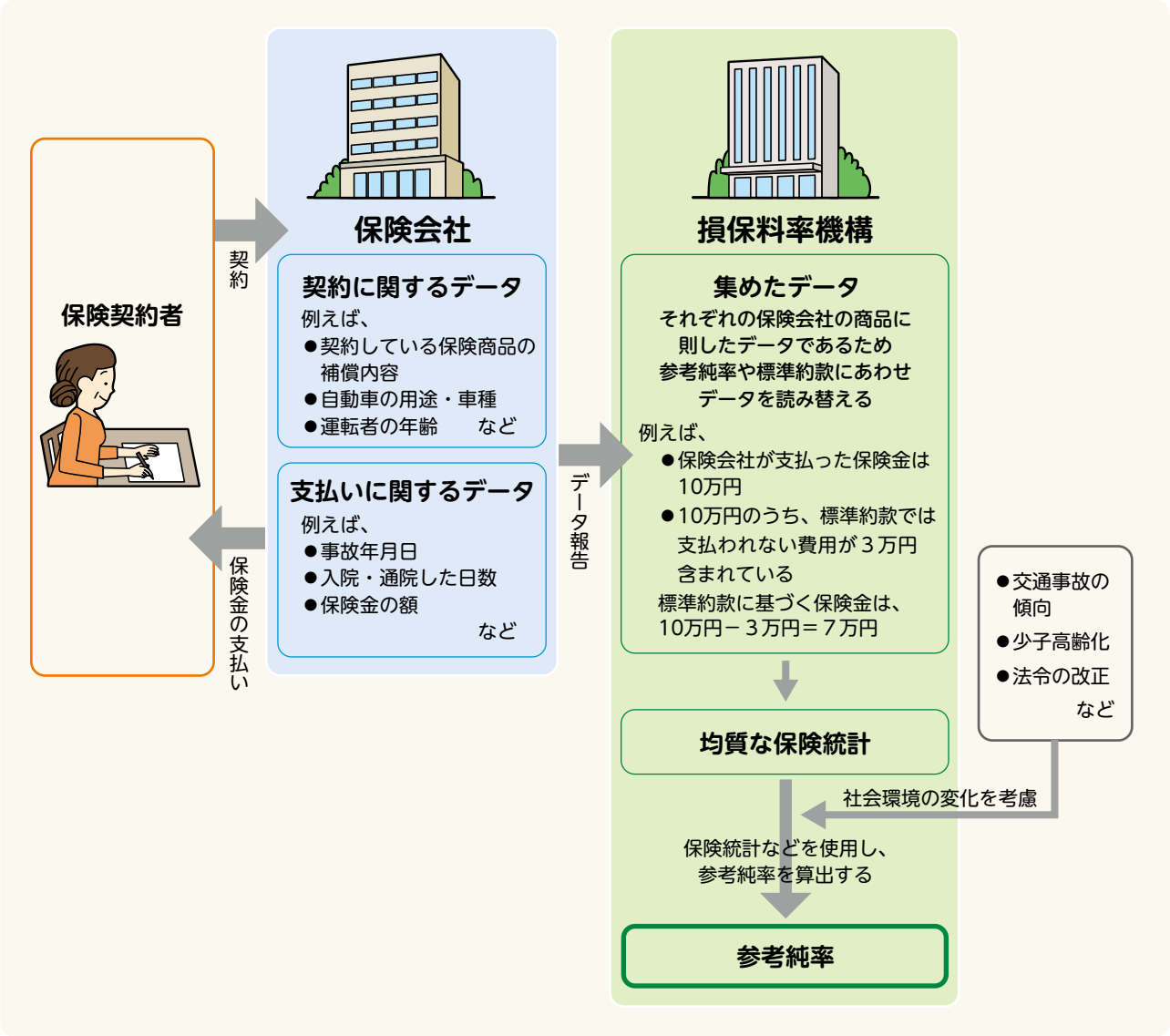

memo

社会環境の変化の考慮

自動車保険で補償されるリスクを分析するにあたっては、社会環境の変化についての考察も行うため、保険会社から収集した契約・支払データのほか、各種の外部データも活用しています。

また、法令の改正（例：消費税率の引上げ）に伴って、自動車保険の契約・支払いにどのような影響が生じるかについても考慮しています。

トピックス6 消費税率の引上げによる影響（P82）も併せてご参照ください。

（2）自動車保険参考純率の算出方法

←自動車保険参考純率

収支相等の原則（2 1(2) 保険料率の３つの原則（P55）参照）に基づき、純保険料総額と保険金総額を等しくする必要があります。

この点を踏まえ、自動車保険では「契約１台あたりの保険金」を「契約１台あたりの純保険料」として、参考純率を算出します。

■純保険料率の算出イメージ

例えば、保険金総額50万円を５台の契約で負担する場合、「契約１台あたりの純保険料」は10万円となります。

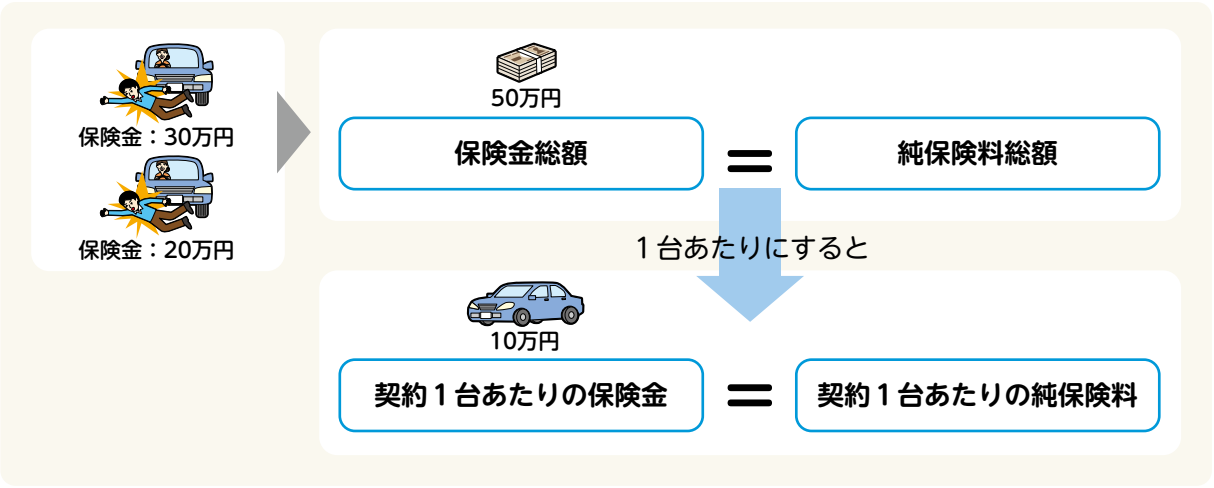

■純保険料率算出の流れ

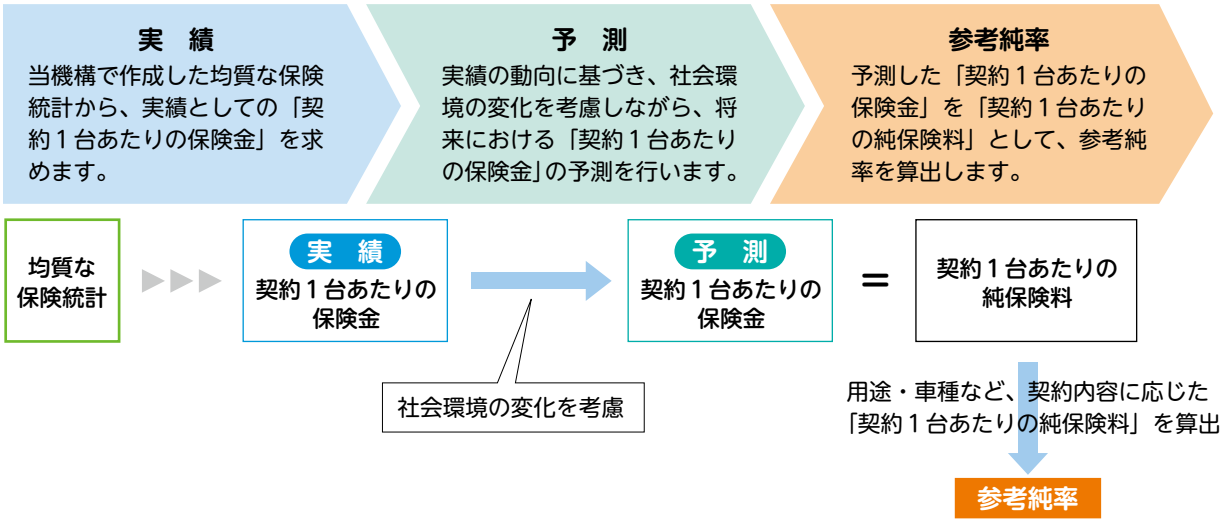

契約１台あたりの保険金

実際の予測にあたっては「契約１台あたりの保険金」は、「事故率」と「保険金単価」の２つの要素に分け、それぞれの要素別に予測しています。

$$\text{契約１台あたりの保険金} = \frac{\text{保険金総額}}{\text{契約台数}} = \frac{\text{保険金の支払件数}}{\text{契約台数}} \times \frac{\text{保険金総額}}{\text{保険金の支払件数}}$$

- $\frac{\text{保険金の支払件数}}{\text{契約台数}}$：事故率（事故が起きる確率）
- $\frac{\text{保険金総額}}{\text{保険金の支払件数}}$：保険金単価（1事故あたりの保険金）

3 自動車保険の参考純率の算出後の流れ

当機構は、金融庁長官に、算出した自動車保険参考純率の届出を行い、参考純率が「保険料率の３つの原則」に適合していることについて審査を受けます。

◀自動車保険参考純率

■自動車保険参考純率の算出後の流れ

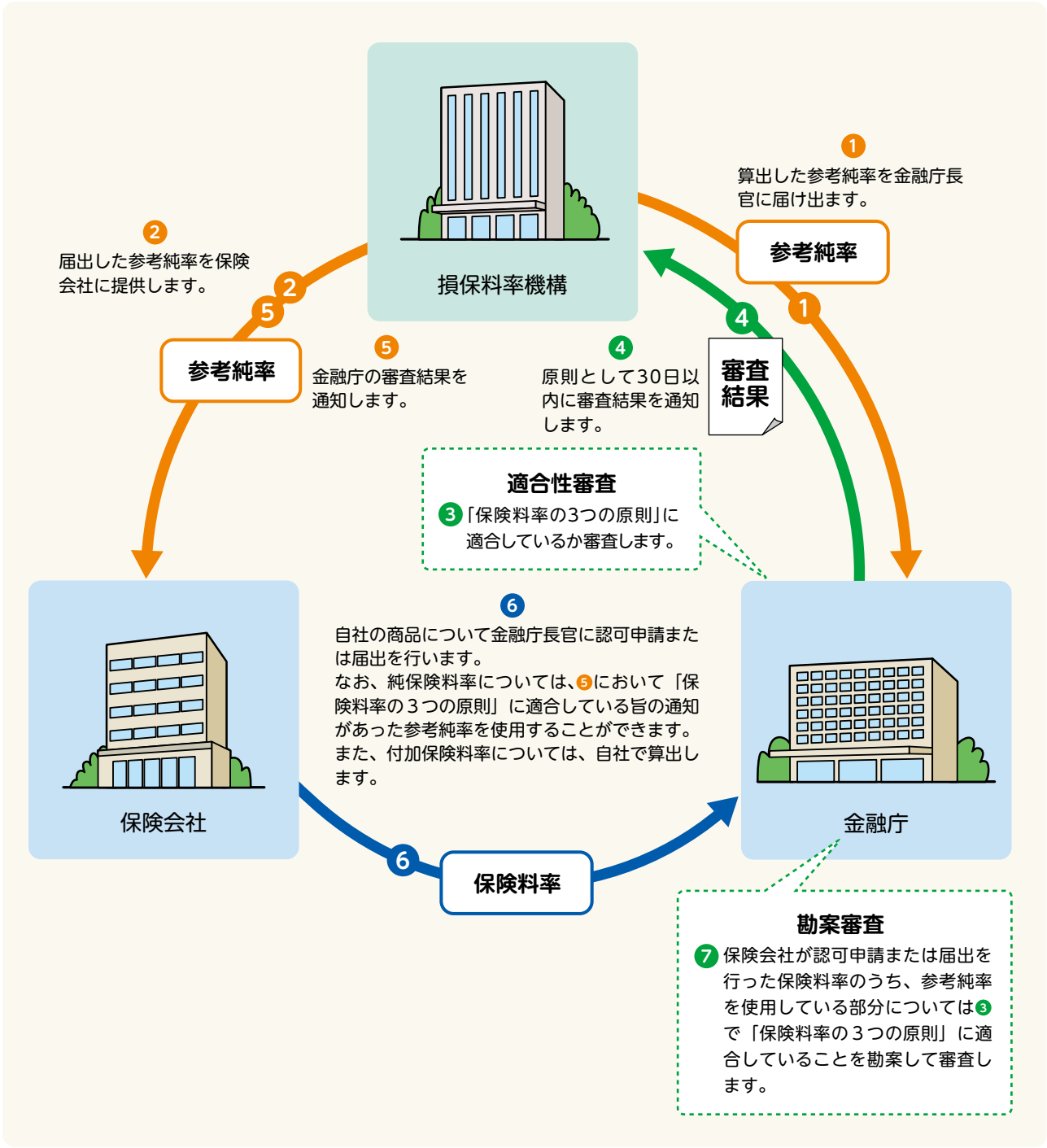

4 自動車保険の参考純率の検証と改定

◀自動車保険参考純率

参考純率は、算出した時点では適正であっても社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、当機構では参考純率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、これを「検証」といいます。この検証の結果、改定の必要があれば参考純率の改定の届出を行います。

■自動車保険参考純率の検証と改定の流れ

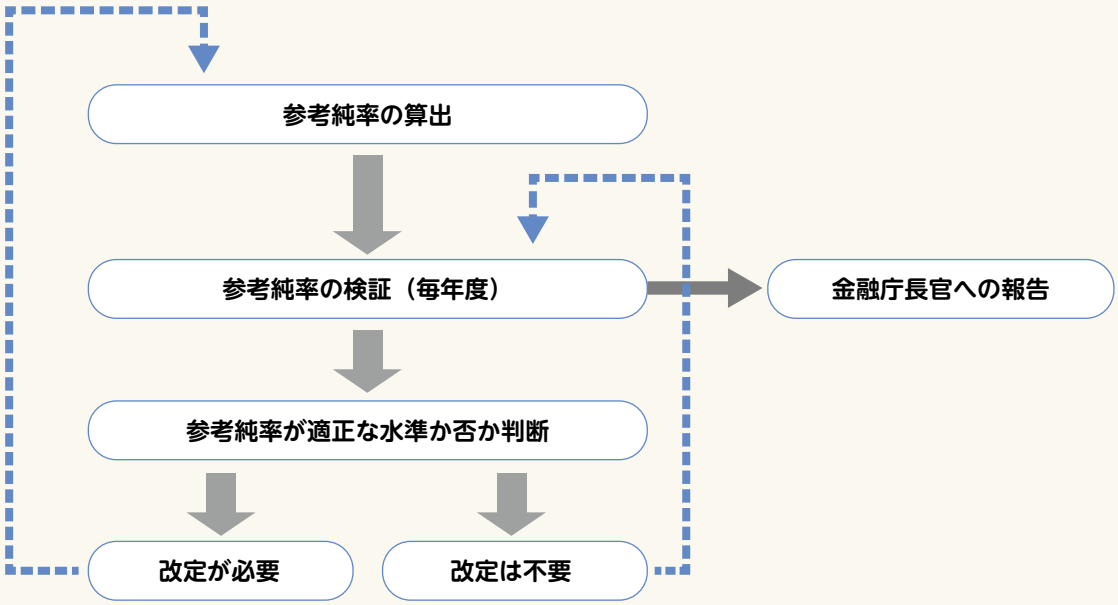

3 自動車保険の現況

保険料（収入）と保険金（支払い）の推移について説明します。

1 保険料（収入）の状況

（1）保険料の推移

2018年度の自動車保険の保険料は、図34のとおり3兆9,061億円となっており、前年度に比べ539億円（1.4%）の減少となりました。

図34 保険料の推移

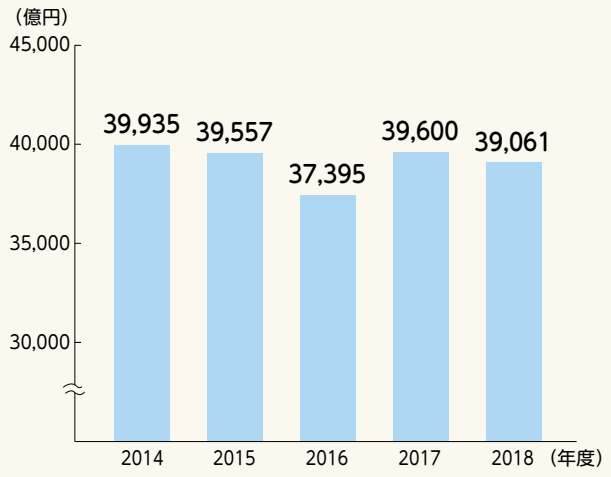

保険料

図34、35の「保険料」には、2 1（1）自動車保険の保険料率（P54）に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

集計方法について

特にことわり書きのない場合は、リトン・ベイシスの数値です（以下、同様）。リトン・ベイシスとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。

なお、自動車保険では、対象期間における収支を把握するにあたって「アーンド・ベイシス（3 1（2）契約1台あたりの保険料の推移（P70）参照）」による「契約1台あたりの保険料」および「インカード・ベイシス（3 2（2）契約1台あたりの保険金の推移（P74）参照）」による「契約1台あたりの保険金」も用いています。

（2）契約１台あたりの保険料の推移

自動車保険の契約１台あたりの保険料は、契約状況の変化（保険契約者が契約（補償）内容の見直しを行ったり、料率区分間の契約構成割合が変化すること）や、保険会社による保険料率水準の見直しなどにより変動します。

図35のとおり、2015年度は増加しましたが、その後、2017年度までの対物賠償責任保険を除き、概ね減少傾向で推移しています。

図35　契約１台あたりの保険料の推移（補償内容別）
（2014年度を100とした場合）

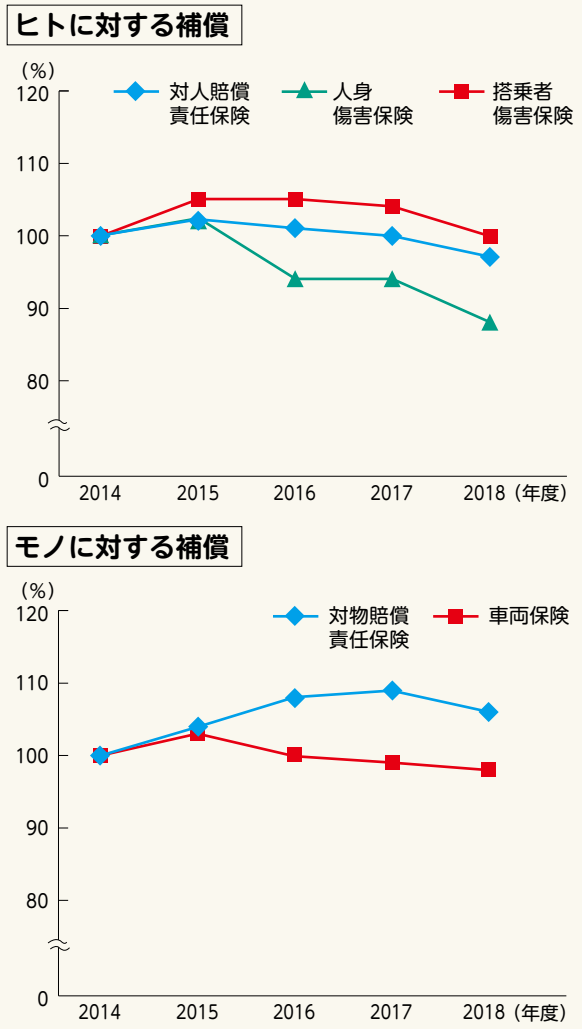

※アーンド・ベイシスによる数値です。

アーンド・ベイシスの保険料とは？

契約始期や保険料受領時期にかかわらず、対象年度に経過する保険期間に対応した保険料のことです。
（例）契約者が２人（A・B）だとした場合の 2018 年度の保険料（アーンド・ベイシス）

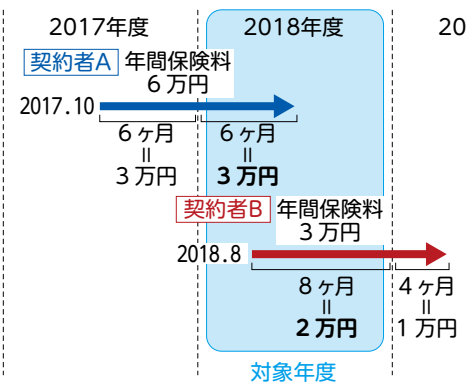

2018年度の保険料（アーンド・ベイシス）

	契約者A	契約者B
保険期間	2017.10~2018.9	2018.8~2019.7
2018年度分	2018.4~2018.9 (6ヶ月)	2018.8~2019.3 (8ヶ月)
年間保険料	6万円	3万円
2018年度分	3万円	2万円

5万円

契約１台あたりの保険料の推移に影響を与える主な契約の状況は以下のとおりです。

軽四輪乗用車の増加

自動車を利用する目的や自動車の種類によってリスクが異なるため、用途・車種により保険料が異なります（2 1(4)自動車保険の料率区分①（P57）参照）。

近年、軽四輪乗用車が増加し、図36のとおり、自家用普通乗用車および自家用小型乗用車それぞれを超える構成割合となっています。

図36　用途・車種の構成割合（対人賠償責任保険）

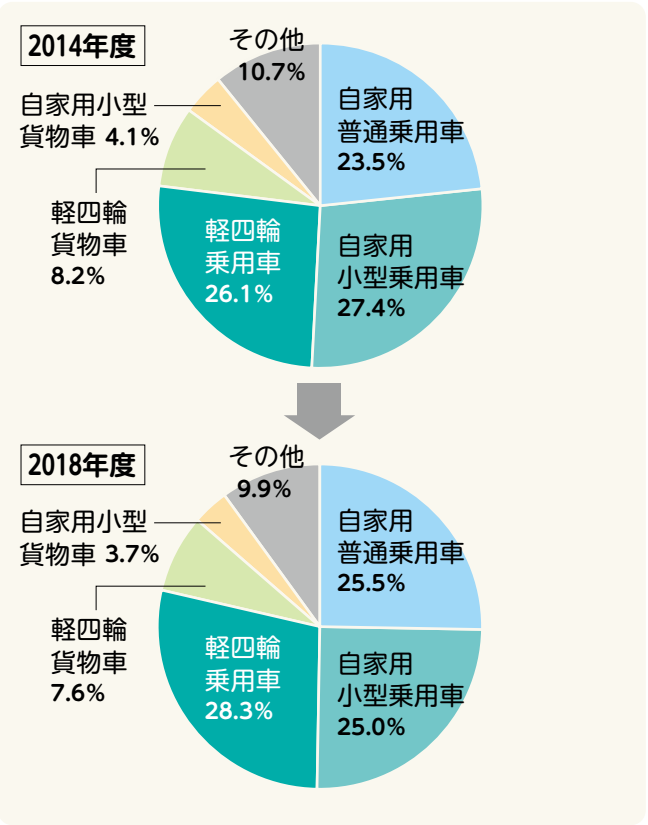

若年運転者の減少

運転者の年齢によってリスクが異なるため、車を運転する方の年齢の範囲および、記名被保険者の年齢層により保険料が異なります（2 1(4)自動車保険の料率区分⑤（P62）参照）。

近年、若年運転者の減少に伴い、26歳以上補償等の契約の割合は図37のとおり、90％弱の高い水準で、概ね増加傾向で推移しています。

図37　26歳以上補償等契約の割合の推移
（対人賠償責任保険）

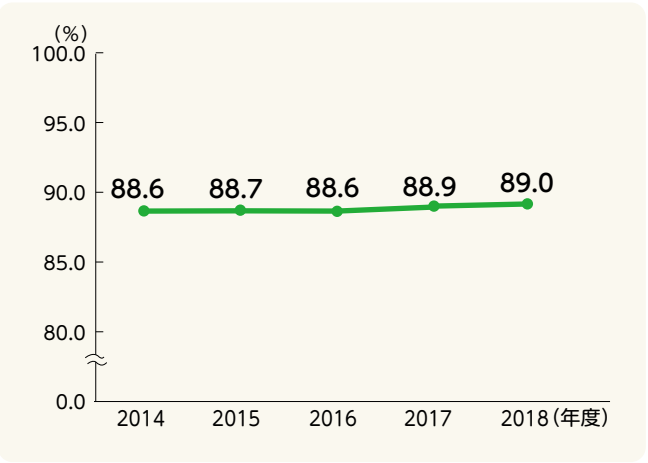

ノンフリート等級別料率制度における20等級割合の増加

保険契約者の過去の無事故年数や事故件数などに応じてリスクが異なるため、事故の有無により、翌年度以降の保険料が変わります（2 1(4)自動車保険の料率区分⑥（P63）参照）。

ノンフリート契約者全体でみると、無事故年数の長い契約者が多く、最も割引率の大きい20等級の割合は図38のとおり、40％を超える水準で、増加傾向で推移しています。

図38 ノンフリート等級別料率制度における20等級割合の推移（対人賠償責任保険）

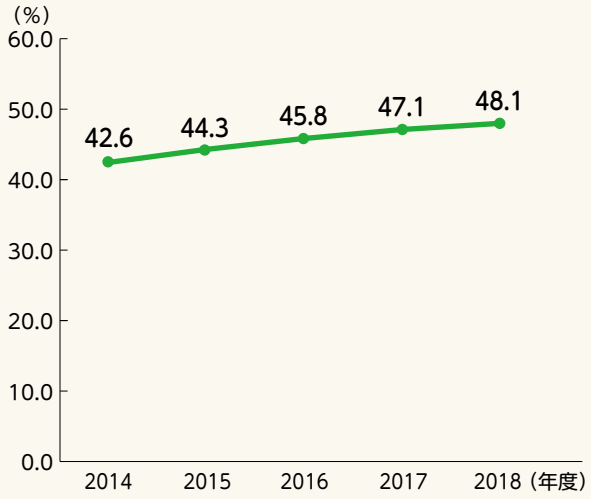

2 保険金（支払い）の状況

（1）保険金の推移

2018年度の自動車保険の保険金は、図39のとおり2兆146億円となっており、前年度に比べ899億円（4.7%）の増加となりました。これは、主に修理費の増加や台風21号等による自然災害の影響等により、車両保険の保険金が増加したことが要因となっています。

図39　保険金の推移

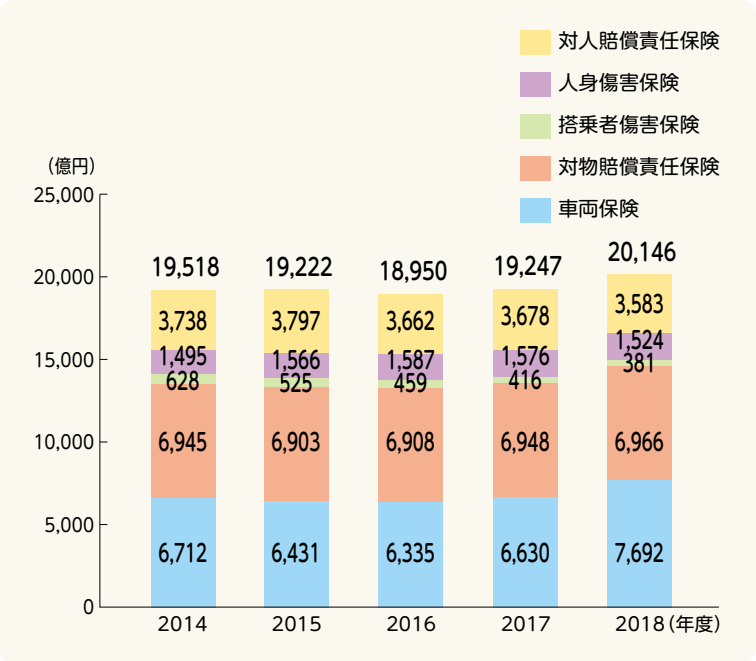

保険金

図39～図42の「保険金」には、付帯費用を含みません。

付帯費用とは

保険金の支払いに直接付随して発生する費用であり、交通費、通信費、写真代、銀行振込手数料などです。

(2) 契約１台あたりの保険金の推移

❶対人賠償責任保険・人身傷害保険・搭乗者傷害保険

図40のとおり2017年度以降減少傾向で推移しており、その要因としては先進安全技術の普及促進に伴う追突事故の減少等が背景にあります。

図40 契約１台あたりの保険金の推移（補償内容別）
（2014年度を100とした場合）

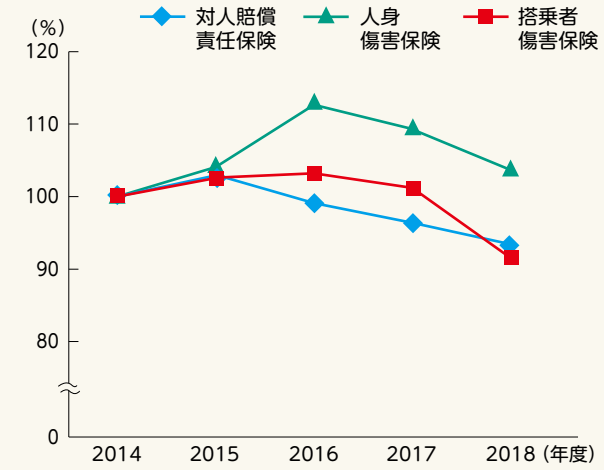

※1 自損事故保険・無保険車傷害保険は対人賠償責任保険に含みます。
※2 インカード・ベイシスによる数値です。

交通事故死傷者数の減少と傷害事故件数の増加

警察庁が公表する交通事故死傷者数は一貫して減少傾向が続いていますが（P23図６参照）、人身傷害保険の契約１台あたりの保険金は、年度によっては増加しています。また、対人賠償責任保険の契約１台あたりの保険金は概ね減少しているものの、その減少割合は、交通事故負傷者数の減少割合と比べて小幅にとどまっています。

この要因としては、第Ⅱ部３2保険金（支払い）の状況（P22）のとおり、警察庁の公表する交通事故死傷者数は人身事故として警察に届出がなされたものが集計対象ですが、対人賠償責任保険・人身傷害保険では、自賠責保険と同様、人身事故として警察に届出がなされなかったものであっても保険金を支払うことがあり、このような支払いが増加していることによるものと考えられます。

インカード・ベイシスの保険金とは？

契約始期や保険金支払時期にかかわらず、対象年度に発生した事故に対する保険金のことで、当該年度に支払った保険金だけでなく、その翌年度以降に支払いが見込まれる保険金を含みます。

（例）事故が３件（A・B・C）発生した場合の 2018 年度の保険金（インカード・ベイシス）

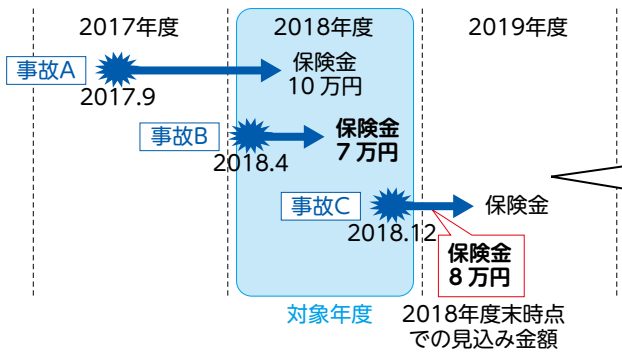

2018年度の保険金（インカード・ベイシス）

	事故A	事故B	事故C
事故発生年月	2017.9	2018.4	2018.12
2018年度発生	×	○	○
2018年度保険金	—	7万円	8万円（見込み）

15万円

❷対物賠償責任保険・車両保険

図41のとおり、対物賠償責任保険の契約１台あたりの保険金は、2016年度を除き減少傾向となっています。車両保険は2016年度まで減少傾向で推移していましたが、2017年度および2018年度は、自然災害の影響等により保険金が増加しており、特に、2018年度は台風21号等による影響で大幅に増加しました。

対物賠償責任保険および車両保険のいずれも、契約１台あたりの保険金が減少する要因としては、衝突被害軽減ブレーキなど運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車（安全運転サポート車）の普及が進んでいることや（安全運転サポート車についてはトピックス5（P80）参照）、ノンフリート等級別料率制度改定に伴い、契約者が翌年度以降の保険料負担を考慮して保険金請求を慎重に判断するようになったことにより、保険金が少額である事故を中心に請求件数が減少したことが挙げられます（3 2(2)memoノンフリート等級別料率制度改定に伴う影響（P76）参照）。

図42のとおり、対物賠償責任保険・車両保険の支払い１件あたりの保険金は増加傾向で推移しています。これは保険金の大半を占める修理費が増加傾向で推移していることが要因となっています。また、車両保険の2018年度については、図41と同様に自然災害の影響等も増加の要因となっています。

図41　契約１台あたりの保険金の推移（補償内容別）
（2014年度を100とした場合）

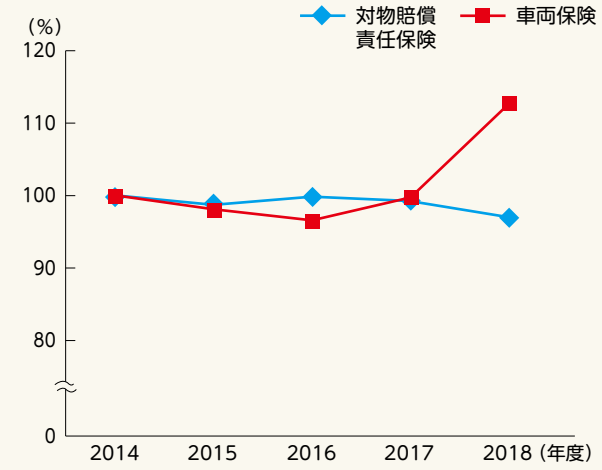

※インカード・ベイシスによる数値です。

図42　支払い１件あたりの保険金の推移（補償内容別）
（2014年度を100とした場合）

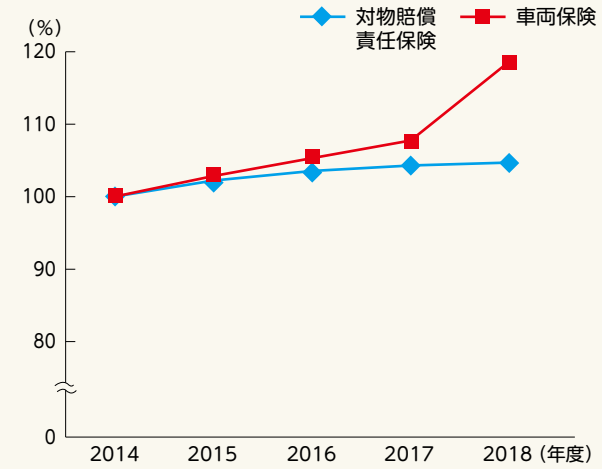

※インカード・ベイシスによる数値です。

支払い１件あたりの修理費の増加

保険金のうち修理費（部品費・工賃・塗装費・その他）は、対物賠償責任保険においては約 5 割、車両保険においては約 8 割を占めています。支払い 1 件あたりの修理費は、図43 のとおり概ね増加傾向で推移しています。これは、衝突被害軽減ブレーキなど運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車（安全運転サポート車）の普及等に伴い、センサー等の比較的高価な部品が増加しているためと考えられます（安全運転サポート車についてはトピックス5（P80）参照）。

図43 支払い1件あたりの修理費の推移

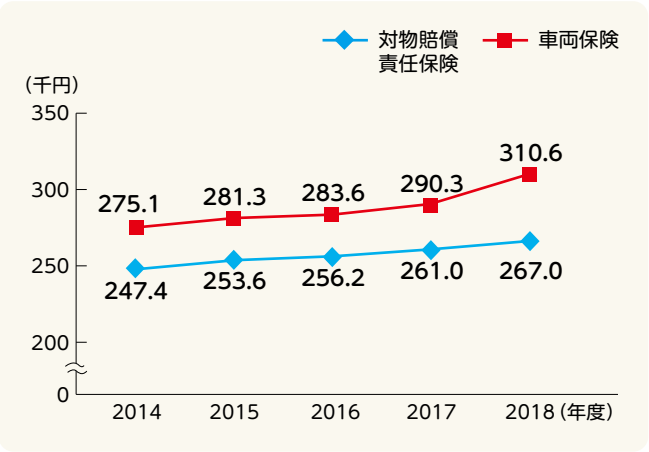

memo

ノンフリート等級別料率制度改定に伴う影響

参考純率改定（2011 年９月届出）

リスク実態に基づき、契約者間の保険料負担の公平性を高めるために、ノンフリート等級別料率制度の改定を行いました。

- 等級別の割増引き率の見直し
- 無事故・事故有区分の導入　など

同じ等級であっても、過去に「事故がなかった契約者」と「事故があった契約者」に適用する割引率を区分しました。

各保険会社の取組み

各保険会社においても同様の制度の改定を行い、契約者への周知を図りました。

- 契約者向けのチラシ作成
- 保険料試算ツールの導入

保険金を請求する（等級が下がる）場合と保険金を請求しない（等級が上がる）場合の翌年度以降の保険料差額をご案内しています。

請求傾向等への影響

契約者が「受け取る保険金」と「翌年度以降に支払う保険料の増額分」を比較し、保険金請求を慎重に判断するようになり、保険金が少額である事故を中心に請求件数が減少しました。

トピックス4

高齢運転者による交通事故の実態

近年、高齢運転者による重大事故が相次いで報道され、注目を集めています。高齢運転者による交通事故の実態を見ていくと、交通事故の件数の多寡ではなく、他の年齢層と比較したときの重大事故（死亡事故）が多いことによる、運転リスクの高さがうかがえることがわかりました。

高齢運転者による重大事故について、報道で大きく取り上げられたこともあり、高齢運転者による事故が増加しているかのような印象を受けます。しかし、実際には60歳以上の運転者の交通事故件数は増加していません。さらに、高齢人口の増加の影響を除くため、運転免許保有者10万人あたりの交通事故件数でみても、高齢運転者の交通事故件数も他の年齢層と同様に減少傾向にあります。

図44　原付以上運転者（第１当事者）の年齢層別免許保有者10万人あたりの交通事故件数の推移

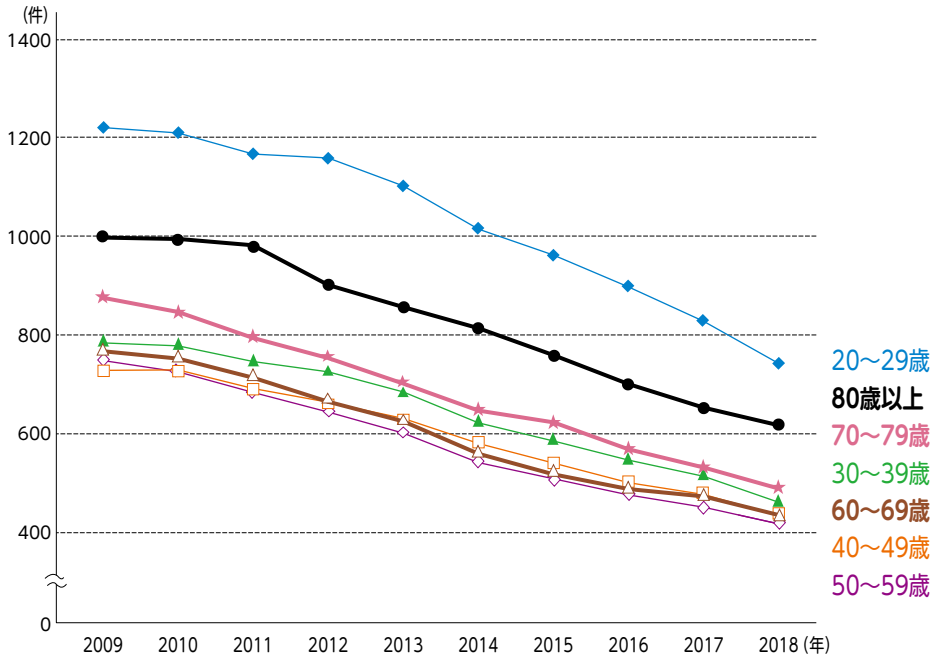

※１　「平成30年中の交通事故の発生状況」（警察庁交通局）から作成。
※２　原付以上運転者とは、自動車、自動二輪車及び原動機付自転車の運転者をいいます。
※３　第1当事者とは、事故当事者のうち最も過失が重い者（過失が同程度の場合には人身損傷程度〔ケガ〕が軽い者）をいいます。

件数自体は減少しているものの、高齢運転者の交通事故のインパクトが大きい理由としては、重大事故（死亡事故）の多さです。図45にあるように免許保有者10万人あたりの交通事故件数を見ると70歳以上の集団より29歳以下の集団の件数の方が多いですが、死亡事故に限定して見ると高齢層が若年層を上回ります。

図45　原付以上運転者（第１当事者）の年齢層別免許保有者10万人あたりの事故件数の比較

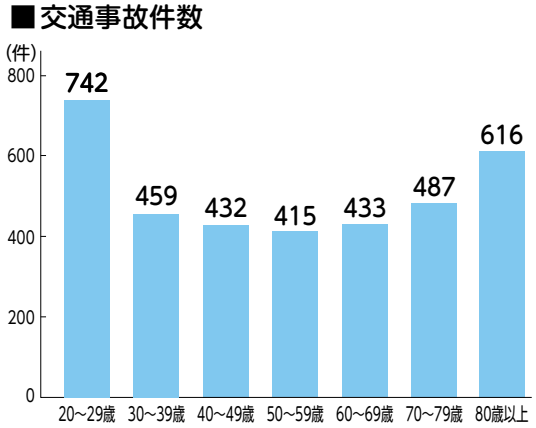

※「平成30年中の交通事故の発生状況」（警察庁交通局）から作成。

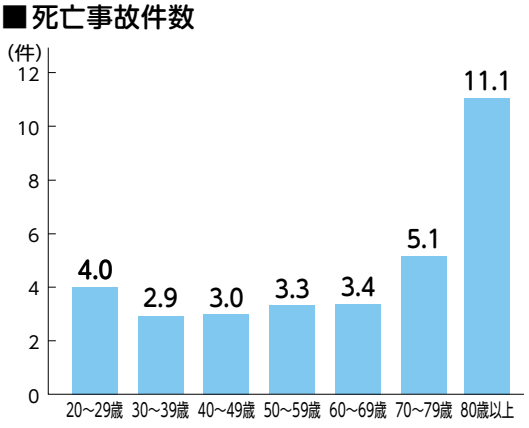

※「平成30年中の交通死亡事故の発生状況及び道路交通法違反取締り状況等について」（警察庁交通局）から作成。

また、保険実績において、若年層が運転しない「26歳以上補償」の保険契約における記名被保険者の年齢層別のリスク較差で高齢運転者のリスク状況を確認してみると、図46のとおり、やはり記名被保険者が「60～69歳」からリスク実態は増加に転じ、「70歳以上」のリスク実態はさらに高くなっています（運転者の年齢による料率区分の詳細や記名被保険者については２1(４)自動車保険の料率区分⑤（P62）参照）。

図46　保険実績におけるリスク較差
「26歳以上補償」全体を100とした場合の値）

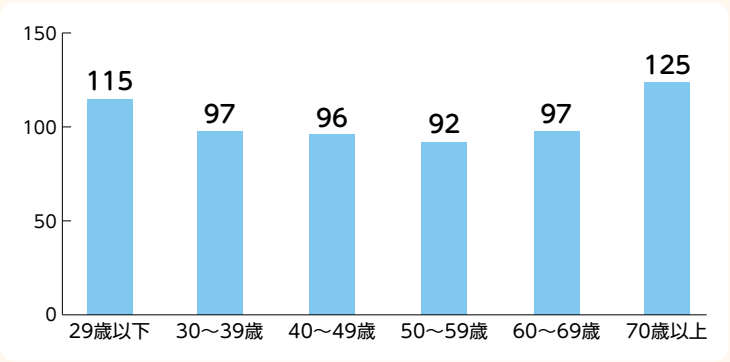

※上記は対人賠償責任保険で全体の契約の約９割を占める「26歳以上補償」における記名被保険者年齢区分間の較差（2016～2018年度の累計値）。なお、参考純率では「26歳以上補償」を記名被保険者の年齢層に応じて区分している。

政府では、特に高齢運転者の事故低減に有効と考えられる衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した車（安全運転サポート車）の普及啓発をはじめ、さまざまな高齢運転者対策に取り組んでいます。

当機構ウェブサイトでは、このトピックスに関連する以下のレポートも掲載しています。こちらも合わせてご覧ください。
「高齢運転者による交通事故の実態」
https://www.giroj.or.jp/publication/accident_prevention_report/senior_driver.html
「高齢運転者のペダル踏み間違い事故」
https://www.giroj.or.jp/publication/accident_prevention_report/misstepping.html

トピックス5

政府による高齢運転者への取組み

2016年11月に「高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」が設置され、高齢運転者の交通事故防止に向けた取組みが実施されています。さらに、2019年４月以降、高齢運転者による死傷事故が相次いで発生したことを受けて、同年６月に「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」が公表され、安心・安全な社会を目指して取り組むべき施策が示されています。ここでは、高齢運転者の交通事故防止対策に関連する関係省庁の各種取組みを紹介します。

（1）安全運転サポート車（セーフティ・サポートカーS）の普及促進

安全運転サポート車（以下、サポカーS）とは、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した自動車のことで、特に高齢運転者に推奨されています。

サポカーSには事故の減少や事故時の被害軽減といった効果が期待されています。国土交通省の要請を受け、自動車メーカー各社はサポカーSの開発・販売に力を入れており、近年、生産されている自動車は先進安全技術を搭載したものが多くなっています（図47）。

なお、65歳以上の高齢運転者に対して、対象となるサポカーSの購入などを補助する「サポカー補助金」の申請受付が2020年3月から開始されました（補助対象となる車種・装置および補助金の額等については、経済産業省・国土交通省のウェブサイトをご参照下さい）。

図47　生産台数に対する先進安全技術装着率の推移

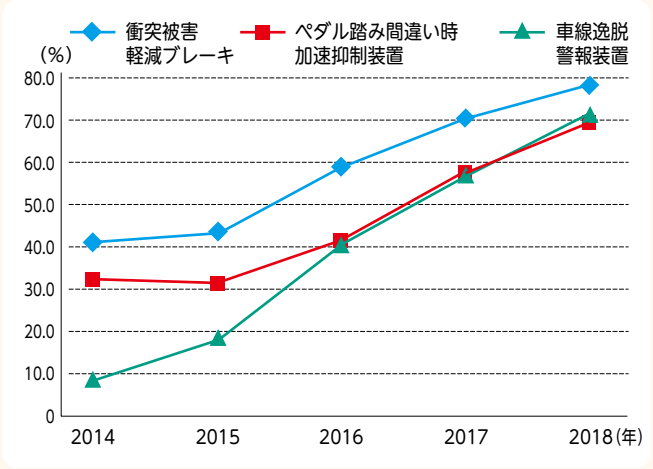

※1　「ASV技術普及状況調査」（国土交通省）から作成。
※2　装着率 = 装着台数 ÷ 総生産台数

自動車保険が付保されている自動車のうち、衝突被害軽減ブレーキ装着車両の割合は2018年度で全体の２割強となっており（図48）、増加傾向にあります。このことによる自動車保険に対する今後の影響として、事故の一層の減少や事故時の被害軽減につながることが期待されます。一方でセンサー等の比較的高価な部品が増加していることから、修理費は増加することが考えられます。

図48　衝突被害軽減ブレーキ装着車両の割合（対人賠償責任保険）

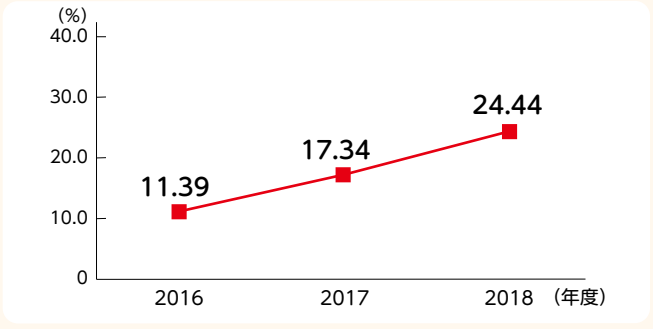

※自動車保険が付保されている自家用普通・小型乗用車および軽四輪乗用車における割合

（2）衝突被害軽減ブレーキの義務付け

国土交通省は、国連の衝突被害軽減ブレーキの国際基準の成立を受け、国内基準を公布し、世界に先駆け、2021年11月以降に販売される国産新モデルから段階的に衝突被害軽減ブレーキの装備を義務付けることにしています。

（3）性能認定制度

国土交通省は、安全装置について新車と既に販売されている自動車（以下、既販車）どちらに対しても性能認定制度を整備するとしています。新車は衝突被害軽減ブレーキとペダル踏み間違い時加速抑制装置について、既販車は後付けのペダル踏み間違い時加速抑制装置を対象とすることが公表されており、今後、新しい方式の安全装置が商品化された場合には、認定制度の対象装置の拡充を検討するとされています。

また、既販車の後付けの安全装置についての先行個別認定が2019年10月に行われ、同年12月に結果が公表されています。

（4）75歳以上の運転者の運転技能検査と限定条件付免許の検討

75歳以上の一部の高齢運転者に対し、免許更新時に運転技能検査を導入することや、サポカーS等に限定する免許を導入することを含む、道路交通法改正案が2020年3月に閣議決定され、2022年までに施行される見込みとなりました。

警察庁によると、運転技能検査は75歳以上で、交通事故につながりやすい違反歴（信号無視や大幅なスピード超過等）がある運転者を対象とすることが検討されており、合格するまで免許の更新を認められず、更新期限内であれば何度でも受検可能とする方針が示されています。

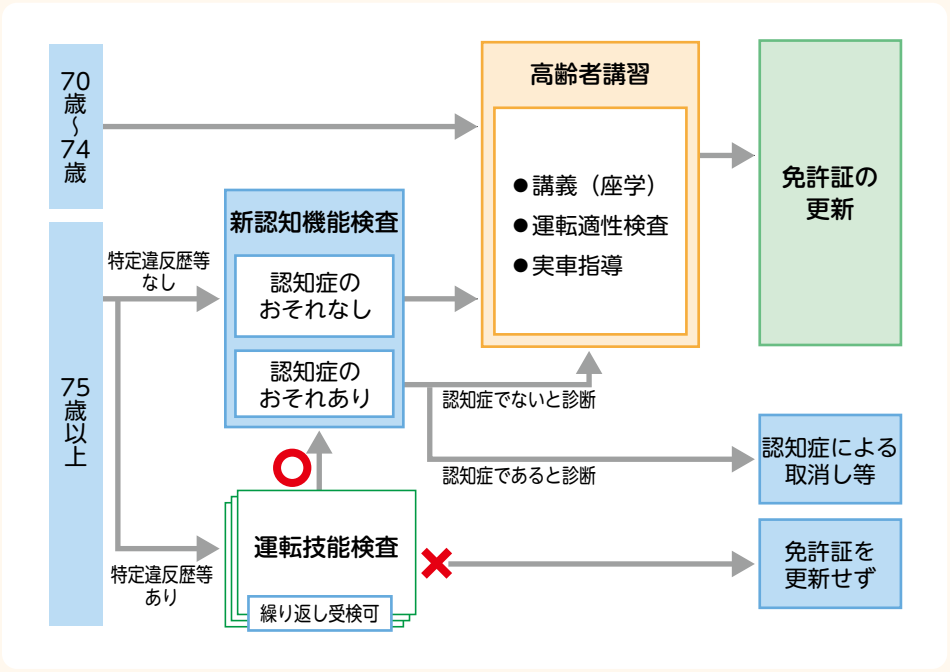

※「高齢運転者交通事故防止対策に関する調査研究　中間報告書」（警察庁）から作成。

限定条件付免許は、運転能力の低下を自覚した高齢者やより安全な自動車での運転を希望する人が、強制ではなく自主的な申請により、取得または変更することが検討されています。これにより、免許返納以外の新たな選択肢となることが期待されています。

トピックス 6

消費税率の引上げによる影響

2019年10月に消費税率が８％から10％に引き上げられました。
自動車保険に限らず、保険料は非課税であるため、消費税率引上げと自動車保険料は一見関係がないように思えます。しかし、保険会社が支払う保険金や経費の一部には消費税がかかっているため、消費税率の引上げは自動車保険の保険料に影響を及ぼします。

（１）純保険料率への影響

自動車保険の純保険料は、保険金と等しくなるように設定されていますが、保険金の一部の費目には消費税がかかるため、消費税率が引き上げられると保険金が増え、純保険料は不足することになります。

保険金に占める課税対象費目は下表のとおり各保険によって異なっており、搭乗者傷害保険は定額払いであるため影響は小さく、対物賠償責任保険や車両保険については修理費が保険金の多くを占めているため影響は大きくなります。

	課 税 対 象 費 目
対人賠償責任保険 人 身 傷 害 保 険	治療費の一部、通院費、付帯費用など （逸失利益、慰謝料（精神的損害）、休業損害などには影響が及びません。）
搭 乗 者 傷 害 保 険	付帯費用のみ
対物賠償責任保険	修理費、代車等費用、付帯費用など
車 両 保 険	修理費、車両取得費用、付帯費用など

※上記、課税対象費目はいずれも軽減税率の対象外となっています。

自動車保険全体では、消費税率が８％から10％に引き上げられたことによって＋2％弱の影響が見込まれ、保険金は340億円程度増加すると見込まれます。

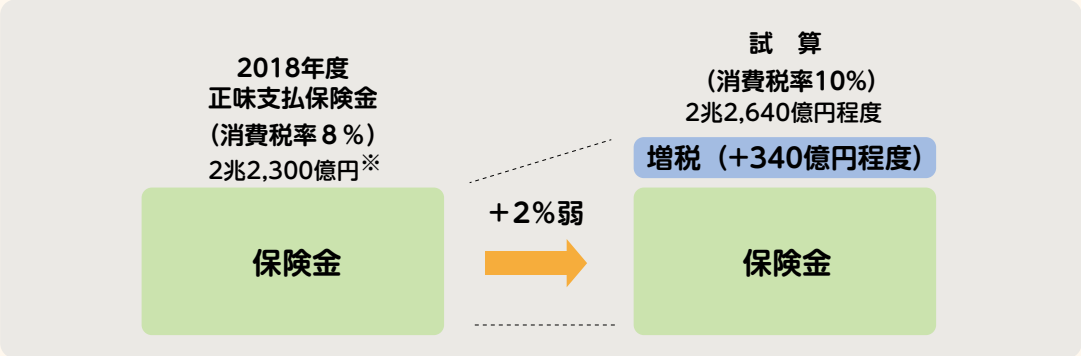

※「令和元年版インシュアランス損害保険統計号」（株式会社 保険研究所）から作成。

（2）付加保険料率への影響

付加保険料のうち、保険会社の物件費や代理店手数料などには消費税がかかるため、付加保険料にも消費税率引上げの影響が及びます。なお、付加保険料率部分は、保険会社が独自に算出しています。保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「参考純率」との関係については、2 1(1) 自動車保険の保険料率memo（P54）参照。

memo

自賠責保険への影響

■**純保険料率への影響**　：自動車保険の対人賠償責任保険と同様、治療費の一部や通院費などには消費税がかかるため、消費税率引上げの影響が及びます。

■**付加保険料率への影響**：自動車保険と同様、保険会社の物件費や代理店手数料などには消費税がかかるため、消費税率引上げの影響が及びます。

トピックス 7

法定利率の引下げによる影響

2017年6月2日に公布された民法の改正法により「法定利率」が見直されました。
「法定利率」の変更は、自動車保険のうち対人賠償責任保険等の純保険料に影響を及ぼします。

2017年6月2日、民法の改正法が公布され、2020年4月1日から施行されました。

この改正は、1896年の民法制定以来初の、債権関係の規定に関する抜本的な見直しであり、主な内容としては、

・「消滅時効の期間」の統一化等の時効に関する規定の整備
・「法定利率」を変動させる規定の新設
・「保証人の保護」を図るための保証債務に関する規定の整備
・「定型約款」に関する規定の新設

などが行われました。

このうち、「法定利率」については、改正前は「年5％」と定められていた固定利率が、改正後は3年に一度の見直しが行われる変動利率に改められるとともに、改正当初の利率が「年3％」に引き下げられています。

この「法定利率」の引下げは純保険料に影響を及ぼします。

法定利率とは
金銭貸借に関する契約などで当事者同士が特に利率を決めなかった場合に適用される利率のことです。

純保険料率への影響

自動車保険のうち対人賠償責任保険は、事故によって他人を死傷させた場合に損害賠償責任を負うことによって被る損害を補償する保険です（第Ⅰ部2 2 自動車保険の概要（P9）参照）。

この保険で補償する損害賠償額のうち、例えば「逸失利益」は、被害者が亡くならなければ将来得ることができたと考えられる収入額に基づき計算されますが、保険金としては一度にまとめて支払われるため、あらかじめ利息に相当する額を差し引いて計算されます。これを「中間利息控除」といいます。

なお、人身傷害保険でも逸失利益を補償しており、同様の計算が行われます。

■逸失利益の計算方法（例）死亡による損害

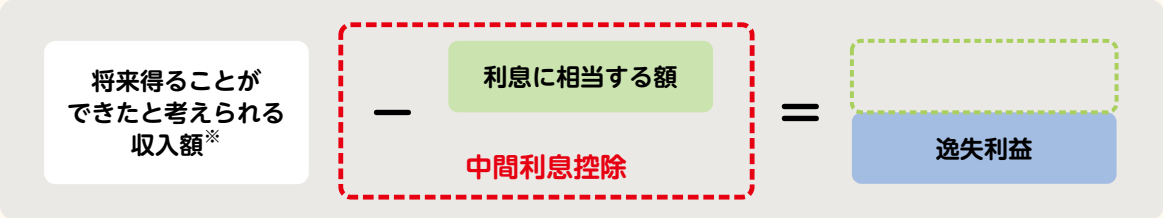

※ 一般的に被害者本人の生活費などは控除されます。

この中間利息控除を行う場合、利息に相当する額を算出する際の利率には「法定利率」が使用されます（今回の民法の改正により明文化されました）。

そのため、「法定利率」が5％から3％に引き下げられたことにより、将来得ることができたと考えられる収入額から差し引かれる「利息に相当する額」が少なくなり、逸失利益の額は増加することが見込まれます。

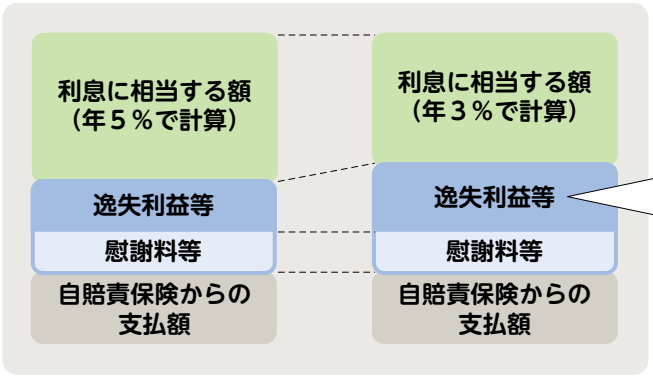

（例）22歳サラリーマンが交通事故で死亡した事案における逸失利益

法定利率 5％の場合
→約5,940万円

法定利率 3％の場合
→約8,200万円

※損害額算定の基礎となる数値等について、稼働可能年数は67歳まで、生活費控除率は0.5とし、基礎収入は賃金センサス（平成30年）の大卒男子の全年齢平均を採用。

	法定利率の影響がある主な費目
対人賠償責任保険 人身傷害保険	逸失利益、将来の介護料等

自動車保険全体では、法定利率が５％から3％に引き下げられることによって＋２％弱の影響が見込まれ、保険金は340億円程度増加すると見込まれます。

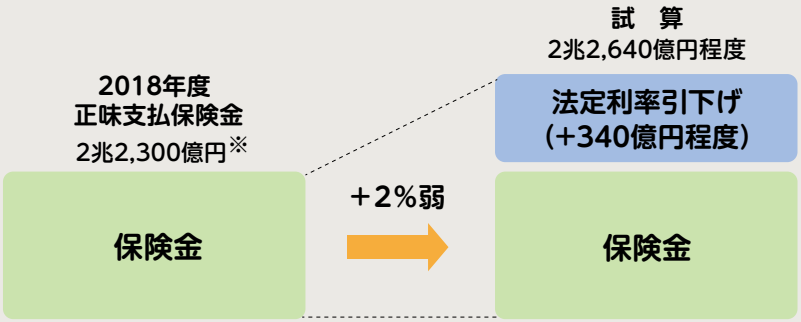

※「令和元年版インシュアランス損害保険統計号」（株式会社 保険研究所）から作成。

memo

自賠責保険料への影響

自賠責保険については、法定利率の引下げを契機として支払基準（第Ⅱ部４3自賠責保険の支払基準（P32）参照）の改正（2020年４月１日施行）が行われていますが、自賠責保険では損害の内容（死亡、後遺障害（等級別）、傷害）ごとに支払限度額が設けられており（第Ⅱ部１2自賠責保険の補償内容（P10）参照）、例えば死亡による損害においては、支払基準の改正前では全体の４割程度が支払限度額（3,000万円）に達しています（支払基準の改正によって、支払限度額に達する割合は更に増える可能性があります）。このことにより、当機構が2020年1月20日に届出を行った基準料率（第Ⅱ部 トピックス2（P27）参照）における支払基準の改正の影響（保険料の引上げ要素）は自動車保険と比べて、軽微なものとなっています。

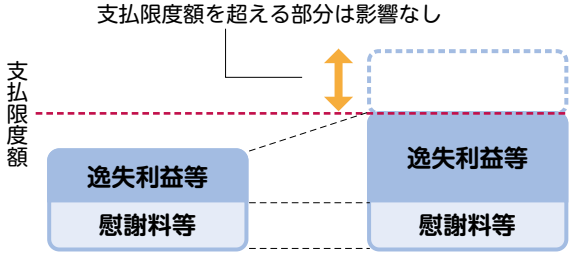

トピックス8

自動車保険参考純率の改定（型式別料率クラス制度の改定）

当機構は、2018年9月26日に自動車保険参考純率における「型式別料率クラス」について、型式間のリスク較差を、より適切に保険料に反映させるため、自動車保険参考純率の改定に関する届出を行いました。

同年10月23日、金融庁長官から、届け出た参考純率が「保険料率の３つの原則」に適合している旨の通知を受領しました。

【改定の概要】

2020年１月１日以降、自動車保険参考純率における「型式別料率クラス」を以下のとおり変更しました。

(1) 自家用普通・小型乗用車における「型式別料率クラス」について、改定前の各クラスの間にもう１つクラスを設けることでクラス数を改定前の９クラスから17クラスに細分化し、各クラス間の保険料率の較差について、1.2倍から$\sqrt{1.2}$倍（約1.1倍）に変更しました。

図49　現行クラスと改定前クラスの保険料率の較差（自家用普通・小型乗用車）

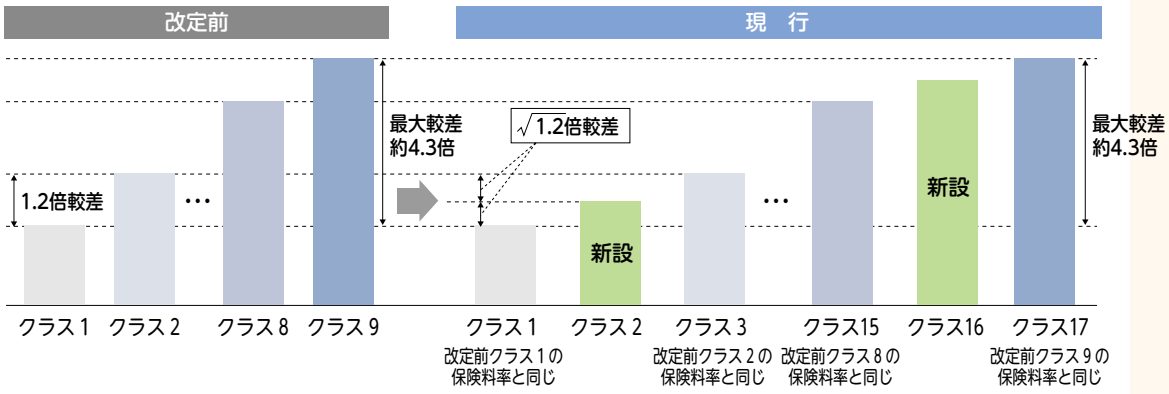

上図のとおり、現行における保険料の最も安いクラスと最も高いクラスの保険料率の較差（約4.3倍）は、改定前と変わりません。

この改定によりクラスを細分化したことに伴い、毎年１月に、型式ごとのリスクが現在位置づけられているクラスに見合っているかを検証する「クラス見直し」について、リスクが低い場合には、その度合いにより「－２」または「－１」（改定前は「－１」のみ）、リスクが高い場合には、その度合いにより「＋２」または「＋１」（改定前は「＋１」のみ）、クラスを移動することとしました。

ただし、より早期にリスクに見合った保険料とするため、発売後約３年が経過した型式においては、リスクが低い場合にはその度合いにより「－２」よりも大きく（「－３」、「－４」など）クラスを移動することとしました。

図50　クラス見直しイメージ（2019年クラスがクラス５の場合）

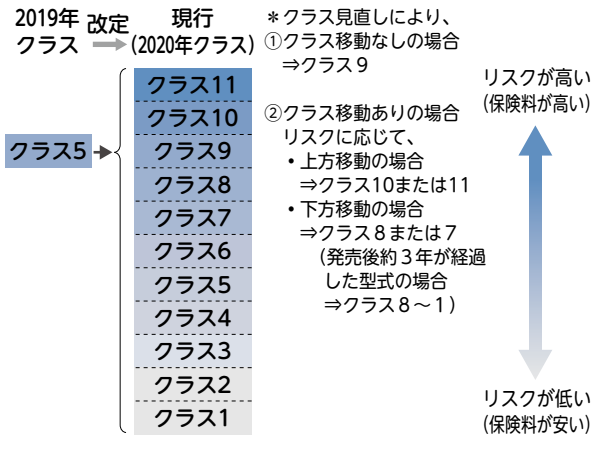

(2) 自家用軽四輪乗用車について、補償内容（対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、搭乗者傷害保険、車両保険）ごとに「型式別料率クラス」を導入し、区分の数はクラス１～３の３段階としました。また、あわせて、衝突被害軽減ブレーキ（AEB）の装着車に対する保険料割引（９％割引）の適用対象を、「全型式」から「発売後約３年以内の型式」のみに変更しました。

自家用軽四輪乗用車に「型式別料率クラス」を導入したことに伴い、これまで型式によらず一律であった保険料率が、ご契約のお車の型式によって異なることとなりました。

なお、今般の改定では、自家用軽四輪乗用車について「型式別料率クラス」導入に伴う保険料の急激な上昇を抑える観点から 、区分の数はクラス１～３の３段階としています。今後、自家用軽四輪乗用車における制度導入後の保険実績を確認したうえで、型式間のリスク較差をより適切に保険料に反映させる観点から、クラス数の拡大について検討しています。

図51　現行クラスと改定前の保険料率の較差（自家用軽四輪乗用車）

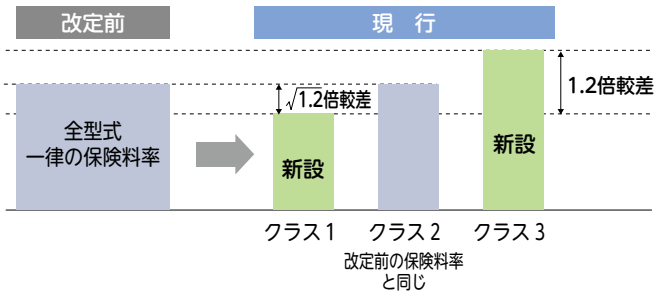

＜クラス制度導入に伴う AEB 装着車に対する保険料割引の適用対象変更＞

「型式別料率クラス」導入により、保険実績の蓄積が十分な型式（発売後約３年が経過した型式）における AEB によるリスク軽減効果は、「型式別料率クラス」により評価することとなりました。このため、AEB 装着車に対する保険料割引（９％割引）の適用対象を、改定前の「型式の発売時期を問わず全ての型式（全型式）」から、自家用普通・小型乗用車と同じ「発売後約３年以内の型式」に変更しました。

図52　クラス制度とAEB装着車に対する保険料割引の関係のイメージ（自家用軽四輪乗用車）

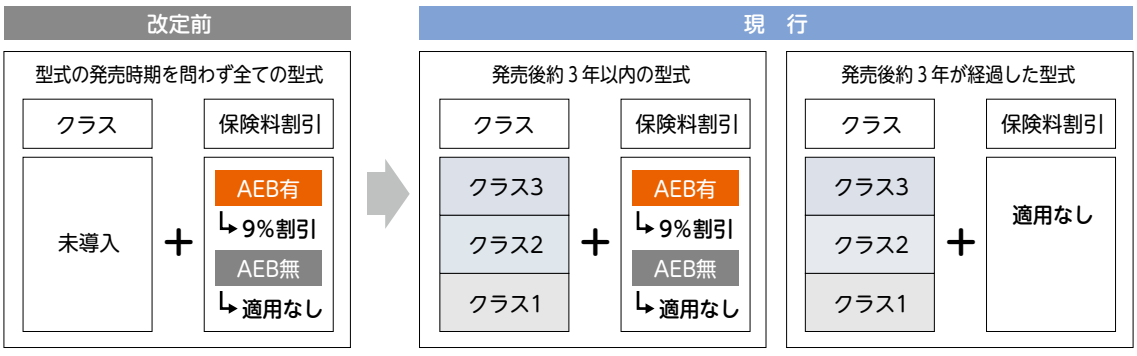

クラス制度導入までの期間限定の措置として、保険料割引のみでAEBのリスク軽減効果を評価するため、全ての型式が割引の対象

保険実績の蓄積が十分ではなく、クラスでのAEBのリスク軽減効果の評価が不十分となるため、保険料割引でクラス制度を補完

保険実績の蓄積が十分となり、AEBのリスク軽減効果をクラスによって適切に評価できるため、保険料割引の適用なし

※2020年１月１日以降の自動車保険参考純率における「型式別料率クラス」はウェブサイトにおいて検索可能です。
https://www.giroj.or.jp/ratemaking/automobile/vehicle_model/

この届出の詳細については、「自動車保険参考純率改定のご案内」をご参照ください。
https://www.giroj.or.jp/ratemaking/automobile/201809_announcement.html

第Ⅳ部

くるまに関する保険関連の統計

1 自賠責保険統計

第１表　自賠責保険収支の推移 …… 90
第２表　自賠責保険車種別収支〈2018年度〉 …… 92
第３表　自賠責保険都道府県別収支〈2018年度〉 …… 94
第４表　原動機付自転車の自賠責保険付保台数・共済加入台数の推移 …… 96
第５表　原動機付自転車の都道府県別自賠責保険付保台数・共済加入台数〈2019年3月末〉 …… 97
第６表　自賠責保険（共済）都道府県別損害調査受付件数の推移 …… 98
第７表　自賠責保険（共済）都道府県別医療機関総診療費〈2018年度〉 …… 99
第８表　自賠責保険（共済）受傷部位別傷害度別傷病数・構成比（傷害）〈2018年度〉 …… 100
第９表　自賠責保険（共済）受傷部位別事故類型別件数・構成比（傷害）〈2018年度〉 …… 101
第10表　自賠責保険（共済）診療期間ランク別傷害度別件数・構成比（傷害）〈2018年度〉 …… 102
第11表　自賠責保険（共済）都道府県別柔道整復総施術費〈2018年度〉 …… 103
第12表　政府保障事業の都道府県別損害調査受付件数〈2018年度〉 …… 104

2 自動車保険統計

第13表　任意自動車保険 用途・車種別統計表〈2018年度〉 …… 106
第14表　任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金種類別統計表〈2018年度〉 …… 110
第15表　任意自動車保険 搭乗者傷害保険保険金種類別統計表〈2018年度〉 …… 112
第16表　任意自動車保険 人身傷害保険保険金種類別統計表〈2018年度〉 …… 114
第17表　任意自動車保険 都道府県別統計表〈2018年度〉 …… 116
第18表　任意自動車保険 用途・車種別普及率表〈2019年3月末〉 …… 118
第19表　任意自動車保険 都道府県別普及率表〈2019年3月末〉 …… 120
第20表　任意自動車保険 対人賠償責任保険都道府県別普及率表〈自家用乗用車〉 …… 122
第21表　任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金額別契約構成表〈2018年度〉 …… 124
第22表　任意自動車保険 対物賠償責任保険保険金額別契約構成表〈2018年度〉 …… 126
第23表　任意自動車保険 人身傷害保険保険金額別契約構成表〈2018年度〉 …… 128
第24表　任意自動車保険 年齢条件別契約構成表〈2018年度〉 …… 130
第25表　任意自動車保険 事故類型別支払統計表〈2018年度〉 …… 132
第26表　任意自動車保険 車両保険都道府県別・事故形態別支払統計表〈2018年度〉 …… 134
第27表　任意自動車保険 修理費費目別統計表〈2018年度〉 …… 136

3 関連情報

Ⅰ 共済関係

第28表　自賠責共済収支の推移 …… 138
第29表　自賠責共済都道府県別収支〈2018年度〉 …… 140
第30表　自動車共済 補償種目別収支の推移 …… 142
第31表　自動車共済・自動車保険 都道府県別 対人賠償普及率〈2019年3月末〉 …… 143

Ⅱ 交通事故関係

第32表　交通事故発生状況の推移 …… 144
第33表　都道府県別交通事故発生状況〈2018年〉 …… 145
第34表　事故類型別交通事故件数の推移 …… 146
第35表　年齢層別死者数の推移 …… 146
第36表　状態別死者数の推移 …… 147
第37表　警察統計の死者数の推移 …… 147
第38表　車種別道路交通法違反取締件数〈2018年〉 …… 148
第39表　救急自動車による救急出動件数および搬送人員の推移 …… 148
第40表　男女別運転免許保有者数の推移 …… 149
第41表　年齢別・男女別免許保有者の前年比較〈2017年・2018年〉 …… 150
第42表　交通事故高額賠償判決例（人身事故） …… 151
第43表　交通事故高額賠償判決例（物件事故） …… 152

Ⅲ 自動車保有登録関係

第44表　車種別自動車保有車両数の推移 …… 154
第45表　都道府県別自動車保有車両数〈2019年3月末〉 …… 156
第46表　新車登録台数の推移 …… 157
第47表　車種別平均使用年数の推移 …… 157

Ⅳ 法令関係

第48表　後遺障害等級表 …… 158

1 自賠責保険統計

第１表　自賠責保険収支の推移

年度	契約				支	
	台数		保険料		死亡	
					件数	保険金
	台	%	千円	%	件	千円
1970	16,995,245		348,963,452		18,126	80,117,614
1975	20,535,020		512,498,964		12,314	123,114,183
1980	25,878,153		654,098,997		9,522	151,842,956
1985	28,502,452		926,192,619		9,807	179,684,379
1986	30,282,341	(6.2)	1,041,638,176	(12.5)	9,886	192,060,212
1987	30,711,927	(1.4)	1,051,432,091	(0.9)	9,430	186,555,214
1988	32,812,988	(6.8)	1,138,721,651	(8.3)	9,958	195,832,598
1989	32,933,548	(0.4)	1,173,345,534	(3.0)	10,637	209,161,571
1990	34,404,028	(4.5)	1,217,597,602	(3.8)	11,057	219,345,168
1991	34,675,719	(0.8)	1,112,594,634	(△8.6)	11,560	241,326,983
1992	35,129,541	(1.3)	1,087,793,724	(△2.2)	11,620	256,473,209
1993	36,903,078	(5.0)	1,012,188,061	(△7.0)	11,063	259,269,677
1994	37,101,038	(0.5)	1,015,698,547	(0.3)	10,703	254,245,669
1995	37,535,545	(1.2)	1,046,279,856	(3.0)	10,773	250,789,959
1996	38,159,188	(1.7)	1,072,702,030	(2.5)	10,492	247,922,093
1997	38,106,586	(△0.1)	979,729,851	(△8.7)	10,197	241,496,295
1998	37,648,994	(△1.2)	964,554,584	(△1.5)	9,595	230,571,248
1999	38,492,877	(2.2)	988,676,122	(2.5)	9,413	226,544,545
2000	38,590,102	(0.3)	999,284,341	(1.1)	8,935	218,247,953
2001	38,533,759	(△0.1)	996,798,683	(△0.2)	8,456	207,906,147
2002	38,373,670	(△0.4)	1,202,373,763	(20.6)	8,341	202,585,752
2003	38,731,246	(0.9)	1,212,825,888	(0.9)	7,866	193,744,704
2004	38,378,882	(△0.9)	1,199,455,126	(△1.1)	7,277	177,554,313
2005	39,067,723	(1.8)	1,154,805,308	(△3.7)	6,807	165,519,417
2006	38,674,832	(△1.0)	1,138,071,480	(△1.4)	6,168	152,674,840
2007	38,791,770	(0.3)	1,050,075,232	(△7.7)	6,029	145,481,727
2008	41,775,207	(7.7)	874,895,219	(△16.7)	5,482	131,840,390
2009	38,565,312	(△7.7)	811,706,485	(△7.2)	5,128	122,625,507
2010	38,674,100	(0.3)	811,951,189	(0.0)	4,922	118,717,520
2011	38,206,667	(△1.2)	897,505,823	(10.5)	4,777	113,972,827
2012	39,662,580	(3.8)	936,324,556	(4.3)	4,469	109,411,696
2013	38,297,097	(△3.4)	1,028,327,183	(9.8)	4,125	99,454,819
2014	38,654,126	(0.9)	1,034,178,479	(0.6)	3,977	96,959,742
2015	38,560,559	(△0.2)	1,025,949,786	(△0.8)	3,639	90,941,312
2016	39,255,373	(1.8)	1,047,243,538	(2.1)	3,568	89,412,881
2017	39,316,675	(0.2)	975,407,360	(△6.9)	3,481	84,175,617
2018	39,310,818	(0.0)	976,001,603	(0.1)	3,264	78,847,730

※１　1986年度以降の（ ）内の数値は、対前年度増減率を示します。
※２　保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。
※３　1970年度は、沖縄県を含みません。

払						年度
傷害および後遺障害		合計				
件数	保険金	件数		保険金		
件	千円	件	%	千円	%	
680,906	157,513,639	699,032		237,631,253		1970
535,094	210,014,199	547,408		333,128,382		1975
634,712	377,931,663	644,234		529,774,619		1980
846,483	551,391,368	856,290		731,075,747		1985
856,763	555,814,863	866,649	(1.2)	747,875,075	(2.3)	1986
852,883	536,629,865	862,313	(△0.5)	723,185,079	(△3.3)	1987
846,753	510,805,309	856,711	(△0.6)	706,637,907	(△2.3)	1988
883,751	508,980,082	894,388	(4.4)	718,141,654	(1.6)	1989
895,170	523,568,377	906,227	(1.3)	742,913,545	(3.4)	1990
921,410	544,820,322	932,970	(3.0)	786,147,304	(5.8)	1991
949,534	558,438,652	961,154	(3.0)	814,911,861	(3.7)	1992
973,557	574,800,552	984,620	(2.4)	834,070,228	(2.4)	1993
975,640	579,166,878	986,343	(0.2)	833,412,546	(△0.1)	1994
995,893	589,170,581	1,006,666	(2.1)	839,960,540	(0.8)	1995
1,013,162	594,064,502	1,023,654	(1.7)	841,986,595	(0.2)	1996
1,036,979	613,771,251	1,047,176	(2.3)	855,267,546	(1.6)	1997
1,047,048	625,786,046	1,056,643	(0.9)	856,357,294	(0.1)	1998
1,093,628	650,636,759	1,103,041	(4.4)	877,181,304	(2.4)	1999
1,142,984	680,553,984	1,151,919	(4.4)	898,801,937	(2.5)	2000
1,175,778	693,360,883	1,184,234	(2.8)	901,267,030	(0.3)	2001
1,195,400	720,596,376	1,203,741	(1.6)	923,182,128	(2.4)	2002
1,206,408	729,203,566	1,214,274	(0.9)	922,948,270	(0.0)	2003
1,181,564	708,769,298	1,188,841	(△2.1)	886,323,611	(△4.0)	2004
1,179,664	696,569,064	1,186,471	(△0.2)	862,088,481	(△2.7)	2005
1,129,936	671,756,523	1,136,104	(△4.2)	824,431,363	(△4.4)	2006
1,156,333	683,321,309	1,162,362	(2.3)	828,803,036	(0.5)	2007
1,127,755	681,021,510	1,133,237	(△2.5)	812,861,900	(△1.9)	2008
1,117,373	677,130,551	1,122,501	(△0.9)	799,756,058	(△1.6)	2009
1,136,876	677,004,059	1,141,798	(1.7)	795,721,580	(△0.5)	2010
1,155,536	691,458,139	1,160,313	(1.6)	805,430,966	(1.2)	2011
1,154,370	690,578,802	1,158,839	(△0.1)	799,990,498	(△0.7)	2012
1,185,334	708,022,604	1,189,459	(2.6)	807,477,423	(0.9)	2013
1,154,597	699,261,837	1,158,574	(△2.6)	796,221,579	(△1.4)	2014
1,157,070	703,870,613	1,160,709	(0.2)	794,811,925	(△0.2)	2015
1,136,174	681,319,330	1,139,742	(△1.8)	770,732,211	(△3.0)	2016
1,119,111	666,774,709	1,122,592	(△1.5)	750,950,326	(△2.6)	2017
1,082,458	643,249,783	1,085,722	(△3.3)	722,097,513	(△3.8)	2018

第２表　自賠責保険車種別収支〈2018年度〉

	車種		契約		支	
			台数	保険料	死亡	
					件数	保険金
			台	千円	件	千円
1	乗合自動車		224,056	7,548,250	30	805,301
2	乗用自動車	営業用	221,283	21,517,160	55	1,391,502
3		自家用	17,385,722	457,433,563	1,277	31,340,218
4	普通貨物自動車	営業用	992,657	38,078,725	321	8,143,717
5		自家用	1,266,610	34,646,553	135	3,327,860
6	小型貨物自動車	営業用	65,845	1,692,144	7	221,355
7		自家用	2,763,318	50,356,760	194	4,785,281
8	小型二輪および軽自動車		13,589,874	331,579,958	1,125	25,897,980
9	特殊および緊急自動車		389,658	3,713,930	21	636,831
10	商品自動車		62,664	695,000	1	31,200
11	特種用途自動車		360,895	7,387,553	43	1,007,358
12	被けん引自動車		200,168	1,000,967	1	21,217
13	原動機付自転車		1,788,068	20,351,040	54	1,237,909
14	合計		39,310,818	976,001,603	3,264	78,847,730

※　保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

払				
傷害および後遺障害		合計		
件数	保険金	件数	保険金	
件	千円	件	千円	
8,070	4,767,082	8,100	5,572,382	1
29,336	17,326,259	29,391	18,717,761	2
529,389	308,621,860	530,666	339,962,078	3
30,794	23,317,228	31,115	31,460,944	4
19,068	13,077,873	19,203	16,405,733	5
2,041	1,315,963	2,048	1,537,318	6
54,435	34,796,263	54,629	39,581,544	7
383,801	223,519,097	384,926	249,417,077	8
1,657	1,496,134	1,678	2,132,965	9
273	169,244	274	200,444	10
5,480	3,572,504	5,523	4,579,862	11
3	△ 524	4	20,693	12
18,111	11,270,801	18,165	12,508,710	13
1,082,458	643,249,783	1,085,722	722,097,513	14

第３表　自賠責保険都道府県別収支〈2018年度〉

都道府県	契約		支払	
	台数	保険料	件数	保険金
	台	千円	件	千円
北海道	1,733,766	43,634,418	39,371	25,689,152
青森	481,464	12,204,272	7,529	4,482,688
岩手	453,204	11,482,243	6,716	4,080,679
宮城	823,908	20,721,139	19,645	12,535,104
秋田	306,991	7,839,350	5,059	2,677,398
山形	408,208	10,319,072	8,224	4,678,557
福島	727,420	18,317,369	16,301	9,736,289
茨城	1,247,021	31,259,121	34,244	24,172,253
栃木	821,041	20,644,020	22,558	15,147,222
群馬	825,500	20,897,046	26,968	19,362,274
埼玉	2,068,273	51,627,019	59,727	42,725,534
千葉	1,823,850	45,431,057	51,477	38,295,652
東京	2,299,925	58,161,412	69,051	47,495,654
神奈川	2,134,443	51,585,577	56,947	40,816,380
新潟	879,768	22,127,970	16,319	9,657,492
富山	433,702	10,971,180	10,423	5,624,498
石川	441,255	11,240,095	10,672	5,305,031
福井	314,531	7,982,779	8,834	4,708,289
山梨	319,668	8,005,324	8,559	5,704,141
長野	850,800	21,527,842	16,588	9,909,561
岐阜	815,696	20,533,407	23,466	14,367,101
静岡	1,446,788	36,002,106	41,245	28,185,649
愛知	2,605,625	66,025,003	74,398	46,298,846
三重	715,653	17,969,108	19,444	13,045,272

※１　本表は、被保険自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものです。
※２　保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。
※３　沖縄県には同県離島分を含め、離島には沖縄県離島分を除いて集計しています。

都道府県	契約		支払	
	台数	保険料	件数	保険金
	台	千円	件	千円
滋賀	483,370	12,219,728	13,349	8,055,301
京都	729,499	18,124,215	22,478	15,612,694
大阪	2,091,071	51,294,646	69,889	48,685,579
兵庫	1,528,582	37,796,740	45,493	32,925,888
奈良	404,290	10,097,448	12,480	8,605,756
和歌山	360,626	8,853,481	10,784	7,046,387
鳥取	210,727	5,387,564	4,429	2,535,186
島根	194,141	5,004,118	3,527	1,616,076
岡山	743,432	18,779,918	25,197	15,515,203
広島	938,826	23,565,733	26,059	16,177,740
山口	483,996	12,289,009	12,461	7,986,643
徳島	297,185	7,436,528	9,367	6,182,956
香川	371,924	9,343,039	13,625	8,799,432
愛媛	482,779	11,858,048	14,255	10,099,749
高知	223,990	5,546,060	4,783	2,944,367
福岡	1,622,446	40,682,411	60,893	42,769,413
佐賀	287,493	7,280,637	9,579	6,375,218
長崎	396,257	9,889,914	11,073	7,287,724
熊本	650,646	16,223,155	19,796	11,640,470
大分	398,523	10,035,332	10,440	6,728,403
宮崎	337,316	8,573,699	9,323	6,311,067
鹿児島	486,903	12,185,579	10,957	6,649,997
沖縄	486,510	5,976,675	10,631	6,047,796
離島	121,786	1,049,998	1,089	797,752
合計	39,310,818	976,001,603	1,085,722	722,097,513

第４表　原動機付自転車の自賠責保険付保台数・共済加入台数の推移

年度	自賠責保険	自賠責共済	合計
	付保台数	加入台数	付保・加入台数
	千台	千台	千台
1970	2,654	1,850	4,504
1975	3,017	1,774	4,791
1980	6,950	2,730	9,680
1985	10,565	2,968	13,532
1986	10,087	2,857	12,944
1987	9,475	2,690	12,165
1988	8,986	2,553	11,540
1989	8,633	2,425	11,058
1990	8,264	2,273	10,537
1991	8,028	2,152	10,181
1992	7,786	2,054	9,840
1993	7,605	1,967	9,572
1994	7,499	1,872	9,371
1995	7,390	1,806	9,197
1996	7,293	1,736	9,028
1997	7,121	1,643	8,764
1998	7,140	1,613	8,753
1999	7,128	1,569	8,697
2000	6,930	1,517	8,447
2001	6,842	1,481	8,323
2002	6,692	1,427	8,119
2003	6,612	1,367	7,979
2004	6,533	1,319	7,852
2005	6,453	1,267	7,721
2006	6,329	1,215	7,544
2007	6,256	1,176	7,432
2008	6,249	1,161	7,410
2009	6,172	1,131	7,303
2010	6,095	1,101	7,196
2011	5,941	1,056	6,996
2012	5,872	1,019	6,891
2013	5,748	973	6,721
2014	5,633	931	6,564
2015	5,443	878	6,321
2016	5,279	832	6,111
2017	5,103	787	5,890
2018	4,979	751	5,730

※１　付保台数および加入台数は、各年度とも3月末現在の有効契約台数です。
※２　1970年度は、沖縄県を含みません。
※３　1996年度以前の自賠責共済は、ＪＡ共済から報告を受けた加入台数です。
※４　1997年度の自賠責共済は、ＪＡ共済および全労済から報告を受けた加入台数の合計です。
※５　1998～2000年度の自賠責共済は、ＪＡ共済、全自共および全労済から報告を受けた加入台数の合計です。
※６　2001年度以降の自賠責共済は、ＪＡ共済、全自共、交協連および全労済から報告を受けた加入台数の合計です。

第５表　原動機付自転車の都道府県別自賠責保険付保台数・共済加入台数〈2019年３月末〉

都道府県	自賠責保険	自賠責共済	合計
	付保台数	加入台数	付保・加入台数
	台	台	台
北海道	42,925	5,739	48,664
青森	19,483	7,920	27,403
岩手	23,276	11,994	35,270
宮城	60,528	7,957	68,485
秋田	9,548	6,029	15,577
山形	16,868	8,452	25,320
福島	33,598	10,883	44,481
茨城	74,215	7,834	82,049
栃木	45,757	9,920	55,677
群馬	42,972	8,874	51,846
埼玉	257,625	23,872	281,497
千葉	216,607	10,806	227,413
東京	425,083	10,471	435,554
神奈川	520,009	26,648	546,657
新潟	47,272	15,701	62,973
富山	12,745	3,055	15,800
石川	18,083	3,321	21,404
福井	10,676	2,404	13,080
山梨	30,124	16,996	47,120
長野	43,933	21,721	65,654
岐阜	36,490	7,758	44,248
静岡	174,165	29,903	204,068
愛知	189,510	38,396	227,906
三重	62,439	16,039	78,478
滋賀	50,214	14,415	64,629
京都	239,574	11,904	251,478
大阪	589,997	17,306	607,303
兵庫	308,295	28,242	336,537
奈良	84,239	26,917	111,156
和歌山	98,348	34,248	132,596
鳥取	9,611	2,672	12,283
島根	11,690	9,276	20,966
岡山	78,402	19,525	97,927
広島	181,227	28,812	210,039
山口	40,883	14,674	55,557
徳島	36,144	8,191	44,335
香川	48,322	11,520	59,842
愛媛	112,763	30,189	142,952
高知	45,383	18,354	63,737
福岡	192,696	24,433	217,129
佐賀	20,673	8,135	28,808
長崎	67,710	11,640	79,350
熊本	88,328	16,243	104,571
大分	40,279	14,871	55,150
宮崎	27,524	15,373	42,897
鹿児島	57,559	23,997	81,556
沖縄	96,884	17,382	114,266
離島	37,996	30,162	68,158
合計	4,978,672	751,174	5,729,846

※１　自賠責共済は、ＪＡ共済、全自共、交協連および全労済から報告を受けた加入台数の合計です。
※２　付保台数および加入台数は、2019年3月末現在の有効契約台数です。
※３　沖縄県には同県離島分を含め、離島には沖縄県離島分を除いて集計しています。

第６表　自賠責保険（共済）都道府県別損害調査受付件数の推移

都道府県	2014年度		2015年度		2016年度		2017年度		2018年度	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
	件		件		件		件		件	
北海道	45,989	100	43,653	95	44,115	96	44,883	98	44,447	97
青森	8,431	100	8,084	96	8,094	96	7,836	93	7,876	93
岩手	7,192	100	6,996	97	6,578	91	6,853	95	7,151	99
宮城	26,850	100	26,438	98	25,471	95	25,811	96	26,547	99
秋田	5,118	100	5,048	99	4,841	95	5,383	105	6,466	126
山形	9,096	100	8,696	96	8,957	98	9,037	99	9,322	102
福島	18,301	100	17,969	98	17,616	96	18,012	98	17,915	98
茨城	36,072	100	37,259	103	35,074	97	34,719	96	34,684	96
栃木	24,813	100	24,398	98	25,249	102	25,759	104	24,735	100
群馬	29,438	100	30,143	102	30,684	104	31,853	108	30,889	105
埼玉	57,284	100	58,968	103	57,076	100	57,493	100	56,129	98
千葉	52,551	100	53,058	101	51,032	97	49,998	95	47,826	91
東京	154,995	100	157,732	102	159,664	103	163,891	106	159,636	103
神奈川	67,640	100	63,175	93	60,786	90	58,817	87	58,131	86
新潟	18,347	100	18,029	98	17,528	96	17,713	97	16,811	92
富山	11,264	100	10,974	97	10,399	92	10,516	93	10,250	91
石川	12,009	100	13,011	108	12,606	105	12,718	106	12,287	102
福井	9,646	100	9,518	99	8,805	91	8,995	93	9,117	95
山梨	9,990	100	9,997	100	9,694	97	10,135	101	10,285	103
長野	18,065	100	17,985	100	17,896	99	18,294	101	17,950	99
岐阜	24,140	100	24,530	102	24,404	101	24,096	100	23,953	99
静岡	46,123	100	45,629	99	45,168	98	44,495	96	43,517	94
愛知	93,341	100	94,548	101	92,795	99	91,319	98	90,903	97
三重	20,562	100	21,325	104	20,595	100	20,739	101	20,747	101
滋賀	14,042	100	14,306	102	13,436	96	13,701	98	13,258	94
京都	25,696	100	26,263	102	25,778	100	24,878	97	24,030	94
大阪	105,514	100	107,978	102	109,183	103	110,553	105	108,596	103
兵庫	49,170	100	49,390	100	47,733	97	47,694	97	47,524	97
奈良	13,135	100	13,087	100	12,512	95	13,177	100	12,950	99
和歌山	12,775	100	12,205	96	11,997	94	11,868	93	11,973	94
鳥取	4,649	100	4,688	101	4,959	107	5,013	108	4,546	98
島根	4,435	100	4,075	92	4,091	92	3,809	86	4,411	99
岡山	28,122	100	28,897	103	27,735	99	27,020	96	26,786	95
広島	31,746	100	31,786	100	31,632	100	30,136	95	30,271	95
山口	13,868	100	13,958	101	13,068	94	13,073	94	13,502	97
徳島	10,653	100	10,415	98	10,397	98	9,985	94	10,091	95
香川	16,216	100	15,083	93	15,705	97	15,151	93	15,188	94
愛媛	17,227	100	16,472	96	16,579	96	16,314	95	16,036	93
高知	6,130	100	6,169	101	6,256	102	5,788	94	5,680	93
福岡	78,120	100	79,301	102	78,147	100	76,121	97	75,621	97
佐賀	9,693	100	9,785	101	9,179	95	9,376	97	9,496	98
長崎	11,480	100	11,739	102	13,258	115	12,513	109	12,838	112
熊本	20,710	100	20,408	99	20,045	97	21,028	102	20,751	100
大分	11,244	100	11,207	100	11,199	100	11,505	102	11,367	101
宮崎	11,312	100	11,227	99	10,913	96	10,381	92	10,988	97
鹿児島	13,220	100	12,585	95	12,267	93	11,870	90	12,418	94
沖縄	10,457	100	9,929	95	10,673	102	11,307	108	11,947	114
合計	1,326,871	100	1,328,116	100	1,311,869	99	1,311,626	99	1,297,842	98

※１　本表は、当機構の各自賠責損害調査事務所において受け付けた自賠責保険（共済）損害調査事案を都道府県別に集計したものです。

※２　指数は、2014年度を100としたものです。

第７表　自賠責保険（共済）都道府県別医療機関総診療費〈2018年度〉

都道府県	総診療費	件数	平均診療費		診療期間	診療実日数
				指数		
	千円	件	円		日	日
北海道	9,224,756	41,706	221,185	91	66.6	16.3
青森	1,738,702	7,869	220,956	91	57.7	15.3
岩手	1,564,620	7,546	207,344	86	49.2	11.6
宮城	4,876,651	21,433	227,530	94	72.0	18.3
秋田	1,168,906	6,448	181,282	75	52.7	12.8
山形	1,978,074	9,323	212,171	88	62.7	16.7
福島	3,599,164	18,660	192,881	80	56.2	15.5
茨城	8,269,423	34,814	237,532	98	75.5	20.6
栃木	5,463,186	24,375	224,131	93	69.6	18.7
群馬	7,197,147	29,500	243,971	101	72.2	23.5
埼玉	14,094,379	59,890	235,338	97	70.8	18.3
千葉	13,019,345	52,423	248,352	103	72.3	18.9
東京	17,387,692	70,844	245,436	101	73.2	17.7
神奈川	15,421,151	56,942	270,822	112	78.1	19.6
新潟	3,414,556	17,187	198,671	82	58.1	14.1
富山	1,706,112	11,050	154,399	64	40.1	10.2
石川	1,823,917	11,457	159,197	66	42.2	11.0
福井	1,743,267	9,732	179,127	74	44.6	12.3
山梨	2,698,518	10,872	248,208	103	70.3	21.3
長野	3,400,939	18,275	186,098	77	55.3	13.4
岐阜	5,479,699	23,725	230,967	95	64.1	18.7
静岡	11,787,244	44,565	264,496	109	76.3	21.4
愛知	18,337,329	77,541	236,486	98	69.0	19.2
三重	5,679,115	21,463	264,600	109	74.2	22.8
滋賀	3,263,800	15,622	208,923	86	65.4	17.3
京都	5,691,625	22,865	248,923	103	73.1	19.1
大阪	19,124,238	69,568	274,900	114	76.7	21.2
兵庫	14,075,731	48,572	289,791	120	76.4	22.8
奈良	3,131,651	12,989	241,100	100	70.4	18.8
和歌山	2,923,437	11,702	249,824	103	72.3	21.6
鳥取	934,155	4,665	200,248	83	52.8	13.9
島根	900,060	4,186	215,017	89	45.9	12.0
岡山	5,924,238	26,435	224,106	93	67.2	20.6
広島	6,690,077	27,155	246,366	102	67.6	20.5
山口	3,133,299	13,165	238,002	98	57.6	19.6
徳島	2,045,869	9,758	209,661	87	55.4	15.8
香川	3,342,136	14,621	228,585	94	63.4	20.8
愛媛	4,285,578	15,291	280,268	116	70.5	23.1
高知	1,475,955	5,255	280,867	116	53.6	15.1
福岡	17,128,426	63,560	269,484	111	67.5	23.5
佐賀	2,906,522	11,192	259,696	107	62.1	22.7
長崎	2,934,398	11,515	254,833	105	67.3	21.0
熊本	4,530,809	21,521	210,530	87	55.3	18.0
大分	2,634,748	11,224	234,742	97	57.7	17.3
宮崎	2,661,295	10,719	248,278	103	67.4	25.0
鹿児島	3,420,957	12,344	277,135	114	58.2	19.2
沖縄	2,542,710	11,876	214,105	88	59.1	12.6
合計	276,775,603	1,143,440	242,055	100	68.3	19.2

※１　本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。
※２　本表は、1人の被害者が医療機関に受診した場合を1件として集計しています。
　　従って、同一年度内に複数の医療機関に受診した場合でも1件として集計しています。
※３　診療期間・診療実日数については、診療日数の判明するものを対象として集計しています。
※４　指数は、全国計を100としたものです。

第８表　自賠責保険（共済）受傷部位別傷害度別傷病数・構成比（傷害）〈2018年度〉

受傷部位＼傷害度	1 軽 度	2 中等度	3 重 度	4 重 症	5 重 篤	6 瀕 死	その他	合 計
	個	個	個	個	個	個	個	個
頭顔部	144,407	13,956	13,115	1,143	4,938	21	15,763	193,343
	(74.7)	(7.2)	(6.8)	(0.6)	(2.6)	(0.0)	(8.2)	(100.0)
頚部	714,442	0	1,824	0	1,457	30	18,571	736,324
	(97.0)	(0.0)	(0.2)	(0.0)	(0.2)	(0.0)	(2.5)	(100.0)
腰背部	409,305	8,683	0	89	0	0	16,949	435,026
	(94.1)	(2.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(3.9)	(100.0)
胸部	107,284	7,757	3,118	518	2,858	5	3,655	125,195
	(85.7)	(6.2)	(2.5)	(0.4)	(2.3)	(0.0)	(2.9)	(100.0)
腹部	27,456	7,999	69	745	0	1	7,603	43,873
	(62.6)	(18.2)	(0.2)	(1.7)	(0.0)	(0.0)	(17.3)	(100.0)
上肢	327,414	86,954	2,145	36	0	0	25,936	442,485
	(74.0)	(19.7)	(0.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(5.9)	(100.0)
下肢	323,489	66,841	3,040	80	0	0	13,201	406,651
	(79.5)	(16.4)	(0.7)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(3.2)	(100.0)
全身	21,964	0	112	0	0	36	9,006	31,118
	(70.6)	(0.0)	(0.4)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(28.9)	(100.0)
その他	0	0	0	0	0	0	53,206	53,206
	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)
合計	2,075,761	192,190	23,423	2,611	9,253	93	163,890	2,467,221
	(84.1)	(7.8)	(0.9)	(0.1)	(0.4)	(0.0)	(6.6)	(100.0)

※１　本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。
※２　本表は、1人の被害者における初診時の傷病名ごとに、該当区分（受傷部位、傷害度）へ集計しています。従って、同一受傷部位に同じ傷害度の傷病名が複数あった場合でも、それぞれの該当区分へ集計しています（例えば、右上腕打撲傷、左上腕打撲傷の場合は、上肢の軽度に2個を集計しています。）。
※３　傷病名が未記入の事案は除外しました。
※４　受傷部位の「その他」とは無傷、外傷性ショック、不明等をいいます。
※５　傷害度の「その他」とは無傷、不明をいいます。
※６　（　）内は各受傷部位における傷害度別の構成比（%）を示します。

第９表　自賠責保険（共済）受傷部位別事故類型別件数・構成比（傷害）〈2018年度〉

事故類型 / 受傷部位	人対車両	車両相互							車両単独	その他	合計
		正面衝突	側面衝突	出合頭衝突	接触	追突	その他	計			
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
頭顔部	37,992	2,716	6,156	25,658	2,656	29,193	8,424	74,803	5,213	850	118,858
	(3.3)	(0.2)	(0.5)	(2.2)	(0.2)	(2.6)	(0.7)	(6.5)	(0.5)	(0.1)	(10.4)
頚部	20,619	9,109	20,860	104,124	23,905	338,032	65,668	561,698	7,798	3,203	593,318
	(1.8)	(0.8)	(1.8)	(9.1)	(2.1)	(29.6)	(5.7)	(49.1)	(0.7)	(0.3)	(51.9)
腰背部	20,501	1,269	3,616	14,758	3,312	28,267	8,730	59,952	2,010	405	82,868
	(1.8)	(0.1)	(0.3)	(1.3)	(0.3)	(2.5)	(0.8)	(5.2)	(0.2)	(0.0)	(7.2)
胸部	9,412	2,730	4,344	15,965	1,160	4,939	4,539	33,677	2,372	493	45,954
	(0.8)	(0.2)	(0.4)	(1.4)	(0.1)	(0.4)	(0.4)	(2.9)	(0.2)	(0.0)	(4.0)
腹部	4,703	414	888	2,460	264	1,062	908	5,996	362	138	11,199
	(0.4)	(0.0)	(0.1)	(0.2)	(0.0)	(0.1)	(0.1)	(0.5)	(0.0)	(0.0)	(1.0)
上肢	51,822	2,526	9,346	27,421	6,005	22,741	15,873	83,912	3,115	1,081	139,930
	(4.5)	(0.2)	(0.8)	(2.4)	(0.5)	(2.0)	(1.4)	(7.3)	(0.3)	(0.1)	(12.2)
下肢	53,835	1,976	6,483	16,291	3,157	10,122	9,326	47,355	2,262	721	104,173
	(4.7)	(0.2)	(0.6)	(1.4)	(0.3)	(0.9)	(0.8)	(4.1)	(0.2)	(0.1)	(9.1)
全身	1,643	307	640	2,763	504	4,484	1,486	10,184	365	57	12,249
	(0.1)	(0.0)	(0.1)	(0.2)	(0.0)	(0.4)	(0.1)	(0.9)	(0.0)	(0.0)	(1.1)
その他	2,585	704	1,370	7,533	1,521	16,071	4,095	31,294	1,258	170	35,307
	(0.2)	(0.1)	(0.1)	(0.7)	(0.1)	(1.4)	(0.4)	(2.7)	(0.1)	(0.0)	(3.1)
合計	203,112	21,751	53,703	216,973	42,484	454,911	119,049	908,871	24,755	7,118	1,143,856
	(17.8)	(1.9)	(4.7)	(19.0)	(3.7)	(39.8)	(10.4)	(79.5)	(2.2)	(0.6)	(100.0)

※１　本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。
※２　本表は、1人の被害者における初診時の傷病名に該当する受傷部位に1件として集計しています。初診時に傷病名が複数あった場合は、最も傷害度の大きい受傷部位に1件として集計しています。
※３　受傷部位の「その他」とは無傷、外傷性ショック、不明等をいいます。
※４　（　）内は構成比（%）を示します。

第10表　自賠責保険（共済）診療期間ランク別傷害度別件数・構成比（傷害）〈2018年度〉

傷害度 / 診療期間ﾗﾝｸ	1 軽 度	2 中等度	3 重 度	4 重 症	5 重 篤	6 瀕 死	その他	合 計
	件	件	件	件	件	件	件	件
1～30日	370,369	29,030	2,087	274	1,081	27	37,270	440,138
	(40.4)	(22.8)	(16.5)	(19.1)	(14.7)	(31.8)	(72.1)	(39.4)
31～60日	116,703	16,825	1,530	195	1,016	4	3,351	139,624
	(12.7)	(13.2)	(12.1)	(13.6)	(13.9)	(4.7)	(6.5)	(12.5)
61～90日	101,059	16,157	1,354	162	874	11	2,571	122,188
	(11.0)	(12.7)	(10.7)	(11.3)	(11.9)	(12.9)	(5.0)	(10.9)
91～120日	106,528	17,567	1,285	146	784	5	2,558	128,873
	(11.6)	(13.8)	(10.2)	(10.2)	(10.7)	(5.9)	(4.9)	(11.5)
121～150日	71,902	12,595	1,001	118	578	8	1,695	87,897
	(7.8)	(9.9)	(7.9)	(8.2)	(7.9)	(9.4)	(3.3)	(7.9)
151～180日	55,792	10,104	884	93	522	7	1,328	68,730
	(6.1)	(7.9)	(7.0)	(6.5)	(7.1)	(8.2)	(2.6)	(6.2)
181～360日	88,208	21,180	3,130	312	1,873	13	2,449	117,165
	(9.6)	(16.6)	(24.8)	(21.7)	(25.5)	(15.3)	(4.7)	(10.5)
361日以上	6,113	4,123	1,363	138	607	10	493	12,847
	(0.7)	(3.2)	(10.8)	(9.6)	(8.3)	(11.8)	(1.0)	(1.1)
計	916,674	127,581	12,634	1,438	7,335	85	51,715	1,117,462
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
不　明	17,207	5,679	1,380	172	878	7	1,071	26,394
合　計	933,881	133,260	14,014	1,610	8,213	92	52,786	1,143,856

※１　本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。
※２　本表は、1人の被害者における初診時の傷病名に該当する傷害度の区分に1件として集計しています。初診時に傷病名が複数あった場合は、最も傷害度の大きい区分に1件として集計しています。
※３　（　）内は診療期間別の構成比（%）を示します。

第11表　自賠責保険（共済）都道府県別柔道整復総施術費〈2018年度〉

都道府県	総施術費	件数	平均施術費		施術期間	施術実日数
				指数		
	千円	件	円		日	日
北海道	3,384,630	10,767	314,352	116	104.5	51.0
青森	186,184	807	230,712	85	86.0	41.0
岩手	239,143	944	253,329	93	95.7	43.4
宮城	1,500,111	4,815	311,550	115	116.0	51.8
秋田	198,649	834	238,188	88	98.9	41.7
山形	323,093	1,390	232,441	86	99.3	41.2
福島	1,057,303	3,961	266,928	98	94.6	45.7
茨城	2,569,462	8,691	295,646	109	112.2	54.1
栃木	2,080,655	6,903	301,413	111	109.9	51.6
群馬	2,462,171	8,391	293,430	108	107.1	52.8
埼玉	4,787,714	16,302	293,689	108	107.2	51.6
千葉	4,032,111	13,598	296,522	109	109.8	53.6
東京	5,148,231	17,616	292,247	108	108.9	50.9
神奈川	3,150,711	11,235	280,437	103	110.6	49.6
新潟	571,636	2,354	242,836	89	100.0	40.4
富山	693,122	2,838	244,229	90	89.9	43.1
石川	538,464	2,515	214,101	79	85.5	39.7
福井	344,102	1,681	204,701	75	83.2	35.5
山梨	487,131	2,068	235,557	87	103.1	43.6
長野	1,099,803	4,288	256,484	94	104.5	48.1
岐阜	1,299,484	4,908	264,769	98	101.2	43.8
静岡	2,555,566	9,438	270,774	100	104.0	48.1
愛知	3,296,362	13,302	247,809	91	101.7	42.5
三重	640,290	2,494	256,732	95	105.8	41.3
滋賀	673,895	2,775	242,845	89	105.6	42.4
京都	1,372,232	4,940	277,780	102	108.7	47.9
大阪	3,516,564	13,136	267,704	99	103.6	46.9
兵庫	2,014,036	8,071	249,540	92	102.4	43.8
奈良	476,025	2,046	232,661	86	101.2	41.1
和歌山	731,856	2,630	278,272	102	106.2	49.5
鳥取	77,305	351	220,242	81	94.5	39.8
島根	34,610	202	171,336	63	84.6	31.4
岡山	900,863	4,006	224,879	83	96.2	40.9
広島	910,699	3,939	231,200	85	96.7	42.7
山口	309,185	1,383	223,561	82	88.7	39.2
徳島	717,448	2,820	254,414	94	97.9	46.1
香川	706,474	2,911	242,691	89	101.5	45.4
愛媛	390,281	1,646	237,109	87	102.2	41.7
高知	144,206	657	219,492	81	85.5	38.8
福岡	4,806,177	17,267	278,345	103	100.4	49.8
佐賀	683,809	2,506	272,869	100	90.1	45.6
長崎	508,504	2,223	228,747	84	93.2	40.6
熊本	896,482	3,803	235,730	87	90.5	40.2
大分	603,727	2,408	250,717	92	99.7	46.4
宮崎	406,860	1,527	266,444	98	96.7	46.6
鹿児島	404,741	1,761	229,836	85	89.9	41.7
沖縄	428,606	1,870	229,201	84	96.1	42.3
合計	64,360,713	237,018	271,544	100	103.6	47.7

※1　本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、柔道整復施術費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。
※2　本表は、1人の被害者が施術所に通所した場合を1件として集計しています。
　　従って、同一年度内に複数の施術所に通所した場合でも1件として集計しています。
※3　施術期間・施術実日数は、施術日数の判明するものを対象として集計しています。
※4　指数は、全国計を100としたものです。

第12表　政府保障事業の都道府県別損害調査受付件数〈2018年度〉

都道府県	ひき逃げ	無保険	合計	都道府県	ひき逃げ	無保険	合計
	件	件	件		件	件	件
北海道	18	2	20	滋賀	1	1	2
青森	4	0	4	京都	20	10	30
岩手	0	0	0	大阪	45	27	72
宮城	3	1	4	兵庫	60	9	69
秋田	0	0	0	奈良	4	0	4
山形	1	0	1	和歌山	3	3	6
福島	0	0	0	鳥取	0	0	0
茨城	5	8	13	島根	1	0	1
栃木	3	3	6	岡山	2	3	5
群馬	5	1	6	広島	9	3	12
埼玉	64	8	72	山口	2	1	3
千葉	31	16	47	徳島	1	0	1
東京	49	15	64	香川	1	2	3
神奈川	66	27	93	愛媛	6	2	8
新潟	2	0	2	高知	2	1	3
富山	1	1	2	福岡	45	5	50
石川	0	0	0	佐賀	5	1	6
福井	2	0	2	長崎	0	3	3
山梨	1	1	2	熊本	5	4	9
長野	4	3	7	大分	4	1	5
岐阜	7	0	7	宮崎	3	2	5
静岡	15	11	26	鹿児島	3	4	7
愛知	32	5	37	沖縄	6	3	9
三重	4	4	8	合計	545	191	736

※　本表は、当機構において受け付けた政府保障事業損害調査事案を事故発生都道府県別に集計したものです。

2 自動車保険統計

第13表　任意自動車保険 用途・車種別統計表〈2018年度〉　その１

	用途・車種		補償種目合計			
			契約		支払	
			台数	保険料	件数	保険金
			台	千円	件	千円
1	自家用乗用車	普通	16,719,942	1,224,983,617	1,560,275	613,316,833
2		小型	16,395,039	947,646,597	1,425,272	469,704,541
3	営業用乗用車		186,518	22,011,105	29,957	13,925,778
4	軽四輪自動車	乗用車	18,577,673	897,155,427	1,436,221	471,124,822
5		貨物車	4,962,314	204,531,270	291,479	101,345,903
6	自家用貨物車	普通	1,100,279	88,844,132	99,806	46,980,290
7		小型	2,445,374	157,086,971	240,935	85,945,241
8	営業用貨物車	普通	884,167	121,870,018	107,174	73,398,520
9		小型	58,796	4,057,828	5,593	2,543,284
10	バス	自家用	86,676	4,742,306	9,353	2,869,284
11		営業用	113,485	10,815,424	15,828	7,768,232
12	二輪車		1,765,953	49,593,930	49,341	25,821,952
13	原動機付自転車		1,056,173	16,559,557	38,356	11,840,084
14	ダンプカー		449,814	39,462,340	35,738	21,912,753
15	特種用途自動車		297,344	12,834,976	17,958	7,123,712
16	工作車		596,158	21,360,714	22,476	12,801,088
17	小計		65,695,705	3,823,556,212	5,385,762	1,968,422,317
18	レンタカー		1,078,792	49,000,985	80,260	27,098,500
19	合計		66,774,497	3,872,557,197	5,466,022	1,995,520,817
20	運転者賠償		21,660	420,505	812	412,037
21	販売用・修理工場等受託車		0	22,100,650	57,896	13,460,107
22	その他		1,403,390	11,039,312	15,916	5,223,888
23	総合計		68,199,547	3,906,117,664	5,540,646	2,014,616,849

※１　契約台数は、新契約の台数です。
※２　保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。
※３　特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約は、用途・車種を問わず「その他」欄に一括して集計しました。
※４　「運転者賠償」は、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（記名被保険者が他人の自動車を運転中の賠償危険を補償する保険契約）を指します。

対人賠償			対物賠償			
契約台数	支払		契約台数	支払		
	件数	保険金		件数	保険金	
台	件	千円	台	件	千円	
16,699,371	91,864	79,395,582	16,691,812	522,470	163,873,229	1
16,375,963	100,685	86,418,359	16,366,428	566,303	165,059,158	2
170,364	9,369	8,347,956	180,958	16,161	4,313,166	3
18,563,511	103,566	84,258,536	18,552,385	579,015	169,115,457	4
4,958,170	27,042	24,508,176	4,940,806	145,127	44,350,119	5
1,098,174	6,932	8,800,058	1,094,748	60,918	24,213,869	6
2,444,107	20,133	19,139,956	2,439,522	103,704	35,636,030	7
850,610	11,529	17,913,070	857,750	76,403	39,477,985	8
57,078	772	741,963	57,783	3,245	1,175,374	9
86,520	473	371,240	85,889	3,415	985,300	10
113,408	2,220	2,278,856	112,889	7,108	2,206,641	11
1,746,997	6,586	6,507,544	1,753,417	17,237	4,490,885	12
1,051,238	5,195	3,918,709	1,047,078	18,725	3,110,058	13
447,916	3,250	4,603,881	446,297	22,868	11,217,210	14
295,014	1,075	1,081,770	294,551	8,929	2,823,943	15
577,948	895	1,898,811	554,448	18,042	7,345,626	16
65,536,389	391,586	350,184,467	65,476,761	2,169,670	679,394,050	17
1,075,220	7,163	6,041,085	1,075,323	47,136	13,324,968	18
66,611,609	398,749	356,225,552	66,552,084	2,216,806	692,719,018	19
21,626	140	176,923	21,242	524	166,393	20
0	999	912,646	0	6,014	1,908,733	21
1,396,624	1,347	992,817	1,350,781	5,949	1,788,368	22
68,029,859	401,235	358,307,938	67,924,107	2,229,293	696,582,512	23

第13表　任意自動車保険 用途・車種別統計表〈2018年度〉　その２

	用途・車種		搭乗者傷害		
			契約台数	支払	
				件数	保険金
			台	件	千円
1	自家用乗用車	普通	5,991,792	66,220	8,516,440
2		小型	5,531,617	66,124	8,450,521
3	営業用乗用車		26,741	934	188,480
4	軽四輪自動車	乗用車	5,745,422	79,483	10,095,556
5		貨物車	1,529,598	11,460	1,991,083
6	自家用貨物車	普通	363,198	1,664	298,930
7		小型	804,505	7,082	1,168,516
8	営業用貨物車	普通	143,744	585	192,002
9		小型	11,957	73	17,682
10	バス	自家用	42,915	642	70,548
11		営業用	30,316	401	139,870
12	二輪車		1,045,747	16,613	4,083,100
13	原動機付自転車		488,059	10,031	2,096,389
14	ダンプカー		161,381	724	193,565
15	特種用途自動車		92,099	430	107,050
16	工作車		179,515	89	65,621
17	小計		22,188,606	262,555	37,675,353
18	レンタカー		311,654	926	245,663
19	合計		22,500,260	263,481	37,921,016
20	運転者賠償		13,876	125	59,801
21	販売用・修理工場等受託車		0	168	51,471
22	その他		298,739	292	76,338
23	総合計		22,812,875	264,066	38,108,626

※１　契約台数は、新契約の台数です。
※２　保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。
※３　特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約は、用途・車種を問わず「その他」欄に一括して集計しました。
※４　「運転者賠償」は、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（記名被保険者が他人の自動車を運転中の賠償危険を補償する保険契約）を指します。

人身傷害			車両			
契約台数	支払		契約台数	支払		
	件数	保険金		件数	保険金	
台	件	千円	台	件	千円	
16,429,618	77,760	32,437,826	12,414,526	801,961	329,093,756	1
15,983,794	81,919	36,365,458	10,583,341	610,241	173,411,045	2
47,667	461	221,314	25,091	3,032	854,862	3
18,157,546	112,567	47,454,588	11,284,989	561,590	160,200,685	4
4,397,468	16,394	11,812,846	1,676,028	91,456	18,683,679	5
950,792	2,259	1,836,664	479,018	28,033	11,830,769	6
2,161,822	8,223	4,984,648	1,226,556	101,793	25,016,091	7
376,727	823	1,186,710	262,851	17,834	14,628,753	8
32,935	99	162,686	16,420	1,404	445,579	9
72,098	132	85,421	54,651	4,691	1,356,775	10
48,502	88	46,882	50,564	6,011	3,095,983	11
562,739	7,578	9,864,199	61,517	1,327	876,224	12
238,758	3,134	2,574,277	24,959	1,271	140,651	13
388,944	983	1,326,218	150,018	7,913	4,571,879	14
211,780	524	298,554	130,715	7,000	2,812,395	15
344,450	172	415,136	108,353	3,278	3,075,894	16
60,405,640	313,116	151,073,427	38,549,597	2,248,835	750,095,020	17
770,399	2,053	1,200,161	464,101	22,982	6,286,623	18
61,176,039	315,169	152,273,588	39,013,698	2,271,817	756,381,643	19
4,742	23	8,920	0	0	0	20
0	0	0	0	50,715	10,587,257	21
121,125	109	95,779	338,620	8,219	2,270,586	22
61,301,906	315,301	152,378,287	39,352,318	2,330,751	769,239,486	23

第14表　任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金種類別統計表〈2018年度〉

	用途・車種		契約台数	死亡	
				件数	保険金
			台	件	千円
1	自家用乗用車	普通	16,699,371	491	6,857,136
2		小型	16,375,963	525	6,463,427
3	営業用乗用車		170,364	32	531,332
4	軽四輪自動車	乗用車	18,563,511	605	6,503,449
5		貨物車	4,958,170	191	2,017,076
6	自家用貨物車	普通	1,098,174	89	1,215,742
7		小型	2,444,107	135	1,480,434
8	営業用貨物車	普通	850,610	182	2,959,253
9		小型	57,078	5	46,305
10	バス	自家用	86,520	6	16,520
11		営業用	113,408	21	459,332
12	二輪車		1,746,997	90	1,468,929
13	原動機付自転車		1,051,238	32	349,554
14	ダンプカー		447,916	45	593,872
15	特種用途自動車		295,014	12	56,737
16	工作車		577,948	21	336,876
17	小計		65,536,389	2,482	31,355,974
18	レンタカー		1,075,220	36	620,204
19	合計		66,611,609	2,518	31,976,178

※１　契約台数は、新契約の台数です。

※２　自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※４参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※３　支払合計には、死亡・傷害不明分を含みます。

支　　払				
傷害（後遺障害を含む）		合　　計		
件　　数	保　険　金	件　　数	保　険　金	
件	千円	件	千円	
91,372	72,538,433	91,864	79,395,581	1
100,160	79,954,930	100,685	86,418,357	2
9,337	7,816,625	9,369	8,347,957	3
102,960	77,755,086	103,566	84,258,539	4
26,851	22,491,102	27,042	24,508,178	5
6,843	7,584,317	6,932	8,800,059	6
19,998	17,659,525	20,133	19,139,959	7
11,347	14,953,815	11,529	17,913,068	8
767	695,658	772	741,963	9
467	354,716	473	371,236	10
2,199	1,819,526	2,220	2,278,858	11
6,496	5,038,615	6,586	6,507,544	12
5,163	3,569,154	5,195	3,918,708	13
3,205	4,010,006	3,250	4,603,878	14
1,063	1,025,036	1,075	1,081,773	15
874	1,561,934	895	1,898,810	16
389,102	318,828,478	391,586	350,184,468	17
7,127	5,420,885	7,163	6,041,089	18
396,229	324,249,363	398,749	356,225,557	19

第15表　任意自動車保険 搭乗者傷害保険保険金種類別統計表〈2018年度〉

	用途・車種		契約台数	死亡	
				件数	保険金
			台	件	千円
1	自家用乗用車	普通	5,991,792	39	360,225
2		小型	5,531,617	50	412,513
3	営業用乗用車		26,741	0	0
4	軽四輪自動車	乗用車	5,745,422	49	403,807
5		貨物車	1,529,598	23	172,444
6	自家用貨物車	普通	363,198	2	22,015
7		小型	804,505	8	80,398
8	営業用貨物車	普通	143,744	8	55,042
9		小型	11,957	0	0
10	バス	自家用	42,915	0	0
11		営業用	30,316	0	0
12	二輪車		1,045,747	117	490,851
13	原動機付自転車		488,059	51	179,527
14	ダンプカー		161,381	3	30,030
15	特種用途自動車		92,099	1	10,010
16	工作車		179,515	0	0
17	小計		22,188,606	351	2,216,862
18	レンタカー		311,654	7	37,013
19	合計		22,500,260	358	2,253,875

※１　契約台数は、新契約の台数です。

※２　自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※４参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※３　支払合計には、死亡・傷害不明分を含みます。

支　　払				
傷害（後遺障害を含む）		合　　計		
件　　数	保　険　金	件　　数	保　険　金	
件	千円	件	千円	
66, 181	8, 156, 217	66, 220	8, 516, 442	1
66, 074	8, 038, 008	66, 124	8, 450, 521	2
934	188, 480	934	188, 480	3
79, 434	9, 691, 750	79, 483	10, 095, 557	4
11, 437	1, 818, 642	11, 460	1, 991, 086	5
1, 662	276, 915	1, 664	298, 930	6
7, 074	1, 088, 121	7, 082	1, 168, 519	7
577	136, 961	585	192, 003	8
73	17, 682	73	17, 682	9
642	70, 548	642	70, 548	10
401	139, 870	401	139, 870	11
16, 496	3, 592, 250	16, 613	4, 083, 101	12
9, 980	1, 916, 862	10, 031	2, 096, 389	13
721	163, 535	724	193, 565	14
429	97, 040	430	107, 050	15
89	65, 622	89	65, 622	16
262, 204	35, 458, 503	262, 555	37, 675, 365	17
919	208, 651	926	245, 664	18
263, 123	35, 667, 154	263, 481	37, 921, 029	19

第16表　任意自動車保険 人身傷害保険保険金種類別統計表〈2018年度〉

	用途・車種		契約台数	死亡	
				件数	保険金
			台	件	千円
1	自家用乗用車	普通	16,429,618	223	4,423,314
2		小型	15,983,794	354	6,267,439
3	営業用乗用車		47,667	3	66,397
4	軽四輪自動車	乗用車	18,157,546	411	7,964,557
5		貨物車	4,397,468	138	2,747,497
6	自家用貨物車	普通	950,792	12	424,672
7		小型	2,161,822	34	943,823
8	営業用貨物車	普通	376,727	17	437,894
9		小型	32,935	1	40,000
10	バス	自家用	72,098	1	21,401
11		営業用	48,502	0	10,000
12	二輪車		562,739	86	2,247,140
13	原動機付自転車		238,758	18	272,695
14	ダンプカー		388,944	9	331,741
15	特種用途自動車		211,780	3	26,935
16	工作車		344,450	4	164,221
17	小計		60,405,640	1,314	26,389,726
18	レンタカー		770,399	8	225,965
19	合計		61,176,039	1,322	26,615,691

※１　契約台数は、新契約の台数です。

※２　自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※４参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※３　支払合計には、死亡・傷害不明分を含みます。

支　　払				
傷害（後遺障害を含む）		合　　計		
件　　数	保　険　金	件　　数	保　険　金	
件	千円	件	千円	
77,537	28,014,510	77,760	32,437,824	1
81,565	30,098,023	81,919	36,365,462	2
458	154,917	461	221,314	3
112,156	39,490,026	112,567	47,454,583	4
16,256	9,065,348	16,394	11,812,845	5
2,247	1,411,989	2,259	1,836,661	6
8,189	4,040,821	8,223	4,984,644	7
806	748,815	823	1,186,709	8
98	122,687	99	162,687	9
131	64,019	132	85,420	10
88	36,882	88	46,882	11
7,492	7,617,060	7,578	9,864,200	12
3,116	2,301,580	3,134	2,574,275	13
974	994,477	983	1,326,218	14
521	271,621	524	298,556	15
168	250,913	172	415,134	16
311,802	124,683,688	313,116	151,073,414	17
2,045	974,195	2,053	1,200,160	18
313,847	125,657,883	315,169	152,273,574	19

第17表　任意自動車保険 都道府県別統計表〈2018年度〉

都道府県	契約		支払	
	台数	保険料	件数	保険金
	台	千円	件	千円
北海道	2,959,108	184,793,862	251,344	89,320,090
青森	773,371	43,148,614	52,710	17,122,295
岩手	725,644	39,330,878	47,698	15,010,343
宮城	1,362,163	80,000,269	104,908	35,930,574
秋田	541,903	29,301,781	37,097	11,439,966
山形	670,506	37,500,725	50,707	15,568,832
福島	1,231,256	71,638,065	93,256	30,128,721
茨城	2,137,468	123,007,024	162,058	59,019,475
栃木	1,362,286	76,566,464	103,640	37,982,911
群馬	1,417,676	82,041,615	118,477	40,949,402
埼玉	3,485,385	204,385,031	269,013	101,243,328
千葉	3,112,800	188,265,441	259,153	100,073,682
東京	3,986,011	245,141,481	313,000	123,795,074
神奈川	3,538,372	208,395,327	281,032	106,904,826
新潟	1,427,654	72,620,157	103,105	29,545,068
富山	722,767	39,949,827	58,103	18,265,868
石川	726,847	38,965,416	59,571	17,917,205
福井	540,716	30,060,846	47,433	14,935,984
山梨	528,253	28,419,016	39,415	13,498,242
長野	1,392,710	72,452,180	94,581	28,706,719
岐阜	1,403,332	88,280,034	135,732	48,844,484
静岡	2,406,665	134,384,635	195,246	67,730,402
愛知	4,644,354	297,249,093	424,571	151,701,688
三重	1,288,786	75,130,474	109,609	41,805,692

※１　本表は、被保険自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものです。

※２　自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※４参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※３　契約台数は、新契約の台数です。

都道府県	契約		支払	
	台数	保険料	件数	保険金
	台	千円	件	千円
滋賀	839,798	46,275,014	68,528	24,324,035
京都	1,176,480	69,114,702	102,824	39,243,823
大阪	3,424,182	220,167,786	341,266	161,132,746
兵庫	2,596,970	152,583,392	217,473	91,796,684
奈良	713,155	40,661,752	58,563	21,836,157
和歌山	627,897	32,365,449	50,464	20,612,635
鳥取	343,510	19,644,985	26,327	7,836,839
島根	353,915	18,728,794	24,140	6,910,591
岡山	1,282,319	71,325,617	112,653	47,871,089
広島	1,603,987	89,617,440	133,307	52,848,303
山口	859,997	48,215,763	66,476	22,034,430
徳島	490,303	25,424,769	39,812	13,309,861
香川	664,034	35,210,841	54,220	18,457,963
愛媛	806,735	41,695,206	60,889	21,436,596
高知	370,899	19,176,150	23,629	7,717,119
福岡	2,855,811	170,198,120	262,629	92,888,955
佐賀	501,555	27,747,198	40,271	14,199,214
長崎	714,432	37,239,916	49,082	15,627,433
熊本	1,057,227	60,543,577	85,269	26,512,302
大分	689,634	37,516,057	49,992	15,896,211
宮崎	630,507	33,894,408	44,099	13,197,749
鹿児島	931,457	47,996,029	56,379	16,825,156
沖縄	727,328	30,942,586	54,825	13,803,681
合計	66,774,497	3,872,557,230	5,466,022	1,995,520,877

※4　保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。
※5　合計には、都道府県不明分を含みます。

第18表　任意自動車保険 用途・車種別普及率表〈2019年３月末〉

	用途・車種	2019年3月末 保有車両数	対人賠償		対物賠償	
			付保台数	普及率	付保台数	普及率
		台	台	%	台	%
1	自家用普通乗用車	19,209,478 (18,828,814)	15,864,542 (15,502,508)	82.6 (82.3)	15,859,497 (15,496,679)	82.6 (82.3)
2	自家用小型乗用車	20,012,028 (20,477,617)	15,805,331 (16,155,865)	79.0 (78.9)	15,799,997 (16,149,924)	79.0 (78.9)
3	軽四輪乗用車	22,324,893 (22,051,124)	17,281,077 (17,022,510)	77.4 (77.2)	17,273,047 (17,014,058)	77.4 (77.2)
4	軽四輪貨物車	8,482,314 (8,505,712)	4,662,873 (4,645,551)	55.0 (54.6)	4,654,180 (4,635,094)	54.9 (54.5)
5	自家用小型貨物車	3,428,428 (3,436,213)	2,730,596 (2,727,432)	79.6 (79.4)	2,728,009 (2,724,250)	79.6 (79.3)
6	自家用普通貨物車 (自家用被けん引車を含む)	1,487,321 (1,472,029)	1,329,889 (1,314,631)	89.4 (89.3)	1,330,012 (1,314,365)	89.4 (89.3)
7	営業用普通貨物車 (営業用被けん引車を含む)	1,074,637 (1,056,891)	776,495 (758,159)	72.3 (71.7)	781,193 (762,710)	72.7 (72.2)
8	営業用小型貨物車	72,954 (72,399)	50,333 (49,534)	69.0 (68.4)	51,012 (50,211)	69.9 (69.4)
9	営業用乗用車	224,174 (227,351)	162,825 (162,862)	72.6 (71.6)	173,033 (173,388)	77.2 (76.3)
10	営業用バス	115,746 (116,181)	103,838 (103,020)	89.7 (88.7)	103,436 (102,521)	89.4 (88.2)
11	自家用バス	117,246 (117,361)	87,108 (87,676)	74.3 (74.7)	86,748 (87,329)	74.0 (74.4)
12	二輪車	3,649,321 (3,624,586)	1,570,548 (1,534,909)	43.0 (42.3)	1,596,971 (1,559,187)	43.8 (43.0)
13	特種・特殊車	1,590,778 (1,576,823)	781,469 (765,464)	49.1 (48.5)	849,131 (827,659)	53.4 (52.5)
14	合計	81,789,318 (81,563,101)	61,206,924 (60,830,121)	74.8 (74.6)	61,286,266 (60,897,375)	74.9 (74.7)

※１　保有車両数は、「自動車保有車両数・月報（平成31年3月末現在）」（一般財団法人　自動車検査登録情報協会発行）から作成

※２　付保台数は、2019年3月末現在の有効契約台数です。

※３　（　）内数値は、2018年3月末の数値です。

※４　保有車両数および付保台数は、原動機付自転車を除きます。

※５　付保台数合計には、用途・車種不明分を含みます。

搭乗者傷害		人身傷害		車両		
付保台数	普及率	付保台数	普及率	付保台数	普及率	
台	%	台	%	台	%	
5,901,881	30.7	15,612,405	81.3	11,841,613	61.6	1
(5,870,116)	(31.2)	(15,221,544)	(80.8)	(11,452,186)	(60.8)	
5,499,192	27.5	15,418,196	77.0	10,280,634	51.4	2
(5,721,646)	(27.9)	(15,718,614)	(76.8)	(10,397,787)	(50.8)	
5,600,287	25.1	16,892,972	75.7	10,585,915	47.4	3
(5,622,207)	(25.5)	(16,592,576)	(75.2)	(10,315,030)	(46.8)	
1,523,925	18.0	4,122,404	48.6	1,585,948	18.7	4
(1,561,315)	(18.4)	(4,066,469)	(47.8)	(1,533,664)	(18.0)	
960,084	28.0	2,386,585	69.6	1,313,156	38.3	5
(991,177)	(28.8)	(2,350,298)	(68.4)	(1,286,778)	(37.4)	
486,514	32.7	1,116,963	75.1	571,107	38.4	6
(495,457)	(33.7)	(1,093,578)	(74.3)	(552,390)	(37.5)	
138,711	12.9	348,026	32.4	238,422	22.2	7
(138,753)	(13.1)	(334,742)	(31.7)	(226,430)	(21.4)	
10,915	15.0	29,780	40.8	14,848	20.4	8
(11,446)	(15.8)	(29,343)	(40.5)	(14,245)	(19.7)	
25,519	11.4	44,712	19.9	23,895	10.7	9
(27,004)	(11.9)	(43,990)	(19.3)	(22,054)	(9.7)	
27,521	23.8	43,246	37.4	45,827	39.6	10
(29,431)	(25.3)	(41,953)	(36.1)	(46,506)	(40.0)	
42,426	36.2	73,004	62.3	55,495	47.3	11
(44,024)	(37.5)	(72,378)	(61.7)	(55,422)	(47.2)	
969,733	26.6	480,756	13.2	51,985	1.4	12
(972,319)	(26.8)	(443,016)	(12.2)	(45,145)	(1.2)	
304,023	19.1	537,476	33.8	254,902	16.0	13
(302,798)	(19.2)	(517,155)	(32.8)	(242,920)	(15.4)	
21,490,731	26.3	57,106,525	69.8	36,863,747	45.1	14
(21,787,693)	(26.7)	(56,525,646)	(69.3)	(36,190,557)	(44.4)	

第19表　任意自動車保険 都道府県別普及率表〈2019年３月末〉

	都道府県	2019年3月末 保有車両数	対人賠償 付保台数	対人賠償 普及率	対物賠償 付保台数	対物賠償 普及率
		台	台	%	台	%
1	北海道	3,774,027	2,695,508	71.4	2,710,875	71.8
2	青森	1,006,449	713,849	70.9	716,742	71.2
3	岩手	1,031,408	670,386	65.0	672,387	65.2
4	宮城	1,705,292	1,272,448	74.6	1,273,350	74.7
5	秋田	812,349	499,113	61.4	501,080	61.7
6	山形	935,215	619,865	66.3	621,190	66.4
7	福島	1,657,793	1,127,826	68.0	1,129,114	68.1
8	茨城	2,612,377	1,949,250	74.6	1,949,843	74.6
9	栃木	1,732,634	1,266,237	73.1	1,266,695	73.1
10	群馬	1,801,022	1,309,515	72.7	1,310,100	72.7
11	埼玉	4,131,569	3,265,709	79.0	3,267,019	79.1
12	千葉	3,652,956	2,903,908	79.5	2,905,180	79.5
13	東京	4,414,981	3,466,752	78.5	3,482,566	78.9
14	神奈川	4,018,887	3,223,145	80.2	3,230,601	80.4
15	新潟	1,845,161	1,302,507	70.6	1,307,173	70.8
16	富山	902,339	662,876	73.5	663,186	73.5
17	石川	914,544	673,743	73.7	673,587	73.7
18	福井	669,723	493,035	73.6	493,017	73.6
19	山梨	759,845	492,812	64.9	493,027	64.9
20	長野	1,907,732	1,278,024	67.0	1,280,608	67.1
21	岐阜	1,687,667	1,322,068	78.3	1,321,962	78.3
22	静岡	2,893,838	2,214,034	76.5	2,214,330	76.5
23	愛知	5,282,965	4,333,359	82.0	4,337,315	82.1
24	三重	1,521,312	1,178,510	77.5	1,178,801	77.5
25	滋賀	1,039,045	784,309	75.5	784,215	75.5
26	京都	1,338,224	1,072,760	80.2	1,074,148	80.3
27	大阪	3,776,494	3,123,566	82.7	3,131,110	82.9
28	兵庫	3,034,057	2,399,016	79.1	2,401,962	79.2
29	奈良	835,112	664,360	79.6	664,125	79.5
30	和歌山	754,789	565,319	74.9	564,875	74.8
31	鳥取	466,823	315,030	67.5	314,946	67.5
32	島根	555,173	326,034	58.7	326,066	58.7
33	岡山	1,544,120	1,162,870	75.3	1,162,822	75.3
34	広島	1,906,196	1,469,038	77.1	1,471,270	77.2
35	山口	1,074,100	782,028	72.8	782,601	72.9
36	徳島	621,197	457,044	73.6	456,584	73.5
37	香川	789,006	603,360	76.5	603,843	76.5
38	愛媛	1,021,523	736,761	72.1	736,186	72.1
39	高知	562,916	340,013	60.4	339,299	60.3
40	福岡	3,397,868	2,631,071	77.4	2,634,401	77.5
41	佐賀	680,153	461,036	67.8	460,971	67.8
42	長崎	954,522	646,945	67.8	646,539	67.7
43	熊本	1,392,877	950,038	68.2	950,233	68.2
44	大分	924,027	622,743	67.4	622,716	67.4
45	宮崎	948,320	575,863	60.7	575,683	60.7
46	鹿児島	1,355,156	835,474	61.7	833,769	61.5
47	沖縄	1,145,535	622,347	54.3	622,680	54.4
48	合計	81,789,318	61,206,924	74.8	61,286,266	74.9

※１　保有車両数は、「自動車保有車両数・月報（平成31年3月末現在）」（一般財団法人　自動車検査登録情報協会発行）から作成

※２　付保台数は、2019年3月末の有効契約台数です。

※３　保有車両数および付保台数は、原動機付自転車を除きます。

※４　付保台数合計には、都道府県不明分および用途・車種不明分を含みます。

搭乗者傷害		人身傷害		車両		
付保台数	普及率	付保台数	普及率	付保台数	普及率	
台	%	台	%	台	%	
939,485	24.9	2,545,614	67.5	1,796,817	47.6	1
240,073	23.9	673,520	66.9	426,782	42.4	2
204,627	19.8	633,327	61.4	392,057	38.0	3
515,390	30.2	1,192,827	69.9	743,231	43.6	4
140,195	17.3	471,937	58.1	312,464	38.5	5
189,034	20.2	587,288	62.8	402,381	43.0	6
387,643	23.4	1,068,709	64.5	671,684	40.5	7
690,349	26.4	1,847,210	70.7	1,079,084	41.3	8
434,497	25.1	1,197,753	69.1	692,547	40.0	9
510,709	28.4	1,236,111	68.6	766,069	42.5	10
1,162,609	28.1	3,042,793	73.6	1,833,137	44.4	11
1,136,868	31.1	2,726,056	74.6	1,764,731	48.3	12
1,315,199	29.8	3,119,289	70.7	2,001,111	45.3	13
1,198,935	29.8	2,960,905	73.7	1,859,759	46.3	14
398,548	21.6	1,217,415	66.0	713,743	38.7	15
201,421	22.3	621,086	68.8	418,027	46.3	16
224,588	24.6	629,882	68.9	381,021	41.7	17
136,372	20.4	465,366	69.5	302,192	45.1	18
182,395	24.0	462,155	60.8	239,274	31.5	19
389,670	20.4	1,207,216	63.3	725,946	38.1	20
423,816	25.1	1,262,366	74.8	973,936	57.7	21
816,300	28.2	2,069,805	71.5	1,332,027	46.0	22
1,546,314	29.3	4,091,023	77.4	3,088,793	58.5	23
347,247	22.8	1,115,473	73.3	759,962	50.0	24
239,702	23.1	739,589	71.2	476,309	45.8	25
376,481	28.1	986,280	73.7	632,040	47.2	26
1,170,716	31.0	2,868,611	76.0	1,895,526	50.2	27
933,162	30.8	2,228,390	73.4	1,404,986	46.3	28
224,712	26.9	627,090	75.1	385,205	46.1	29
173,819	23.0	524,368	69.5	279,191	37.0	30
88,576	19.0	298,782	64.0	218,239	46.7	31
90,549	16.3	304,011	54.8	203,398	36.6	32
396,375	25.7	1,083,340	70.2	690,259	44.7	33
477,846	25.1	1,352,113	70.9	841,557	44.1	34
254,464	23.7	731,587	68.1	508,304	47.3	35
158,248	25.5	428,984	69.1	258,704	41.6	36
178,590	22.6	562,499	71.3	343,421	43.5	37
218,290	21.4	685,342	67.1	402,647	39.4	38
103,835	18.4	312,708	55.6	177,474	31.5	39
912,856	26.9	2,447,594	72.0	1,665,986	49.0	40
178,440	26.2	432,638	63.6	271,356	39.9	41
220,736	23.1	599,268	62.8	367,456	38.5	42
328,147	23.6	895,193	64.3	618,278	44.4	43
194,843	21.1	579,060	62.7	368,790	39.9	44
207,605	21.9	537,534	56.7	343,227	36.2	45
288,962	21.3	775,493	57.2	463,124	34.2	46
332,749	29.0	583,114	50.9	318,206	27.8	47
21,490,731	26.3	57,106,525	69.8	36,863,747	45.1	48

第20表　任意自動車保険 対人賠償責任保険都道府県別普及率表〈自家用乗用車〉

	都道府県	2015　年　度			2016　年　度		
		付保台数	保有車両数	普及率	付保台数	保有車両数	普及率
		台	台	%	台	台	%
1	北海道	2,136,833	2,768,242	77.2	2,152,089	2,783,094	77.3
2	青森	538,170	720,911	74.7	543,055	724,288	75.0
3	岩手	499,183	730,792	68.3	505,234	734,743	68.8
4	宮城	990,966	1,270,964	78.0	1,002,512	1,282,906	78.1
5	秋田	384,316	590,863	65.0	387,763	591,693	65.5
6	山形	485,232	688,827	70.4	489,770	691,923	70.8
7	福島	868,062	1,211,116	71.7	876,285	1,218,723	71.9
8	茨城	1,531,116	1,940,035	78.9	1,545,910	1,957,693	79.0
9	栃木	1,010,851	1,314,362	76.9	1,020,858	1,323,383	77.1
10	群馬	1,037,795	1,357,448	76.5	1,048,595	1,366,946	76.7
11	埼玉	2,583,165	3,153,076	81.9	2,608,675	3,177,659	82.1
12	千葉	2,304,869	2,758,535	83.6	2,323,821	2,780,015	83.6
13	東京	2,627,290	3,098,385	84.8	2,639,068	3,110,853	84.8
14	神奈川	2,576,189	3,039,100	84.8	2,586,251	3,051,426	84.8
15	新潟	1,010,140	1,376,266	73.4	1,020,978	1,383,703	73.8
16	富山	532,581	702,165	75.8	537,282	706,150	76.1
17	石川	535,756	707,082	75.8	542,380	713,731	76.0
18	福井	386,878	504,118	76.7	390,738	507,020	77.1
19	山梨	375,588	547,372	68.6	381,114	550,836	69.2
20	長野	964,888	1,356,620	71.1	977,399	1,364,418	71.6
21	岐阜	1,050,804	1,283,314	81.9	1,058,723	1,291,314	82.0
22	静岡	1,736,238	2,183,278	79.5	1,753,970	2,198,455	79.8
23	愛知	3,486,308	4,085,737	85.3	3,527,324	4,125,687	85.5
24	三重	926,691	1,138,868	81.4	935,285	1,147,481	81.5
25	滋賀	625,442	784,676	79.7	632,030	791,066	79.9
26	京都	839,066	992,115	84.6	842,992	994,980	84.7
27	大阪	2,410,814	2,734,877	88.2	2,424,823	2,749,720	88.2
28	兵庫	1,922,182	2,286,505	84.1	1,935,154	2,298,077	84.2
29	奈良	549,657	648,354	84.8	551,022	650,430	84.7
30	和歌山	432,208	534,269	80.9	434,992	536,598	81.1
31	鳥取	243,048	340,281	71.4	245,858	342,305	71.8
32	島根	245,840	402,586	61.1	248,926	405,389	61.4
33	岡山	900,918	1,138,552	79.1	912,471	1,148,175	79.5
34	広島	1,149,297	1,433,419	80.2	1,160,399	1,443,601	80.4
35	山口	617,056	814,330	75.8	621,793	817,911	76.0
36	徳島	353,799	451,108	78.4	356,972	453,354	78.7
37	香川	465,561	579,791	80.3	471,020	583,959	80.7
38	愛媛	558,091	730,839	76.4	564,255	735,844	76.7
39	高知	254,563	390,781	65.1	257,859	393,509	65.5
40	福岡	2,065,435	2,535,901	81.4	2,092,182	2,562,851	81.6
41	佐賀	354,591	494,350	71.7	359,975	499,065	72.1
42	長崎	497,415	685,665	72.5	502,738	691,044	72.8
43	熊本	723,902	1,009,291	71.7	737,365	1,022,133	72.1
44	大分	478,801	682,029	70.2	483,944	686,443	70.5
45	宮崎	430,688	664,096	64.9	437,179	668,910	65.4
46	鹿児島	613,213	932,881	65.7	621,763	940,110	66.1
47	沖縄	453,724	803,410	56.5	466,594	821,754	56.8
48	合計	47,846,018	60,597,582	79.0	48,294,852	61,021,368	79.1

※1　付保台数は、各年度3月末の自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および軽四輪乗用車の合計の有効契約台数です。

2017　年　度			2018　年　度			
付保台数	保有車両数	普及率	付保台数	保有車両数	普及率	
台	台	%	台	台	%	
2,166,123	2,795,084	77.5	2,175,399	2,798,784	77.7	1
547,581	727,238	75.3	549,990	727,919	75.6	2
510,955	738,278	69.2	514,654	740,262	69.5	3
1,012,071	1,288,920	78.5	1,018,786	1,293,981	78.7	4
390,447	592,602	65.9	392,309	590,838	66.4	5
492,860	693,924	71.0	495,819	694,586	71.4	6
881,807	1,221,306	72.2	885,508	1,222,253	72.4	7
1,559,680	1,969,832	79.2	1,566,331	1,978,570	79.2	8
1,030,432	1,331,994	77.4	1,036,385	1,336,666	77.5	9
1,058,402	1,374,627	77.0	1,064,420	1,378,111	77.2	10
2,631,110	3,195,684	82.3	2,647,822	3,207,139	82.6	11
2,341,709	2,799,321	83.7	2,354,285	2,810,982	83.8	12
2,646,340	3,114,847	85.0	2,646,419	3,109,360	85.1	13
2,594,717	3,057,740	84.9	2,595,596	3,052,935	85.0	14
1,029,260	1,389,213	74.1	1,035,248	1,390,825	74.4	15
540,176	709,106	76.2	542,503	709,511	76.5	16
547,946	719,275	76.2	552,861	723,414	76.4	17
394,407	510,681	77.2	397,356	512,275	77.6	18
387,024	554,058	69.9	390,326	556,198	70.2	19
988,884	1,371,993	72.1	997,730	1,376,677	72.5	20
1,064,700	1,295,740	82.2	1,070,404	1,300,676	82.3	21
1,769,327	2,211,729	80.0	1,773,548	2,219,815	79.9	22
3,562,101	4,164,113	85.5	3,591,140	4,187,217	85.8	23
943,373	1,154,780	81.7	949,450	1,159,857	81.9	24
639,338	798,044	80.1	645,688	804,039	80.3	25
846,360	998,525	84.8	848,104	999,354	84.9	26
2,435,957	2,762,671	88.2	2,444,522	2,771,986	88.2	27
1,946,896	2,308,937	84.3	1,951,576	2,310,726	84.5	28
551,806	651,362	84.7	551,806	651,945	84.6	29
437,526	538,977	81.2	439,189	541,654	81.1	30
248,904	344,496	72.3	250,561	345,589	72.5	31
252,394	407,724	61.9	255,334	409,283	62.4	32
921,255	1,155,068	79.8	927,223	1,159,785	79.9	33
1,169,455	1,450,880	80.6	1,176,101	1,456,189	80.8	34
624,738	820,636	76.1	627,101	821,252	76.4	35
359,759	455,435	79.0	361,294	456,577	79.1	36
474,874	586,966	80.9	478,200	589,786	81.1	37
569,756	739,883	77.0	573,579	742,337	77.3	38
260,954	395,707	65.9	263,201	396,524	66.4	39
2,113,701	2,583,028	81.8	2,133,410	2,599,485	82.1	40
364,586	503,108	72.5	367,931	505,500	72.8	41
507,834	694,651	73.1	511,406	697,236	73.3	42
748,976	1,030,192	72.7	757,432	1,035,384	73.2	43
489,941	689,920	71.0	494,308	692,667	71.4	44
443,402	673,661	65.8	448,090	675,613	66.3	45
630,055	948,128	66.5	635,460	951,648	66.8	46
477,523	837,471	57.0	488,198	852,989	57.2	47
48,680,883	61,357,555	79.3	48,950,950	61,546,399	79.5	48

※2　保有車両数は、「自動車保有車両数・月報」（一般財団法人　自動車検査登録情報協会発行）から作成。各年度とも3月末の自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および軽四輪乗用車の合計です。

第21表　任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金額別契約構成表〈2018年度〉

	用途・車種＼保険金額		2,000万円まで		2,000万円超 5,000万円まで		5,000万円超 1億円まで	
			契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
			台	%	台	%	台	%
1	自家用乗用車	普　通	13,912	0.1	3,986	0.0	6,010	0.0
2		小　型	16,272	0.1	5,042	0.0	11,546	0.1
3	営業用乗用車		211	0.1	161	0.1	23,608	13.9
4	軽四輪自動車	乗用車	7,730	0.0	7,312	0.0	7,077	0.0
5		貨物車	11,052	0.2	8,258	0.2	10,595	0.2
6	自家用貨物車	普　通	3,228	0.3	1,413	0.1	2,390	0.2
7		小　型	12,735	0.5	3,402	0.1	5,760	0.2
8	営業用貨物車	普　通	2,060	0.2	1,340	0.2	5,256	0.6
9		小　型	91	0.2	97	0.2	342	0.6
10	バス	自家用	982	1.1	158	0.2	197	0.2
11		営業用	510	0.4	1,034	0.9	719	0.6
12	二輪車		13,082	0.7	1,990	0.1	1,477	0.1
13	原動機付自転車		11,939	1.1	6,773	0.6	4,038	0.4
14	ダンプカー		838	0.2	781	0.2	1,135	0.3
15	特種用途自動車		24,945	8.5	3,138	1.1	1,652	0.6
16	工作車		7,262	1.3	8,143	1.4	8,817	1.5
17	小計		126,849	0.2	53,028	0.1	90,619	0.1
18	レンタカー		765	0.1	468	0.0	5,232	0.5
19	合計		127,614	0.2	53,496	0.1	95,851	0.1

※１　契約台数は、新契約の台数です。
※２　自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※４参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。
※３　保険金額合計には、保険金額不明分を含みます。

1億円超		無　制　限		合　　計		
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	
台	%	台	%	台	%	
100	0.0	16,675,363	99.9	16,699,371	100.0	1
222	0.0	16,342,881	99.8	16,375,963	100.0	2
534	0.3	145,850	85.6	170,364	100.0	3
104	0.0	18,541,288	99.9	18,563,511	100.0	4
103	0.0	4,928,162	99.4	4,958,170	100.0	5
21	0.0	1,091,122	99.4	1,098,174	100.0	6
117	0.0	2,422,093	99.1	2,444,107	100.0	7
446	0.1	841,508	98.9	850,610	100.0	8
47	0.1	56,501	99.0	57,078	100.0	9
5	0.0	85,178	98.4	86,520	100.0	10
0	0.0	111,145	98.0	113,408	100.0	11
63	0.0	1,730,385	99.0	1,746,997	100.0	12
66	0.0	1,028,422	97.8	1,051,238	100.0	13
12	0.0	445,150	99.4	447,916	100.0	14
6	0.0	265,273	89.9	295,014	100.0	15
411	0.1	553,315	95.7	577,948	100.0	16
2,257	0.0	65,263,636	99.6	65,536,389	100.0	17
26	0.0	1,068,729	99.4	1,075,220	100.0	18
2,283	0.0	66,332,365	99.6	66,611,609	100.0	19

第22表　任意自動車保険 対物賠償責任保険保険金額別契約構成表〈2018年度〉

	保険金額 / 用途・車種		500万円まで		500万円超 1,000万円まで		1,000万円超 2,000万円まで	
			契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
			台	%	台	%	台	%
1	自家用乗用車	普　通	68,898	0.4	153,672	0.9	74,302	0.4
2		小　型	119,943	0.7	247,006	1.5	83,251	0.5
3	営業用乗用車		66,935	37.0	17,143	9.5	2,778	1.5
4	軽四輪自動車	乗用車	124,115	0.7	234,854	1.3	73,445	0.4
5		貨物車	182,937	3.7	147,326	3.0	28,892	0.6
6	自家用貨物車	普　通	21,547	2.0	42,527	3.9	11,581	1.1
7		小　型	67,488	2.8	75,607	3.1	18,164	0.7
8	営業用貨物車	普　通	52,068	6.1	45,201	5.3	26,263	3.1
9		小　型	5,395	9.3	4,150	7.2	1,361	2.4
10	バス	自家用	2,630	3.1	2,263	2.6	544	0.6
11		営業用	21,751	19.3	8,059	7.1	1,188	1.1
12	二輪車		53,015	3.0	36,070	2.1	8,068	0.5
13	原動機付自転車		258,435	24.7	32,434	3.1	5,554	0.5
14	ダンプカー		7,583	1.7	13,880	3.1	4,252	1.0
15	特種用途自動車		42,413	14.4	11,804	4.0	2,129	0.7
16	工作車		70,201	12.7	60,201	10.9	16,321	2.9
17	小計		1,165,354	1.8	1,132,197	1.7	358,093	0.5
18	レンタカー		76,388	7.1	103,882	9.7	91,306	8.5
19	合計		1,241,742	1.9	1,236,079	1.9	449,399	0.7

※１　契約台数は、新契約の台数です。
※２　自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※４参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。
※３　保険金額合計には、保険金額不明分を含みます。

2,000万円超		無　制　限		合　　計		
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	
台	%	台	%	台	%	
38,163	0.2	16,356,777	98.0	16,691,812	100.0	1
46,959	0.3	15,869,269	97.0	16,366,428	100.0	2
1,841	1.0	92,261	51.0	180,958	100.0	3
35,548	0.2	18,084,423	97.5	18,552,385	100.0	4
18,581	0.4	4,563,070	92.4	4,940,806	100.0	5
19,494	1.8	999,599	91.3	1,094,748	100.0	6
15,590	0.6	2,262,673	92.8	2,439,522	100.0	7
49,148	5.7	685,070	79.9	857,750	100.0	8
2,047	3.5	44,830	77.6	57,783	100.0	9
349	0.4	80,103	93.3	85,889	100.0	10
2,114	1.9	79,777	70.7	112,889	100.0	11
3,156	0.2	1,653,108	94.3	1,753,417	100.0	12
2,875	0.3	747,780	71.4	1,047,078	100.0	13
3,669	0.8	416,913	93.4	446,297	100.0	14
1,958	0.7	236,247	80.2	294,551	100.0	15
77,652	14.0	330,072	59.5	554,448	100.0	16
319,144	0.5	62,501,972	95.5	65,476,761	100.0	17
64,441	6.0	739,306	68.8	1,075,323	100.0	18
383,585	0.6	63,241,278	95.0	66,552,084	100.0	19

第23表　任意自動車保険 人身傷害保険保険金額別契約構成表〈2018年度〉

	用途・車種＼保険金額		3,000万円まで		3,000万円超 5,000万円まで		5,000万円超	
			契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
			台	%	台	%	台	%
1	自家用乗用車	普　通	7,264,243	44.2	6,027,474	36.7	1,718,935	10.5
2		小　型	8,061,706	50.4	5,555,691	34.8	1,343,204	8.4
3	営業用乗用車		27,305	57.3	11,299	23.7	2,555	5.4
4	軽四輪自動車	乗用車	10,269,174	56.6	5,861,936	32.3	1,089,933	6.0
5		貨物車	2,693,031	61.2	1,250,444	28.4	213,184	4.8
6	自家用貨物車	普　通	468,145	49.2	325,176	34.2	68,236	7.2
7		小　型	1,115,925	51.6	719,927	33.3	146,534	6.8
8	営業用貨物車	普　通	227,332	60.3	99,575	26.4	15,112	4.0
9		小　型	19,841	60.2	8,828	26.8	1,379	4.2
10	バス	自家用	28,201	39.1	25,311	35.1	17,455	24.2
11		営業用	19,829	40.9	15,284	31.5	12,471	25.7
12	二輪車		440,508	78.3	88,566	15.7	15,542	2.8
13	原動機付自転車		177,467	74.3	41,626	17.4	7,024	2.9
14	ダンプカー		186,878	48.0	139,794	35.9	27,625	7.1
15	特種用途自動車		99,952	47.2	73,022	34.5	16,319	7.7
16	工作車		169,617	49.2	108,530	31.5	20,831	6.0
17	小計		31,269,154	51.8	20,352,483	33.7	4,716,339	7.8
18	レンタカー		661,680	85.9	90,279	11.7	5,439	0.7
19	合計		31,930,834	52.2	20,442,762	33.4	4,721,778	7.7

※１　契約台数は、新契約の台数です。
※２　自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※４参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。
※３　保険金額合計には、保険金額不明分を含みます。

無　制　限		合　　計		
契約台数	構成比	契約台数	構成比	
台	%	台	%	
1,418,966	8.6	16,429,618	100.0	1
1,023,193	6.4	15,983,794	100.0	2
6,508	13.7	47,667	100.0	3
936,503	5.2	18,157,546	100.0	4
240,809	5.5	4,397,468	100.0	5
89,235	9.4	950,792	100.0	6
179,436	8.3	2,161,822	100.0	7
34,708	9.2	376,727	100.0	8
2,887	8.8	32,935	100.0	9
1,131	1.6	72,098	100.0	10
918	1.9	48,502	100.0	11
18,123	3.2	562,739	100.0	12
12,641	5.3	238,758	100.0	13
34,647	8.9	388,944	100.0	14
22,487	10.6	211,780	100.0	15
45,472	13.2	344,450	100.0	16
4,067,664	6.7	60,405,640	100.0	17
13,001	1.7	770,399	100.0	18
4,080,665	6.7	61,176,039	100.0	19

第24表　任意自動車保険 年齢条件別契約構成表〈2018年度〉

用途・車種	年齢条件	対人賠償		対物賠償	
		契約台数	構成比	契約台数	構成比
		台	%	台	%
自家用乗用車	年齢を問わず補償	527,430	1.7	526,764	1.7
	21歳以上補償	1,842,568	6.0	1,842,171	6.0
	26歳以上補償	6,550,391	21.4	6,547,134	21.4
	30歳以上補償	2,936,493	9.6	2,933,563	9.6
	その他	18,776,627	61.3	18,773,624	61.3
	合計	30,633,509	100.0	30,623,256	100.0
軽四輪乗用車	年齢を問わず補償	587,243	3.3	586,844	3.3
	21歳以上補償	1,486,688	8.5	1,486,248	8.5
	26歳以上補償	3,522,646	20.0	3,519,435	20.0
	30歳以上補償	1,284,069	7.3	1,282,803	7.3
	その他	10,707,758	60.9	10,705,790	60.9
	合計	17,588,404	100.0	17,581,120	100.0
二輪車	年齢を問わず補償	75,240	4.4	75,504	4.4
	21歳以上補償	153,149	9.0	154,206	9.0
	26歳以上補償	1,208,645	70.7	1,217,353	70.8
	30歳以上補償	233,949	13.7	233,727	13.6
	その他	38,781	2.3	38,593	2.2
	合計	1,709,764	100.0	1,719,383	100.0
原動機付自転車	年齢を問わず補償	39,743	6.6	39,842	6.6
	21歳以上補償	544,436	90.1	545,010	90.1
	その他	20,114	3.3	20,109	3.3
	合計	604,293	100.0	604,961	100.0
合計	年齢を問わず補償	1,229,656	2.4	1,228,954	2.4
	21歳以上補償	4,026,841	8.0	4,027,635	8.0
	26歳以上補償	11,281,682	22.3	11,283,922	22.3
	30歳以上補償	4,454,511	8.8	4,450,093	8.8
	その他	29,543,280	58.5	29,538,116	58.5
	合計	50,535,970	100.0	50,528,720	100.0

※1　契約台数は、新契約の台数です。

※2　フリート契約、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。フリート契約とは、保険契約者の総付保台数が10台以上の契約を指します。

搭乗者傷害		人身傷害		車両		合計	
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
台	%	台	%	台	%	台	%
170,825	1.6	520,647	1.7	316,587	1.5	528,162	1.7
587,552	5.4	1,824,095	6.0	1,229,338	5.7	1,844,302	6.0
2,353,642	21.7	6,405,824	21.1	4,676,691	21.7	6,580,157	21.5
1,891,630	17.5	2,843,199	9.4	1,789,009	8.3	2,939,367	9.6
5,833,682	53.8	18,713,043	61.7	13,544,521	62.8	18,777,841	61.2
10,837,331	100.0	30,306,808	100.0	21,556,146	100.0	30,669,829	100.0
168,558	3.1	579,343	3.3	330,921	3.1	587,767	3.3
426,527	7.8	1,470,284	8.5	928,042	8.6	1,487,657	8.5
1,146,116	20.8	3,410,487	19.7	2,186,557	20.2	3,532,766	20.1
740,086	13.5	1,230,327	7.1	654,915	6.0	1,285,109	7.3
3,019,899	54.9	10,664,321	61.4	6,744,530	62.2	10,708,208	60.8
5,501,186	100.0	17,354,762	100.0	10,844,965	100.0	17,601,507	100.0
34,737	3.4	31,707	5.8	1,401	2.5	75,666	4.4
77,137	7.5	61,290	11.3	3,299	5.8	154,667	8.9
692,789	67.1	393,480	72.5	41,822	73.2	1,224,769	70.9
210,658	20.4	33,327	6.1	7,667	13.4	234,183	13.6
17,875	1.7	22,629	4.2	2,972	5.2	38,889	2.3
1,033,196	100.0	542,433	100.0	57,161	100.0	1,728,174	100.0
22,372	5.7	10,384	8.4	1,390	22.8	40,042	6.6
352,233	89.6	112,855	91.2	4,690	77.1	548,421	90.1
18,434	4.7	491	0.4	4	0.1	20,116	3.3
393,039	100.0	123,730	100.0	6,084	100.0	608,579	100.0
396,492	2.2	1,142,081	2.4	650,299	2.0	1,231,637	2.4
1,443,449	8.1	3,468,524	7.2	2,165,369	6.7	4,035,047	8.0
4,192,547	23.6	10,209,791	21.1	6,905,070	21.3	11,337,692	22.4
2,842,374	16.0	4,106,853	8.5	2,451,591	7.6	4,458,659	8.8
8,889,890	50.0	29,400,484	60.8	20,292,027	62.5	29,545,054	58.4
17,764,752	100.0	48,327,733	100.0	32,464,356	100.0	50,608,089	100.0

第25表　任意自動車保険 事故類型別支払統計表〈2018年度〉

補償種目	事故類型	支払件数	構成比	支払保険金
		件	%	千円
対人賠償	「自動車」対「自動車」	312,067	78.3	206,642,546
	「自動車」対「人」	65,110	16.3	127,407,899
	「自動車」対「物」	10,470	2.6	11,803,052
	自動車単独	9,335	2.3	8,209,231
	合計	398,749	100.0	356,225,559
対物賠償	「自動車」対「自動車」	1,888,406	85.2	581,935,727
	「自動車」対「人」	51,709	2.3	4,047,713
	「自動車」対「物」	250,528	11.3	96,256,255
	自動車単独	19,781	0.9	8,150,558
	合計	2,216,806	100.0	692,719,015
搭乗者傷害	「自動車」対「自動車」	222,421	84.4	29,615,658
	「自動車」対「人」	3,862	1.5	796,209
	「自動車」対「物」	23,235	8.8	4,240,351
	自動車単独	13,366	5.1	3,081,889
	合計	263,481	100.0	37,920,988
人身傷害	「自動車」対「自動車」	219,885	69.8	77,973,930
	「自動車」対「人」	13,355	4.2	14,454,757
	「自動車」対「物」	50,441	16.0	32,840,021
	自動車単独	28,568	9.1	24,135,203
	合計	315,169	100.0	152,273,579
車両	「自動車」対「自動車」	952,912	41.9	291,382,652
	「自動車」対「人」	23,457	1.0	5,782,285
	「自動車」対「物」	580,398	25.5	212,849,574
	自動車単独	678,181	29.9	222,766,006
	合計	2,271,817	100.0	756,381,645

※1　自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※４参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※2　合計には、事故類型不明分を含みます。

※3　事故類型「自動車」対「人」中の「人」には、軽車両搭乗中を含みます。

第26表　任意自動車保険 車両保険都道府県別・事故形態別支払統計表〈2018年度〉

	事故形態 / 都道府県	他車・物・人との衝突、接触、転覆、墜落			台風・竜巻・洪水・高潮		
		支払件数	構成比	支払保険金	支払件数	構成比	支払保険金
		件	%	千円	件	%	千円
1	北海道	89,212	77.8	30,038,007	791	0.7	313,272
2	青森	19,409	81.3	5,978,784	47	0.2	17,823
3	岩手	16,660	72.7	4,848,873	203	0.9	115,700
4	宮城	34,527	82.2	10,780,059	173	0.4	67,787
5	秋田	13,865	80.1	4,053,830	72	0.4	34,803
6	山形	18,815	81.1	5,390,986	51	0.2	20,685
7	福島	30,732	76.4	9,471,821	91	0.2	30,067
8	茨城	47,796	80.6	16,255,707	727	1.2	289,489
9	栃木	29,634	79.1	10,398,555	173	0.5	66,299
10	群馬	35,467	82.4	12,023,772	145	0.3	59,794
11	埼玉	81,699	80.4	28,343,806	1,409	1.4	618,746
12	千葉	84,177	82.6	30,261,733	1,201	1.2	490,044
13	東京	106,408	79.2	40,851,846	1,842	1.4	1,160,901
14	神奈川	89,633	78.6	30,574,182	2,088	1.8	892,971
15	新潟	33,372	72.8	9,154,114	117	0.3	32,545
16	富山	20,537	79.3	6,288,015	160	0.6	46,592
17	石川	19,341	73.9	5,477,554	209	0.8	76,487
18	福井	16,437	76.2	4,817,287	393	1.8	133,778
19	山梨	11,157	80.4	3,544,388	235	1.7	99,541
20	長野	32,424	81.8	9,005,797	109	0.3	37,669
21	岐阜	48,661	76.6	17,129,260	2,620	4.1	1,042,518
22	静岡	59,801	76.6	18,600,524	4,808	6.2	1,901,730
23	愛知	152,787	78.6	51,931,746	6,285	3.2	2,467,537
24	三重	36,587	75.3	13,320,752	1,777	3.7	729,343
25	滋賀	21,033	70.9	7,211,138	2,334	7.9	1,079,174
26	京都	29,902	70.0	10,331,418	4,778	11.2	2,721,282
27	大阪	87,343	52.6	31,384,684	42,088	25.4	33,352,865
28	兵庫	64,976	72.9	24,020,180	5,807	6.5	5,928,919
29	奈良	18,324	78.7	6,327,874	809	3.5	495,628
30	和歌山	11,765	56.5	3,897,757	4,537	21.8	2,776,310
31	鳥取	9,699	76.8	2,643,860	83	0.7	79,334
32	島根	8,476	74.0	2,323,374	51	0.4	42,914
33	岡山	32,313	70.8	10,918,618	3,176	7.0	4,046,281
34	広島	40,187	71.5	12,643,962	2,975	5.3	3,509,126
35	山口	22,713	76.0	6,730,207	325	1.1	237,534
36	徳島	11,713	79.3	3,630,018	634	4.3	278,100
37	香川	15,613	86.1	4,822,716	105	0.6	51,671
38	愛媛	17,409	78.1	4,778,710	669	3.0	693,487
39	高知	7,530	84.9	1,996,208	116	1.3	59,109
40	福岡	78,526	78.9	23,631,294	1,639	1.6	1,351,430
41	佐賀	11,662	84.3	4,087,522	247	1.8	107,073
42	長崎	14,682	87.9	3,652,729	274	1.6	87,548
43	熊本	27,192	83.1	7,470,191	368	1.1	194,419
44	大分	16,076	83.4	4,487,363	134	0.7	77,478
45	宮崎	12,743	74.9	3,191,278	963	5.7	324,950
46	鹿児島	17,354	80.2	4,399,925	647	3.0	210,661
47	沖縄	16,083	78.2	3,294,011	2,159	10.5	624,600
48	合計	1,726,414	76.0	567,881,390	100,760	4.4	69,128,842

※1　販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。
※2　「その他」には、火災・爆発、飛来物・落下物との衝突等を含みます。
※3　都道府県合計には、都道府県不明分を含みます。

盗難			その他			合計			
支払件数	構成比	支払保険金	支払件数	構成比	支払保険金	支払件数	構成比	支払保険金	
件	%	千円	件	%	千円	件	%	千円	
243	0.2	75,282	24,415	21.3	4,888,051	114,661	100.0	35,314,612	1
19	0.1	15,861	4,413	18.5	804,109	23,888	100.0	6,816,577	2
8	0.0	752	6,042	26.4	915,849	22,913	100.0	5,881,174	3
57	0.1	29,070	7,231	17.2	1,336,670	41,988	100.0	12,213,586	4
2	0.0	2,585	3,363	19.4	621,441	17,302	100.0	4,712,659	5
12	0.1	5,597	4,315	18.6	795,209	23,193	100.0	6,212,477	6
59	0.1	69,384	9,319	23.2	1,673,127	40,201	100.0	11,244,399	7
648	1.1	1,148,449	10,155	17.1	2,030,534	59,326	100.0	19,724,179	8
159	0.4	353,526	7,506	20.0	1,387,152	37,472	100.0	12,205,532	9
128	0.3	252,136	7,307	17.0	1,331,383	43,047	100.0	13,667,085	10
457	0.4	801,746	18,003	17.7	3,842,934	101,568	100.0	33,607,232	11
568	0.6	705,295	15,934	15.6	3,329,552	101,880	100.0	34,786,624	12
233	0.2	300,628	25,837	19.2	6,139,923	134,320	100.0	48,453,298	13
349	0.3	208,503	22,027	19.3	4,352,236	114,097	100.0	36,027,892	14
46	0.1	30,007	12,315	26.9	1,925,164	45,850	100.0	11,141,830	15
9	0.0	1,787	5,177	20.0	846,327	25,883	100.0	7,182,721	16
32	0.1	12,036	6,577	25.1	1,155,509	26,159	100.0	6,721,586	17
18	0.1	9,716	4,737	21.9	932,018	21,585	100.0	5,892,799	18
16	0.1	7,143	2,468	17.8	522,170	13,876	100.0	4,173,242	19
23	0.1	20,186	7,085	17.9	1,220,232	39,641	100.0	10,283,884	20
184	0.3	256,806	12,083	19.0	2,236,955	63,548	100.0	20,665,539	21
119	0.2	95,331	13,307	17.1	2,763,164	78,035	100.0	23,360,749	22
1,044	0.5	2,456,492	34,373	17.7	6,167,275	194,489	100.0	63,023,050	23
173	0.4	157,270	10,027	20.6	1,971,886	48,564	100.0	16,179,251	24
116	0.4	87,720	6,192	20.9	1,344,257	29,675	100.0	9,722,289	25
215	0.5	133,436	7,841	18.3	2,152,621	42,736	100.0	15,338,757	26
1,582	1.0	2,573,595	34,956	21.1	15,550,574	165,969	100.0	82,861,718	27
424	0.5	339,175	17,876	20.1	5,354,934	89,083	100.0	35,643,208	28
92	0.4	123,468	4,054	17.4	853,840	23,279	100.0	7,800,810	29
41	0.2	69,137	4,467	21.5	1,636,561	20,810	100.0	8,379,765	30
12	0.1	9,620	2,836	22.5	481,293	12,630	100.0	3,214,107	31
1	0.0	457	2,932	25.6	424,638	11,460	100.0	2,791,383	32
40	0.1	25,849	10,123	22.2	6,306,879	45,652	100.0	21,297,627	33
39	0.1	9,787	13,020	23.2	6,813,115	56,221	100.0	22,975,990	34
14	0.0	4,092	6,840	22.9	1,340,466	29,892	100.0	8,312,299	35
14	0.1	17,409	2,403	16.3	503,323	14,764	100.0	4,428,850	36
32	0.2	8,215	2,376	13.1	476,542	18,126	100.0	5,359,144	37
6	0.0	−193	4,220	18.9	1,770,860	22,304	100.0	7,242,864	38
6	0.1	5,691	1,220	13.8	300,428	8,872	100.0	2,361,436	39
147	0.1	45,888	19,251	19.3	5,552,825	99,563	100.0	30,581,437	40
6	0.0	942	1,913	13.8	466,523	13,828	100.0	4,662,060	41
4	0.0	4,726	1,736	10.4	340,188	16,696	100.0	4,085,191	42
16	0.0	2,322	5,150	15.7	1,008,091	32,726	100.0	8,675,023	43
21	0.1	6,594	3,040	15.8	552,199	19,271	100.0	5,123,634	44
12	0.1	1,323	3,305	19.4	659,272	17,023	100.0	4,176,823	45
13	0.1	869	3,623	16.7	680,698	21,637	100.0	5,292,153	46
9	0.0	4,777	2,320	11.3	479,145	20,571	100.0	4,402,533	47
7,490	0.3	10,510,434	437,153	19.2	108,860,995	2,271,817	100.0	756,381,661	48

第27表　任意自動車保険 修理費費目別統計表〈2018年度〉

補償種目	修理費費目	認定損害額単価	構成比
		円	%
対物賠償	部品費	135,411	42.7
	工賃	59,883	18.9
	塗装費	51,804	16.3
	間接損害	50,167	15.8
	その他	19,867	6.3
	合計	317,133	100.0
車両	部品費	162,458	52.3
	工賃	66,751	21.5
	塗装費	58,655	18.9
	その他	22,745	7.3
	合計	310,609	100.0

※1　修理費は、自己または相手の過失分や免責金額等を差し引く前の金額です。
※2　間接損害には、代車料や休車損害等を含みます。
※3　その他には、消費税や諸費用を含みます。

3　関連情報

Ⅰ　共済関係

第28表　自賠責共済収支の推移

年度	契約				支	
	件数		共済掛金		死亡	
					件数	共済金
	件	%	千円	%	件	千円
1970	2,923,354		19,255,593		496	2,105,422
1975	2,732,993		31,792,707		658	6,360,930
1980	2,759,764		45,980,728		624	8,935,923
1985	3,138,386		75,182,861		615	9,920,758
1986	3,225,300	(2.8)	83,883,351	(11.6)	630	10,211,859
1987	3,241,266	(0.5)	82,938,910	(△ 1.1)	648	11,653,097
1988	3,392,378	(4.7)	89,177,706	(7.5)	651	11,204,359
1989	3,189,136	(△ 6.0)	85,634,404	(△ 4.0)	672	11,694,403
1990	3,325,675	(4.3)	90,287,051	(5.4)	673	12,035,243
1991	3,268,791	(△ 1.7)	80,536,948	(△10.8)	672	12,418,737
1992	3,294,496	(0.8)	81,887,921	(1.7)	737	14,406,045
1993	3,263,432	(△ 0.9)	70,517,578	(△13.9)	685	13,844,827
1994	3,360,666	(3.0)	73,139,184	(3.7)	681	14,183,155
1995	3,309,483	(△ 1.5)	73,916,381	(1.1)	664	13,641,336
1996	3,360,019	(1.5)	75,702,484	(2.4)	635	12,652,475
1997	3,357,421	(△ 0.1)	70,707,667	(△ 6.6)	627	12,596,200
1998	3,369,297	(0.4)	72,201,803	(2.1)	625	13,069,091
1999	3,472,701	(3.1)	73,822,215	(2.2)	561	12,692,039
2000	3,567,223	(2.7)	75,241,838	(1.9)	506	12,286,500
2001	3,575,456	(0.2)	76,321,869	(1.4)	482	11,029,849
2002	3,573,753	(0.0)	94,797,163	(24.2)	571	13,082,946
2003	3,637,219	(1.8)	96,557,242	(1.9)	550	12,823,658
2004	3,566,015	(△ 2.0)	95,050,314	(△ 1.6)	569	13,103,586
2005	3,629,699	(1.8)	91,563,939	(△ 3.7)	537	12,606,434
2006	3,616,425	(△ 0.4)	91,005,611	(△ 0.6)	487	11,616,129
2007	3,610,799	(△ 0.2)	84,705,567	(△ 6.9)	445	10,127,141
2008	3,951,279	(9.4)	73,456,873	(△13.3)	455	10,521,942
2009	3,724,945	(△ 5.7)	69,438,082	(△ 5.5)	407	9,207,247
2010	3,731,514	(0.2)	69,607,048	(0.2)	403	9,315,241
2011	3,704,642	(△ 0.7)	77,930,334	(12.0)	349	8,277,082
2012	3,805,988	(2.7)	80,465,865	(3.3)	316	7,495,028
2013	3,647,079	(△ 4.2)	88,778,767	(10.3)	384	8,529,955
2014	3,672,962	(0.7)	89,347,693	(0.6)	344	7,797,786
2015	3,672,167	(0.0)	89,143,140	(△ 0.2)	346	7,886,126
2016	3,693,865	(0.6)	90,143,244	(1.1)	364	8,256,259
2017	3,680,489	(△ 0.4)	84,277,770	(△ 6.5)	302	7,397,265
2018	3,650,477	(△ 0.8)	83,753,746	(△ 0.6)	278	5,969,405

※１　1970年度は、沖縄県を含みません。
※２　1986年度以降の（　）内の数値は、対前年度増減率を示します。
※３　1996年度以前はＪＡ共済から報告を受けた数値です。

払						年度
傷害および後遺障害		合計				
件数	共済金	件数		共済金		
件	千円	件	%	千円	%	
20,301	4,389,105	20,797		6,494,527		1970
27,550	11,602,176	28,208		17,963,106		1975
32,779	19,073,211	33,403		28,009,134		1980
46,791	27,595,414	47,406		37,516,172		1985
48,260	27,651,120	48,890	(3.1)	37,862,979	(0.9)	1986
45,605	28,088,798	46,253	(△ 5.4)	39,741,895	(5.0)	1987
44,452	27,119,122	45,103	(△ 2.5)	38,323,481	(△ 3.6)	1988
44,486	26,313,634	45,158	(0.1)	38,008,037	(△ 0.8)	1989
44,677	26,438,530	45,350	(0.4)	38,473,773	(1.2)	1990
44,406	25,426,242	45,078	(△ 0.6)	37,844,979	(△ 1.6)	1991
45,059	25,689,138	45,796	(1.6)	40,095,183	(5.9)	1992
46,885	27,013,599	47,570	(3.9)	40,858,426	(1.9)	1993
47,262	27,302,519	47,943	(0.8)	41,485,674	(1.5)	1994
47,268	25,646,983	47,932	(0.0)	39,288,319	(△ 5.3)	1995
47,722	25,711,403	48,357	(0.9)	38,363,878	(△ 2.4)	1996
48,948	26,737,861	49,575	(2.5)	39,334,061	(2.5)	1997
49,983	27,103,897	50,608	(2.1)	40,172,988	(2.1)	1998
52,088	30,583,727	52,649	(4.0)	43,275,767	(7.7)	1999
55,561	32,842,902	56,067	(6.5)	45,129,402	(4.3)	2000
58,883	33,499,565	59,365	(5.9)	44,529,413	(△ 1.3)	2001
60,692	34,559,342	61,263	(3.2)	47,642,288	(7.0)	2002
63,464	36,517,854	64,014	(4.5)	49,341,513	(3.6)	2003
62,520	35,390,360	63,089	(△ 1.4)	48,493,946	(△ 1.7)	2004
62,517	35,955,395	63,054	(△ 0.1)	48,561,829	(0.1)	2005
62,509	35,888,767	62,996	(△ 0.1)	47,504,896	(△ 2.2)	2006
62,737	36,568,051	63,182	(0.3)	46,695,192	(△ 1.7)	2007
62,060	36,533,397	62,515	(△ 1.1)	47,055,339	(0.8)	2008
63,599	36,711,124	64,006	(2.4)	45,918,371	(△ 2.4)	2009
66,727	38,452,475	67,130	(4.9)	47,767,716	(4.0)	2010
69,117	38,291,020	69,466	(3.5)	46,568,101	(△ 2.5)	2011
69,716	38,690,169	70,032	(0.8)	46,185,198	(△ 0.8)	2012
71,218	39,545,411	71,602	(2.2)	48,075,366	(4.1)	2013
70,472	40,647,231	70,816	(△ 1.1)	48,445,017	(0.8)	2014
69,655	39,889,782	70,001	(△ 1.2)	47,775,908	(△ 1.4)	2015
68,969	38,492,345	69,333	(△ 1.0)	46,748,604	(△ 2.2)	2016
67,205	37,665,064	67,507	(△ 2.6)	45,062,329	(△ 3.6)	2017
64,112	36,282,620	64,390	(△ 4.6)	42,252,026	(△ 6.2)	2018

※4　1997年度は、ＪＡ共済および全労済から報告を受けた数値の合計です。
※5　1998～2000年度は、ＪＡ共済、全自共および全労済から報告を受けた数値の合計です。
※6　2001年度以降は、ＪＡ共済、全自共、交協連および全労済から報告を受けた数値の合計です。

第29表　自賠責共済都道府県別収支〈2018年度〉

都道府県	契約		支払	
	件数	共済掛金	件数	共済金
	件	千円	件	千円
北海道	203,889	4,906,175	2,467	1,719,071
青森	50,087	1,159,805	548	504,953
岩手	92,466	2,199,157	1,015	685,112
宮城	80,233	1,927,146	1,263	914,215
秋田	112,301	2,746,160	1,472	820,554
山形	78,460	1,857,579	1,154	656,990
福島	127,108	3,034,858	2,203	1,169,111
茨城	48,096	1,129,007	936	616,750
栃木	62,789	1,478,593	1,252	792,100
群馬	87,388	2,079,249	1,810	1,492,649
埼玉	98,802	2,310,850	2,104	1,361,322
千葉	48,238	1,111,325	925	757,829
東京	32,550	765,871	664	437,771
神奈川	67,398	1,545,148	1,362	965,001
新潟	63,261	1,481,810	727	499,091
富山	32,996	813,050	595	357,883
石川	36,762	915,929	697	397,664
福井	30,805	761,330	757	318,752
山梨	65,910	1,529,285	1,292	874,339
長野	119,346	2,821,701	1,661	876,688
岐阜	60,197	1,444,222	1,138	767,378
静岡	107,094	2,521,521	2,118	1,580,428
愛知	169,991	4,015,935	3,307	2,224,912
三重	71,997	1,716,561	1,520	1,138,181

※1　本表は、被共済自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものです。
※2　ＪＡ共済、全自共、交協連および全労済から報告を受けた数値の合計です。

都道府県	契約		支払	
	件数	共済掛金	件数	共済金
	件	千円	件	千円
滋賀	50,942	1,196,353	1,016	676,904
京都	28,987	668,868	507	403,192
大阪	27,252	627,012	656	471,792
兵庫	104,144	2,430,540	2,056	1,373,113
奈良	40,554	875,260	905	560,868
和歌山	54,005	1,207,211	934	696,221
鳥取	24,498	588,747	359	245,429
島根	86,134	2,133,762	1,321	579,054
岡山	71,087	1,657,103	1,418	836,228
広島	83,749	1,967,326	1,476	991,573
山口	74,078	1,756,155	1,370	889,714
徳島	30,909	725,686	667	529,763
香川	34,792	814,517	928	618,697
愛媛	75,006	1,715,086	1,372	878,547
高知	75,972	1,817,184	1,010	530,631
福岡	111,624	2,639,424	3,152	2,308,254
佐賀	62,906	1,502,997	1,500	1,137,986
長崎	56,109	1,319,027	1,052	756,529
熊本	81,564	1,889,595	1,544	933,727
大分	73,473	1,739,389	1,209	722,552
宮崎	134,954	3,214,850	2,568	1,693,581
鹿児島	136,663	3,194,353	2,065	1,318,214
沖縄	102,702	1,137,321	1,749	812,024
離島	80,209	663,709	569	358,688
合計	3,650,477	83,753,746	64,390	42,252,026

第30表　自動車共済 補償種目別収支の推移

年度	区分 / 補償種目	契約 件数	契約 共済掛金	支払 件数	支払 共済金
		件	千円	件	千円
2014年度	対人賠償	11,367,742	88,113,677	54,195	48,886,791
	対物賠償	11,333,075	176,619,660	383,876	109,702,415
	搭乗者傷害	4,646,750	15,379,792	31,797	6,548,884
	人身傷害	7,684,486	62,469,664	73,614	28,451,702
	車両	5,636,208	156,408,635	369,330	95,567,632
	合計	11,367,742	498,991,430	912,812	289,157,424
2015年度	対人賠償	11,417,901	86,163,995	51,304	48,903,924
	対物賠償	11,370,248	177,512,124	357,007	107,171,064
	搭乗者傷害	7,038,244	20,376,959	31,101	6,217,949
	人身傷害	8,110,596	53,855,046	76,123	28,153,634
	車両	5,700,542	157,033,918	318,100	87,780,758
	合計	11,417,901	494,942,042	833,635	278,227,328
2016年度	対人賠償	11,241,189	86,523,498	48,164	45,882,624
	対物賠償	11,203,581	178,775,466	342,386	104,246,799
	搭乗者傷害	9,226,528	24,834,012	55,247	9,201,864
	人身傷害	8,379,033	44,539,925	46,759	23,262,728
	車両	5,681,537	159,906,454	289,649	83,138,070
	合計	11,241,189	494,579,355	782,205	265,732,085
2017年度	対人賠償	11,221,814	85,880,748	46,151	46,561,687
	対物賠償	11,186,678	176,678,057	332,018	102,577,544
	搭乗者傷害	9,114,957	24,112,058	68,066	11,123,760
	人身傷害	8,545,875	44,326,651	31,887	20,502,262
	車両	5,723,514	160,522,805	282,018	82,596,794
	合計	11,221,814	491,520,319	760,140	263,362,047
2018年度	対人賠償	11,194,366	80,793,946	43,380	45,639,233
	対物賠償	11,159,896	179,931,393	318,131	99,748,068
	搭乗者傷害	9,007,445	19,244,897	67,083	11,772,138
	人身傷害	8,727,381	37,532,169	30,432	20,348,771
	車両	5,788,846	157,835,163	281,792	87,338,045
	合計	11,194,366	475,337,568	740,818	264,846,256

※1　ＪＡ共済、全自共、交協連および全労済から報告を受けた数値の合計です。
※2　2015年度以降の搭乗者傷害保険には、一部共済における傷害定額給付型を含みます。

第31表　自動車共済・自動車保険 都道府県別 対人賠償普及率〈2019年３月末〉

都道府県	保有車両数	自動車共済		自動車保険		共済・保険計	
		台　数	普及率	台　数	普及率	台　数	普及率
	台	台	%	台	%	台	%
北海道	3,774,027	556,341	14.7	2,695,508	71.4	3,251,849	86.2
青森	1,006,449	184,004	18.3	713,849	70.9	897,853	89.2
岩手	1,031,408	238,043	23.1	670,386	65.0	908,429	88.1
宮城	1,705,292	257,519	15.1	1,272,448	74.6	1,529,967	89.7
秋田	812,349	223,743	27.5	499,113	61.4	722,856	89.0
山形	935,215	224,307	24.0	619,865	66.3	844,172	90.3
福島	1,657,793	326,867	19.7	1,127,826	68.0	1,454,693	87.7
茨城	2,612,377	255,507	9.8	1,949,250	74.6	2,204,757	84.4
栃木	1,732,634	259,510	15.0	1,266,237	73.1	1,525,747	88.1
群馬	1,801,022	291,762	16.2	1,309,515	72.7	1,601,277	88.9
埼玉	4,131,569	364,830	8.8	3,265,709	79.0	3,630,539	87.9
千葉	3,652,956	218,236	6.0	2,903,908	79.5	3,122,144	85.5
東京	4,414,981	296,962	6.7	3,466,752	78.5	3,763,714	85.2
神奈川	4,018,887	261,803	6.5	3,223,145	80.2	3,484,948	86.7
新潟	1,845,161	377,589	20.5	1,302,507	70.6	1,680,096	91.1
富山	902,339	170,270	18.9	662,876	73.5	833,146	92.3
石川	914,544	161,061	17.6	673,743	73.7	834,804	91.3
福井	669,723	117,026	17.5	493,035	73.6	610,061	91.1
山梨	759,845	147,576	19.4	492,812	64.9	640,388	84.3
長野	1,907,732	411,352	21.6	1,278,024	67.0	1,689,376	88.6
岐阜	1,687,667	205,854	12.2	1,322,068	78.3	1,527,922	90.5
静岡	2,893,838	354,595	12.3	2,214,034	76.5	2,568,629	88.8
愛知	5,282,965	485,165	9.2	4,333,359	82.0	4,818,524	91.2
三重	1,521,312	176,644	11.6	1,178,510	77.5	1,355,154	89.1
滋賀	1,039,045	145,453	14.0	784,309	75.5	929,762	89.5
京都	1,338,224	118,611	8.9	1,072,760	80.2	1,191,371	89.0
大阪	3,776,494	199,143	5.3	3,123,566	82.7	3,322,709	88.0
兵庫	3,034,057	292,722	9.6	2,399,016	79.1	2,691,738	88.7
奈良	835,112	78,890	9.4	664,360	79.6	743,250	89.0
和歌山	754,789	107,741	14.3	565,319	74.9	673,060	89.2
鳥取	466,823	101,832	21.8	315,030	67.5	416,862	89.3
島根	555,173	181,830	32.8	326,034	58.7	507,864	91.5
岡山	1,544,120	219,130	14.2	1,162,870	75.3	1,382,000	89.5
広島	1,906,196	252,902	13.3	1,469,038	77.1	1,721,940	90.3
山口	1,074,100	189,259	17.6	782,028	72.8	971,287	90.4
徳島	621,197	103,192	16.6	457,044	73.6	560,236	90.2
香川	789,006	119,555	15.2	603,360	76.5	722,915	91.6
愛媛	1,021,523	191,180	18.7	736,761	72.1	927,941	90.8
高知	562,916	151,499	26.9	340,013	60.4	491,512	87.3
福岡	3,397,868	325,087	9.6	2,631,071	77.4	2,956,158	87.0
佐賀	680,153	150,119	22.1	461,036	67.8	611,155	89.9
長崎	954,522	187,048	19.6	646,945	67.8	833,993	87.4
熊本	1,392,877	274,015	19.7	950,038	68.2	1,224,053	87.9
大分	924,027	168,856	18.3	622,743	67.4	791,599	85.7
宮崎	948,320	223,439	23.6	575,863	60.7	799,302	84.3
鹿児島	1,355,156	278,221	20.5	835,474	61.7	1,113,695	82.2
沖縄	1,145,535	275,624	24.1	622,347	54.3	897,971	78.4
合計	81,789,318	10,901,914	13.3	61,206,924	74.8	72,108,838	88.2

※１　保有車両数は、「自動車保有車両数・月報（平成31年3月末現在）」（一般財団法人　自動車検査登録情報協会発行）から作成
※２　保有車両数、自動車共済および自動車保険の台数は、原動機付自転車を除きます。
※３　自動車共済は、ＪＡ共済、全自共、交協連および全労済から報告を受けた数値から作成
※４　自動車共済・自動車保険台数は、2019年3月末の有効契約台数です。
※５　都道府県合計には、自動車共済・自動車保険の都道府県不明を含みます。

Ⅱ　交通事故関係

第32表　交通事故発生状況の推移

区分 / 年(暦年)	発生件数			死者数		負傷者数	
	件数		1日当たり平均件数	人数	1日当たり平均人数	人数	1日当たり平均人数
	交通事故件数	死亡事故件数					
	件	件	件	人	人	人	人
1970	718,080	15,801	1,967.3	16,765	45.9	981,096	2,687.9
1975	472,938	10,165	1,295.7	10,792	29.6	622,467	1,705.4
※4 1980	476,677	8,329	1,302.4	8,760	23.9	598,719	1,635.8
1985	552,788	8,826	1,514.5	9,261	25.4	681,346	1,866.7
1986	579,190	8,877	1,586.8	9,317	25.5	712,330	1,951.6
1987	590,723	8,981	1,618.4	9,347	25.6	722,179	1,978.6
※4 1988	614,481	9,865	1,678.9	10,344	28.3	752,845	2,057.0
1989	661,363	10,570	1,812.0	11,086	30.4	814,832	2,232.4
1990	643,097	10,651	1,761.9	11,227	30.8	790,295	2,165.2
1991	662,392	10,551	1,814.8	11,109	30.4	810,245	2,219.8
※4 1992	695,346	10,892	1,899.9	11,452	31.3	844,003	2,306.0
1993	724,678	10,398	1,985.4	10,945	30.0	878,633	2,407.2
1994	729,461	10,158	1,998.5	10,653	29.2	881,723	2,415.7
1995	761,794	10,232	2,087.1	10,684	29.3	922,677	2,527.9
※4 1996	771,085	9,518	2,106.8	9,943	27.2	942,204	2,574.3
1997	780,401	9,222	2,138.1	9,642	26.4	958,925	2,627.2
1998	803,882	8,800	2,202.4	9,214	25.2	990,676	2,714.2
1999	850,371	8,687	2,329.8	9,012	24.7	1,050,399	2,877.8
※4 2000	931,950	8,713	2,546.3	9,073	24.8	1,155,707	3,157.7
2001	947,253	8,424	2,595.2	8,757	24.0	1,181,039	3,235.7
2002	936,950	8,062	2,567.0	8,396	23.0	1,168,029	3,200.1
2003	948,281	7,522	2,598.0	7,768	21.3	1,181,681	3,237.5
※4 2004	952,720	7,159	2,603.1	7,436	20.3	1,183,617	3,233.9
2005	934,346	6,691	2,559.9	6,937	19.0	1,157,113	3,170.2
2006	887,267	6,208	2,430.9	6,415	17.6	1,098,564	3,009.8
2007	832,704	5,639	2,281.4	5,796	15.9	1,034,652	2,834.7
※4 2008	766,394	5,079	2,094.0	5,209	14.2	945,703	2,583.9
2009	737,637	4,837	2,020.9	4,979	13.6	911,215	2,496.5
2010	725,924	4,808	1,988.8	4,948	13.6	896,297	2,455.6
2011	692,084	4,560	1,896.1	4,691	12.9	854,613	2,341.4
※4 2012	665,157	4,307	1,817.4	4,438	12.1	825,392	2,255.2
2013	629,033	4,293	1,723.4	4,388	12.0	781,492	2,141.1
2014	573,842	4,013	1,572.2	4,113	11.3	711,374	1,949.0
2015	536,899	4,028	1,471.0	4,117	11.3	666,023	1,824.7
※4 2016	499,201	3,790	1,363.9	3,904	10.7	618,853	1,690.9
2017	472,165	3,630	1,293.6	3,694	10.1	580,850	1,591.4
2018	430,601	3,449	1,179.7	3,532	9.7	525,846	1,440.7

※1　「交通統計」（公益財団法人　交通事故総合分析センター発行）から作成
※2　1970年は、沖縄県を含みません。
※3　死亡事故件数は、交通事故件数の内数です。
※4　※4を付した年は、閏年のため、1年を366日として「1日当たり平均件数」および「1日当たり平均人数」を計算しています。

第33表　都道府県別交通事故発生状況〈2018年〉

区分 / 都道府県	交通事故件数		死者数				負傷者数			
	件数	対前年増減率	人数	対前年増減率	人口10万人当たり	車両1万台当たり	人数	対前年増減率	人口10万人当たり	車両1万台当たり
	件	%	人	%	人	人	人	%	人	人
北海道	9,931	△ 8.2	141	△ 4.7	2.7	0.3	11,494	△ 9.3	217.4	28.0
青森	2,966	△ 9.0	45	7.1	3.6	0.4	3,649	△ 9.3	288.9	32.4
岩手	1,982	△ 11.2	59	△ 3.3	4.8	0.5	2,412	△ 11.6	194.4	20.6
宮城	6,815	△ 9.0	56	9.8	2.4	0.3	8,509	△ 9.0	367.4	45.3
秋田	1,784	△ 12.3	42	40.0	4.3	0.5	2,144	△ 13.1	218.6	23.8
山形	5,097	△ 12.4	51	34.2	4.7	0.5	6,199	△ 14.4	568.7	59.4
福島	4,592	△ 17.8	75	10.3	4.0	0.4	5,482	△ 18.3	294.1	30.2
東京	32,590	△ 0.5	143	△ 12.8	1.0	0.3	37,443	△ 1.5	270.9	75.0
茨城	8,682	△ 10.3	122	△ 14.7	4.2	0.4	10,965	△ 11.2	381.1	38.9
栃木	4,764	△ 2.1	89	△ 6.3	4.6	0.5	5,956	△ 1.7	306.1	31.5
群馬	13,087	2.7	64	△ 4.5	3.3	0.3	16,727	3.0	856.9	85.7
埼玉	24,123	△ 8.2	175	△ 1.1	2.4	0.4	29,094	△ 9.1	396.9	63.8
千葉	17,374	△ 3.6	186	20.8	3.0	0.5	21,160	△ 4.3	338.3	52.6
神奈川	26,212	△ 8.2	162	8.7	1.8	0.3	31,021	△ 7.8	338.0	66.3
新潟	3,799	△ 11.7	102	20.0	4.5	0.5	4,453	△ 13.2	198.3	21.7
山梨	3,562	△ 15.1	37	0.0	4.5	0.4	4,580	△ 15.5	560.6	53.9
長野	7,250	△ 8.8	66	△ 16.5	3.2	0.3	8,817	△ 9.3	427.4	42.0
静岡	28,402	△ 6.1	104	△ 18.8	2.8	0.3	36,770	△ 6.6	1,004.9	114.9
富山	2,839	△ 12.3	54	45.9	5.1	0.6	3,300	△ 12.4	314.3	34.5
石川	2,642	△ 17.4	28	△ 17.6	2.4	0.3	3,085	△ 17.3	269.9	32.2
福井	1,398	△ 9.7	41	△ 10.9	5.3	0.6	1,589	△ 9.8	205.3	22.3
岐阜	4,860	△ 14.0	91	21.3	4.6	0.5	6,394	△ 14.1	320.2	35.7
愛知	35,258	△ 9.9	189	△ 5.5	2.5	0.3	42,548	△ 11.0	564.5	75.3
三重	4,687	△ 13.9	87	1.2	4.9	0.5	6,136	△ 13.7	342.6	36.6
滋賀	4,212	△ 13.6	39	△ 29.1	2.8	0.3	5,361	△ 13.2	379.7	46.2
京都	6,142	△ 14.0	52	△ 21.2	2.0	0.3	7,258	△ 14.9	280.1	43.7
大阪	34,382	△ 4.5	147	△ 2.0	1.7	0.3	40,933	△ 6.1	464.5	90.8
兵庫	24,667	△ 7.9	152	△ 5.6	2.8	0.4	29,945	△ 8.9	546.0	84.9
奈良	4,016	△ 10.0	45	12.5	3.4	0.5	5,013	△ 11.7	374.4	51.1
和歌山	2,270	△ 12.4	36	△ 5.3	3.9	0.4	2,761	△ 13.6	295.3	30.0
鳥取	869	△ 9.9	20	△ 23.1	3.6	0.4	1,029	△ 11.4	183.8	20.2
島根	1,023	△ 20.2	20	17.6	2.9	0.3	1,212	△ 18.4	178.2	20.0
岡山	5,902	△ 18.3	68	△ 29.9	3.6	0.4	6,873	△ 18.8	362.1	39.6
広島	7,582	△ 14.7	92	1.1	3.3	0.4	9,277	△ 16.2	329.3	42.0
山口	4,010	△ 18.5	52	△ 34.2	3.8	0.4	4,921	△ 18.6	359.2	41.7
徳島	2,809	△ 10.9	31	△ 8.8	4.2	0.5	3,460	△ 10.1	470.1	50.4
香川	5,168	△ 15.6	44	△ 8.3	4.6	0.5	6,243	△ 17.1	649.0	69.0
愛媛	3,487	△ 14.9	59	△ 24.4	4.4	0.5	4,055	△ 14.8	299.9	33.4
高知	1,613	△ 9.9	29	0.0	4.1	0.4	1,791	△ 10.5	253.7	26.9
福岡	31,279	△ 10.3	136	△ 2.2	2.7	0.4	41,158	△ 10.7	805.9	109.9
佐賀	5,725	△ 15.4	30	△ 16.7	3.7	0.4	7,542	△ 15.6	920.9	99.5
長崎	4,641	△ 12.3	36	△ 23.4	2.7	0.3	6,036	△ 10.4	450.1	54.9
熊本	4,784	△ 17.3	60	△ 17.8	3.4	0.4	6,081	△ 17.5	346.1	38.3
大分	3,610	△ 12.6	39	△ 11.4	3.4	0.4	4,609	△ 13.6	402.9	44.6
宮崎	7,446	△ 10.2	34	△ 19.0	3.1	0.3	8,224	△ 11.1	760.8	78.3
鹿児島	5,833	△ 11.1	64	△ 3.0	4.0	0.4	6,819	△ 11.4	422.5	44.1
沖縄	4,435	△ 14.2	38	△ 13.6	2.6	0.3	5,318	△ 13.5	367.3	41.4
合計	430,601	△ 8.8	3,532	△ 4.4	2.8	0.4	525,846	△ 9.5	415.9	57.5

※　「交通統計」（公益財団法人　交通事故総合分析センター発行）から作成

第34表　事故類型別交通事故件数の推移

事故類型 / 年（暦年）	人対車両		車両相互		車両単独		列　車		合　計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
2014	56,491	9.8	498,086	86.8	19,205	3.3	60	0.0	573,842	100.0
2015	55,038	10.3	465,559	86.7	16,235	3.0	67	0.0	536,899	100.0
2016	51,552	10.3	433,789	86.9	13,781	2.8	79	0.0	499,201	100.0
2017	50,756	10.7	408,812	86.6	12,528	2.7	69	0.0	472,165	100.0
2018	48,618	11.3	370,614	86.1	11,286	2.6	83	0.0	430,601	100.0

※１　「交通統計」（公益財団法人　交通事故総合分析センター発行）から作成
※２　「列車」とは、列車が当事者となった踏切上の事故をいいます。

第35表　年齢層別死者数の推移

年齢層 / 年（暦年）	15歳以下	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上				合　計
								65～69歳	70～74歳	75歳以上	計	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2014	84 (2.0)	164 (4.0)	318 (7.7)	263 (6.4)	381 (9.3)	411 (10.0)	299 (7.3)	391 (9.5)	407 (9.9)	1,395 (33.9)	2,193 (53.3)	4,113 (100.0)
2015	80 (1.9)	150 (3.6)	295 (7.2)	279 (6.8)	363 (8.8)	432 (10.5)	271 (6.6)	346 (8.4)	416 (10.1)	1,485 (36.1)	2,247 (54.6)	4,117 (100.0)
2016	74 (1.9)	146 (3.7)	301 (7.7)	274 (7.0)	360 (9.2)	388 (9.9)	223 (5.7)	371 (9.5)	367 (9.4)	1,400 (35.9)	2,138 (54.8)	3,904 (100.0)
2017	67 (1.8)	98 (2.7)	297 (8.0)	209 (5.7)	383 (10.4)	394 (10.7)	226 (6.1)	337 (9.1)	364 (9.9)	1,319 (35.7)	2,020 (54.7)	3,694 (100.0)
2018	79 (2.2)	121 (3.4)	255 (7.2)	211 (6.0)	317 (9.0)	368 (10.4)	215 (6.1)	314 (8.9)	362 (10.2)	1,290 (36.5)	1,966 (55.7)	3,532 (100.0)

※１　「交通統計」（公益財団法人　交通事故総合分析センター発行）から作成
※２　（　）内は構成比（%）を示します。

第36表　状態別死者数の推移

状態 / 年（暦年）	自動車乗車中		二輪車乗車中		自転車乗用中		歩　行　中		そ　の　他		合　計	
	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
2014	1,370	33.3	697	16.9	540	13.1	1,498	36.4	8	0.2	4,113	100.0
2015	1,322	32.1	677	16.4	572	13.9	1,534	37.3	12	0.3	4,117	100.0
2016	1,338	34.3	684	17.5	509	13.0	1,361	34.9	12	0.3	3,904	100.0
2017	1,221	33.1	632	17.1	479	13.0	1,348	36.5	14	0.4	3,694	100.0
2018	1,197	33.9	613	17.4	453	12.8	1,258	35.6	11	0.3	3,532	100.0

※1　「交通統計」（公益財団法人　交通事故総合分析センター発行）から作成
※2　「二輪車乗車中」とは、自動二輪車および原動機付自転車に乗車中の状態をいいます。

第37表　警察統計の死者数の推移

区分 / 年(暦年)	24時間以内(A)	30日以内(B)	比率(B)/(A)
	人	人	
2014	4,113	4,837	1.18
2015	4,117	4,885	1.19
2016	3,904	4,698	1.20
2017	3,694	4,431	1.20
2018	3,532	4,166	1.18

※　「交通統計」（公益財団法人　交通事故総合分析センター発行）から作成

第38表　車種別道路交通法違反取締件数〈2018年〉

区分＼車両の種類		大型車	中型車	準中型	普通車	自動二輪	原付・小特車	重被けん引車	合　計
		件	件	件	件	件	件	件	件
取締り総件数		45,356	51,597	129,493	5,237,131	156,989	365,228	8	5,985,802
主な違反行為	無免許運転	88	184	511	14,092	1,678	2,860	0	19,413
	酒酔い運転	1	2	1	521	9	25	0	559
	酒気帯び運転	59	44	127	23,605	591	1,617	0	26,043
	最高速度	3,441	6,891	14,566	1,111,671	37,615	63,546	0	1,237,730
	通行禁止	2,271	3,165	15,506	604,896	19,146	36,405	0	681,389
	駐停車	665	958	5,747	198,561	3,676	7,839	8	217,454
	整備不良車運転	747	230	147	9,917	3,509	9,187	0	23,737
	積載運転	2,019	1,942	3,742	5,748	78	191	0	13,720
	信号無視	15,963	11,934	17,438	579,290	13,871	43,149	0	681,645
	一時停止	1,793	3,545	13,538	1,157,555	26,712	90,530	0	1,293,673
	携帯電話使用等	10,538	15,132	40,270	773,843	516	1,900	0	842,199

※１　「交通統計」（公益財団法人　交通事故総合分析センター発行）から作成
※２　「普通車」には、軽四輪およびミニカーを含みます。
※３　「自動二輪」とは、小型二輪、軽二輪および原付二種をいいます。
※４　「原付」とは原動機付自転車を、「小特車」とは小型特殊自動車を表しています。
※５　「重被けん引車」とは、けん引されるための構造および装置を有する車両で車両総重量が750kgを超えるものをいいます。

第39表　救急自動車による救急出動件数および搬送人員の推移

区分＼年(暦年)	救急出動件数		搬送人員		交通事故による出動件数	(B)/(A)
	件数 (A)	対前年増加率	人員	対前年増加率	(B)	
	件	%	人	%	件	%
2014	5,984,921	1.2	5,405,917	1.1	518,372	8.7
2015	6,054,815	1.2	5,478,370	1.3	501,321	8.3
2016	6,209,964	2.6	5,621,218	2.6	488,861	7.9
2017	6,342,147	2.1	5,736,086	2.0	481,473	7.6
2018	6,605,213	4.1	5,960,295	3.9	459,977	7.0

※「消防白書」（消防庁編）から作成

第40表　男女別運転免許保有者数の推移

区分 / 年（暦年）	運転免許保有者数	保有率	男	保有率	女	保有率
	人	%	人	%	人	%
1970	26,449,229	34.3	21,683,599	58.0	4,765,630	12.0
1975	33,482,514	40.3	26,106,101	64.7	7,376,413	17.2
1980	43,000,383	49.0	30,408,233	71.4	12,592,150	27.9
1985	52,347,735	56.2	34,277,091	75.9	18,070,644	37.7
1986	54,079,827	57.4	35,036,361	76.6	19,043,466	39.3
1987	55,724,173	58.4	35,752,664	77.1	19,971,509	40.7
1988	57,423,924	59.4	36,483,593	77.6	20,940,331	42.1
1989	59,159,342	60.4	37,244,077	78.2	21,915,265	43.5
1990	60,908,993	61.4	38,028,875	79.0	22,880,118	44.9
1991	62,553,596	62.4	38,773,374	79.6	23,780,222	46.1
1992	64,172,276	63.3	39,482,617	80.2	24,689,659	47.4
1993	65,695,677	64.3	40,143,572	80.8	25,552,105	48.6
1994	67,205,667	65.3	40,793,347	81.6	26,412,320	49.9
1995	68,563,830	66.0	41,406,176	82.0	27,157,654	50.8
1996	69,874,878	66.8	41,973,336	82.6	27,901,542	51.8
1997	71,271,222	67.7	42,578,341	83.3	28,692,881	53.0
1998	72,733,411	68.7	43,223,086	84.1	29,510,325	54.1
1999	73,792,756	69.3	43,601,205	84.5	30,191,551	55.0
2000	74,686,752	69.8	43,865,900	84.5	30,820,852	55.9
2001	75,550,711	70.2	44,143,259	84.6	31,407,452	56.6
2002	76,533,859	70.9	44,489,377	85.1	32,044,482	57.5
2003	77,467,729	71.5	44,786,148	85.4	32,681,581	58.4
2004	78,246,948	72.0	45,020,226	85.7	33,226,722	59.2
2005	78,798,821	72.3	45,135,941	85.6	33,662,880	59.9
2006	79,329,866	72.7	45,257,391	85.8	34,072,475	60.5
2007	79,907,212	73.1	45,412,614	86.0	34,494,598	61.1
2008	80,447,842	73.6	45,517,585	86.1	34,930,257	61.8
2009	80,811,945	73.9	45,539,419	86.3	35,272,526	62.4
2010	81,010,246	73.6	45,487,010	85.7	35,523,236	62.4
2011	81,215,266	73.9	45,448,263	85.7	35,767,003	62.9
2012	81,487,846	74.2	45,437,260	85.8	36,050,586	63.4
2013	81,860,012	74.6	45,463,791	85.9	36,396,221	64.1
2014	82,076,223	74.8	45,430,245	85.9	36,645,978	64.5
2015	82,150,008	74.7	45,344,259	85.5	36,805,749	64.7
2016	82,205,911	74.7	45,255,994	85.3	36,949,917	64.9
2017	82,255,195	74.8	45,133,771	85.0	37,121,424	65.3
2018	82,314,924	74.9	44,994,702	84.8	37,320,222	65.7

※1　「交通統計」（公益財団法人　交通事故総合分析センター発行）から作成

※2　1970年は、沖縄県を含みません。

※3　保有率は、16歳以上の運転免許適齢人口に占める運転免許保有者数の割合(%)で、算出の基礎とした人口は、総務省統計資料「各年10月1日現在推計人口」または「国勢調査結果」によります。

第41表　年齢別・男女別免許保有者の前年比較 〈2017年・2018年〉

区分 / 年齢別	2017年			2018年			増減率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	人	人	人	人	人	人	%	%	%
16歳	17,491	5,677	23,168	14,995	4,864	19,859	−14.3	−14.3	−14.3
17歳	39,668	12,768	52,436	34,819	11,293	46,112	−12.2	−11.6	−12.1
18歳	127,778	80,527	208,305	123,317	79,154	202,471	−3.5	−1.7	−2.8
19歳	362,198	279,783	641,981	347,179	267,953	615,132	−4.1	−4.2	−4.2
16～19歳	547,135	378,755	925,890	520,310	363,264	883,574	−4.9	−4.1	−4.6
20～24歳	2,565,106	2,174,669	4,739,775	2,567,301	2,174,090	4,741,391	0.1	0.0	0.0
25～29歳	2,935,654	2,590,231	5,525,885	2,874,219	2,536,875	5,411,094	−2.1	−2.1	−2.1
30～34歳	3,445,970	3,112,442	6,558,412	3,353,104	3,019,729	6,372,833	−2.7	−3.0	−2.8
35～39歳	3,858,449	3,543,644	7,402,093	3,766,712	3,457,413	7,224,125	−2.4	−2.4	−2.4
40～44歳	4,607,085	4,250,685	8,857,770	4,433,462	4,090,554	8,524,016	−3.8	−3.8	−3.8
45～49歳	4,656,760	4,294,527	8,951,287	4,755,227	4,392,762	9,147,989	2.1	2.3	2.2
50～54歳	3,974,943	3,640,619	7,615,562	4,086,014	3,756,213	7,842,227	2.8	3.2	3.0
55～59歳	3,622,611	3,251,334	6,873,945	3,650,321	3,298,832	6,949,153	0.8	1.5	1.1
60～64歳	3,566,117	3,054,565	6,620,682	3,519,656	3,064,001	6,583,657	−1.3	0.3	−0.6
65～69歳	4,299,868	3,367,040	7,666,908	4,066,902	3,271,012	7,337,914	−5.4	−2.9	−4.3
70～74歳	3,124,570	1,997,104	5,121,674	3,368,967	2,289,675	5,658,642	7.8	14.6	10.5
75歳以上	3,929,503	1,465,809	5,395,312	4,032,507	1,605,802	5,638,309	2.6	9.6	4.5
計	45,133,771	37,121,424	82,255,195	44,994,702	37,320,222	82,314,924	−0.3	0.5	0.1

※1　「交通統計」（公益財団法人　交通事故総合分析センター発行）から作成
※2　各年12月末現在の数値

第42表　交通事故高額賠償判決例（人身事故）

認定総損害額	態様	裁判所	事件番号	判決年月日	事故年月日	被害者		掲載誌
						性別年齢	職業	
万円 52,853	死亡	横浜地裁	平成22年(ワ)第 6587号	2011/11/1	2009/12/27	男 41歳	眼科 開業医	自保ジャーナル 1870号
45,381	後遺	札幌地裁	平成27年(ワ)第 558号	2016/3/30	2009/1/7	男 30歳	公務員	自保ジャーナル 1991号
45,375	後遺	横浜地裁	平成27年(ワ)第 24号 平成27年(ワ)第 1005号	2017/7/18	2012/11/1	男 50歳	コンサル タント	自保ジャーナル 2008号
43,961	後遺	鹿児島地裁	平成27年(ワ)第 368号	2016/12/6	2010/11/9	女 58歳	専門学校 教諭	自保ジャーナル 2001号
39,725	後遺	横浜地裁	平成18年(ワ)第 4571号	2011/12/27	2003/9/14	男 21歳	大学生	自保ジャーナル 1865号
39,510	後遺	名古屋地裁	平成21年(ワ)第 76号	2011/2/18	2007/4/13	男 20歳	大学生	自保ジャーナル 1851号
39,095	後遺	神戸地裁	平成26年(ワ)第 1026号	2017/3/30	2009/12/3	男 32歳	ティーチング アシスタント	自保ジャーナル 1999号
38,281	後遺	名古屋地裁	平成13年(ワ)第 1835号	2005/5/17	1998/5/18	男 29歳	会社員	交民 38巻3号694頁
37,886	後遺	大阪地裁	平成17年(ワ)第 2633号	2007/4/10	2002/12/11	男 23歳	会社員	自保ジャーナル 1688号
37,370	後遺	東京地裁 立川支部	平成24年(ワ)第 2250号	2014/8/27	2010/7/20	男 7歳	小学生	自保ジャーナル 1947号
36,750	死亡	大阪地裁	平成16年(ワ)第 8095号	2006/6/21	2002/11/9	男 38歳	開業医	交民 39巻3号844頁
36,551	後遺	仙台地裁	平成20年(ワ)第 321号	2009/11/17	2004/1/21	男 14歳	中学生	自保ジャーナル 1823号
35,978	後遺	東京地裁	平成13年(ワ)第17934号	2004/6/29	1997/4/24	男 25歳	大学研究科在籍	交民 37巻3号838頁
35,929	後遺	神戸地裁 伊丹支部	平成27年(ワ)第 323号	2018/11/27	2010/7/22	女 14歳	中学生	自保ジャーナル 2039号
35,618	後遺	名古屋地裁	平成22年(ワ)第 5137号	2012/3/16	2007/10/26	男 25歳	美容室 店長	自保ジャーナル 1874号
35,332	後遺	千葉地裁 佐倉支部	平成16年(ワ)第 31号	2006/9/27	2001/10/4	男 37歳	アルバイト	判例時報 1967号108頁
34,791	後遺	大阪地裁	平成16年(ワ)第 1808号	2007/1/31	1996/10/21	女 18歳	高校生	交民 40巻1号143頁
34,614	後遺	仙台地裁	平成17年(ワ)第 1586号	2007/6/8	2003/5/22	女 25歳	会社員	自保ジャーナル 1737号
33,678	後遺	千葉地裁	平成16年(ワ)第 431号	2005/7/20	2000/8/18	男 17歳	高校生	自保ジャーナル 1610号
33,547	後遺	大阪地裁	平成15年(ワ)第11955号	2006/4/5	2000/7/31	男 17歳	高校生	自保ジャーナル 1639号

※1　上記判例は、判例掲載誌等に掲載されている事例を対象としています。
※2　「認定総損害額」とは、被害者の損害額（弁護士費用などを含む）をいい、被害者の過失相殺相当額および自賠責保険などのてん補額を控除する前の金額をいいます。
※3　態様欄の「後遺」は、後遺障害の略です。
※4　掲載誌欄の「交民」は交通事故民事裁判例集の略、「自保ジャーナル」は自動車保険ジャーナルの略です。

第43表　交通事故高額賠償判決例（物件事故）

認定総損害額	裁判所	事件番号	判決年月日	事故年月日	被害物件	掲載誌
万円 26,135	神戸地裁	昭和60年(ワ)第 1882号	1994/7/19	1985/5/29	積荷 （呉服・洋服・毛皮）	交民 27巻4号992頁
13,450	東京地裁	平成 3年(ワ)第11143号 平成 4年(ワ)第 2602号	1996/7/17	1991/2/23	店舗 （パチンコ店）	自動車保険新聞 第1860号
12,036	福岡地裁	昭和51年(ワ)第 314号	1980/7/18	1975/3/1	電車・線路・家屋	判例タイムズ 423号142頁
11,798	大阪地裁	平成21年(ワ)第10824号	2011/12/7	2007/4/19	トレーラー	自保ジャーナル 1866号
11,347	千葉地裁	平成 6年(ワ)第 1104号	1998/10/26	1992/9/14	電車	判例時報 1678号115頁
6,124	岡山地裁	平成10年(ワ)第 508号	2000/6/27	1996/9/26	積荷	交民 33巻3号1065頁
4,141	大阪地裁	平成16年(ワ)第 6468号	2008/5/14	1999/9/25	積荷	自保ジャーナル 1753号
3,391	名古屋地裁	平成14年(ワ)第 1671号	2004/1/16	2001/3/9	大型貨物車・積荷	自保ジャーナル 1535号
3,156	東京地裁	平成13年(ワ)第19484号	2001/12/25	1999/11/5	4階建ビル	自動車保険新聞 第1860号
3,052	東京地裁	平成11年(ワ)第20689号	2001/8/28	1999/5/16	店舗 （サーフショップ）	自保ジャーナル 1435号
2,858	東京地裁	平成14年(ワ)第 6146号 平成14年(ワ)第 9119号	2002/12/25	2001/3/28	積荷	交民 35巻6号1715頁
2,796	高松地裁	平成 7年(ワ)第 555号 平成 8年(ワ)第 472号	1997/8/14	1994/10/5	大型貨物車3台・ 積荷	自保ジャーナル 1241号
2,629	名古屋地裁	平成 4年(ワ)第 1562号 平成 5年(ワ)第 3123号 平成 6年(ワ)第 57号	1994/9/16	1991/3/20	観光バス	自保ジャーナル 1103号
2,389	名古屋地裁	平成 3年(ワ)第 2159号	1992/10/28	1991/4/23	トレーラー・積荷	別冊自保ジャーナル No.2-106頁
2,221	東京地裁	平成22年(ワ)第 156号	2011/11/25	2009/3/11	店舗 （ペットショップ）	自保ジャーナル 1868号
2,082	東京地裁	平成 6年(ワ)第25073号	1995/11/14	1994/2/22	観光バス	自保ジャーナル 1136号
2,057	東京高裁	平成 2年(ネ)第 1098号 平成 3年(ネ)第 3591号 平成 4年(ネ)第 3621号 平成 4年(ネ)第 293号 平成 4年(ネ)第 695号	1993/6/24	1979/7/11	トラック2台・ 積荷	判例時報 1462号46頁
1,966	福岡地裁	平成10年(ワ)第 1798号 平成10年(ワ)第 3444号 平成11年(ワ)第 96号 平成11年(ワ)第 1482号 平成12年(ワ)第 783号	2000/6/28	1997/10/8	フルトレーラー・ 積荷	自保ジャーナル 1407号
1,928	宇都宮地裁 足利支部	平成 9年(ワ)第 122号	1999/1/29	1996/9/3	大型貨物車・積荷	自保ジャーナル 1306号
1,739	大阪地裁	平成 8年(ワ)第13351号 平成 9年(ワ)第 3553号	1999/2/4	1994/10/4	大型トレーラー トラクター･積荷	自保ジャーナル 1373号

※1　上記判例は、判例掲載誌等に掲載されている事例を対象としています。
※2　「認定総損害額」とは、被害者の損害額（弁護士費用などを含む）をいい、被害者の過失相殺相当額を控除する前の金額をいいます。
※3　掲載誌欄の「交民」は交通事故民事裁判例集の略、「自保ジャーナル」は自動車保険ジャーナルの略です。

Ⅲ　自動車保有登録関係

第44表　車種別自動車保有車両数の推移

年度	乗用						貨物				
	普通車		小型車		軽四輪車	計	普通車		小型車		被けん引車
	自家用	営業用	自家用	営業用			自家用	営業用	自家用	営業用	
	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
1970	73,877	2,882	6,485,298	214,892	2,327,644	9,104,593	555,218	258,627	4,530,498	92,282	23,768
1975	212,864	2,306	14,365,881	241,042	2,555,458	17,377,551	822,443	353,010	6,079,427	86,047	40,097
1980	478,204	1,639	20,814,702	248,955	2,102,619	23,646,119	1,051,653	450,755	7,036,635	86,622	57,313
1985	712,394	2,322	24,882,543	250,319	1,942,616	27,790,194	1,123,089	550,059	6,473,179	93,823	65,868
1986	753,217	2,815	25,681,286	250,373	1,850,806	28,538,497	1,148,768	574,721	6,385,280	94,591	67,918
1987	856,268	3,351	26,713,891	251,223	1,776,359	29,601,092	1,202,426	611,063	6,372,535	94,951	70,971
1988	980,860	4,126	27,739,168	251,385	1,737,019	30,712,558	1,288,253	656,012	6,433,147	95,662	76,372
1989	1,344,993	5,459	29,279,795	251,333	2,056,233	32,937,813	1,373,795	694,947	6,449,076	94,950	82,342
1990	1,926,169	7,364	30,250,739	252,225	2,715,334	35,151,831	1,474,161	731,920	6,445,958	93,737	88,765
1991	2,807,244	9,503	30,883,199	250,633	3,360,053	37,310,632	1,560,200	764,178	6,408,248	93,136	94,976
1992	3,935,381	13,261	31,038,940	246,885	3,930,083	39,164,550	1,612,774	782,221	6,335,107	91,566	98,799
1993	5,237,128	15,278	31,012,928	243,508	4,551,769	41,060,611	1,640,224	792,052	6,257,273	89,354	100,016
1994	6,697,684	17,332	30,799,962	239,543	5,201,818	42,956,339	1,697,138	821,914	6,161,944	87,354	110,602
1995	8,283,402	20,008	30,563,322	235,976	5,965,822	45,068,530	1,734,729	849,427	6,066,652	85,973	121,049
1996	9,949,956	23,029	30,270,209	233,374	6,738,258	47,214,826	1,764,876	877,390	5,966,628	84,760	125,252
1997	11,279,648	25,978	29,744,870	232,497	7,401,213	48,684,206	1,763,933	891,734	5,825,481	83,617	128,444
1998	12,299,442	27,494	29,225,654	230,286	8,185,273	49,968,149	1,739,844	886,331	5,639,082	81,479	129,559
1999	13,204,291	29,440	28,594,326	227,648	9,166,424	51,222,129	1,704,931	889,604	5,460,470	79,883	131,246
2000	14,132,311	31,046	27,976,415	225,297	10,084,285	52,449,354	1,680,488	901,104	5,311,156	79,496	134,042
2001	14,905,895	32,691	27,362,804	226,342	10,959,561	53,487,293	1,656,668	897,530	5,139,380	78,183	135,112
2002	15,398,886	34,804	26,992,761	228,478	11,816,447	54,471,376	1,621,103	891,407	4,940,536	76,680	136,216
2003	15,916,537	36,423	26,440,528	230,718	12,663,918	55,288,124	1,579,219	892,082	4,729,227	75,553	138,254
2004	16,357,803	38,413	26,147,672	232,290	13,512,078	56,288,256	1,567,205	904,389	4,589,205	76,016	143,360
2005	16,596,514	40,182	25,877,585	232,999	14,350,390	57,097,670	1,558,569	909,871	4,465,748	76,877	148,631
2006	16,671,316	42,061	25,284,353	231,679	15,280,951	57,510,360	1,551,465	912,142	4,321,351	77,085	152,215
2007	16,714,242	43,585	24,481,218	229,944	16,082,259	57,551,248	1,533,807	911,457	4,205,417	77,896	155,717
2008	16,613,720	45,050	23,914,198	226,277	16,883,230	57,682,475	1,472,858	887,345	3,974,423	77,626	155,250
2009	16,652,554	46,399	23,500,935	219,032	17,483,915	57,902,835	1,440,170	863,399	3,830,428	76,432	152,005
2010	16,790,700	47,850	23,094,498	202,084	18,004,339	58,139,471	1,415,352	856,599	3,714,240	75,646	153,010
2011	17,048,886	49,179	22,849,912	195,464	18,585,902	58,729,343	1,408,991	854,516	3,642,980	74,811	154,615
2012	17,246,034	50,989	22,521,885	190,442	19,347,873	59,357,223	1,409,844	852,748	3,575,280	74,381	155,885
2013	17,533,167	52,961	22,048,985	185,930	20,230,295	60,051,338	1,418,602	859,534	3,531,802	73,376	157,771
2014	17,662,272	54,931	21,592,320	181,594	21,026,132	60,517,249	1,435,643	864,000	3,496,353	72,846	160,314
2015	17,944,156	56,799	21,176,179	177,511	21,477,247	60,831,892	1,444,268	872,863	3,466,101	72,581	163,018
2016	18,387,005	58,466	20,873,028	173,466	21,761,335	61,253,300	1,453,320	886,505	3,451,829	72,328	166,554
2017	18,828,814	58,615	20,477,617	168,736	22,051,124	61,584,906	1,459,231	898,780	3,436,213	72,399	170,909
2018	19,209,478	59,376	20,012,028	164,798	22,324,893	61,770,573	1,473,399	912,767	3,428,428	72,954	175,792

※１　「自動車保有車両数・月報」（一般財団法人　自動車検査登録情報協会発行）から作成（※２を除く）
※２　原動機付自転車および小型特殊車は、2004年度までは国土交通省調べ、2005年度以降は総務省調べから作成
※３　1970年度は、沖縄県を含みません。

用		乗合用		特種・特殊用途用			二輪車		合計	原動機付自転車	小型特殊車	年度
軽四輪車・軽三輪車	計	自家用	営業用	普通車・小型車	軽四輪車	大型特殊車	小型	軽				
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	
3,081,967	8,542,360	105,138	84,928	230,023	－	121,638	171,533	558,807	18,919,020	8,025,126	1,658,740	1970
2,831,680	10,212,704	133,158	86,787	384,709	－	211,089	257,208	480,239	29,143,445	8,194,957	1,788,075	1975
4,620,226	13,303,204	140,961	88,468	504,630	－	289,395	444,975	574,271	38,992,023	12,072,181	2,301,268	1980
8,945,677	17,251,695	140,683	90,100	602,607	－	341,194	850,615	1,173,467	48,240,555	16,644,472	2,423,985	1985
9,981,069	18,252,347	141,308	90,703	632,386	－	355,173	911,897	1,301,128	50,223,439	16,423,441	2,424,978	1986
10,993,330	19,345,276	142,841	91,807	667,765	－	369,507	974,218	1,453,170	52,645,676	16,022,878	2,437,867	1987
11,939,363	20,488,809	146,225	92,828	710,991	－	386,232	1,016,070	1,582,930	55,136,643	15,608,552	2,414,449	1988
12,248,734	20,943,844	148,335	93,960	750,357	－	404,267	1,045,519	1,669,771	57,993,866	15,056,497	2,406,252	1989
12,311,663	21,146,204	151,014	94,830	790,762	－	422,807	999,854	1,741,548	60,498,850	14,553,802	2,398,937	1990
12,145,593	21,066,331	152,400	95,568	833,663	－	437,973	1,022,602	1,794,285	62,713,454	14,001,311	2,380,556	1991
11,960,792	20,881,259	152,221	96,191	866,569	－	452,708	1,070,002	1,814,779	64,498,279	13,460,722	2,367,290	1992
11,773,412	20,652,331	150,919	96,200	903,624	－	464,118	1,127,817	1,823,216	66,278,836	12,957,884	2,342,641	1993
11,593,135	20,472,087	148,849	95,762	952,382	－	477,602	1,177,229	1,823,446	68,103,696	12,586,421	2,313,477	1994
11,377,221	20,235,051	147,689	95,218	1,032,912	－	491,493	1,209,013	1,826,630	70,106,536	12,226,261	2,292,441	1995
11,038,440	19,857,346	146,869	94,975	1,119,627	－	309,972	1,224,775	1,807,257	71,775,647	11,854,132	2,470,423	1996
10,709,026	19,402,235	144,185	95,681	1,206,363	－	314,966	1,243,277	1,765,670	72,856,583	11,527,565	2,454,691	1997
10,385,055	18,861,350	141,212	95,934	1,306,485	－	318,627	1,269,232	1,727,400	73,688,389	11,261,221	2,426,401	1998
10,158,863	18,424,997	139,375	96,350	1,386,036	－	320,804	1,288,399	1,704,522	74,582,612	10,980,882	2,399,487	1999
9,958,458	18,064,744	137,002	98,548	1,431,162	－	323,149	1,308,417	1,712,597	75,524,973	10,698,884	2,355,443	2000
9,819,281	17,726,154	133,710	100,534	1,429,840	－	324,533	1,334,354	1,734,395	76,270,813	10,471,624	2,330,893	2001
9,677,137	17,343,079	131,379	101,801	1,395,991	－	324,147	1,352,199	1,772,545	76,892,517	10,244,447	2,309,590	2002
9,600,918	17,015,253	128,891	103,093	1,349,798	－	324,161	1,370,331	1,810,594	77,390,245	10,080,774	2,284,223	2003
9,580,608	16,860,783	127,102	104,898	1,318,212	－	324,798	1,397,392	1,857,439	78,278,880	9,920,345	2,255,513	2004
9,547,749	16,707,445	125,926	105,770	1,293,236	－	325,462	1,428,149	1,908,402	78,992,060	9,750,715	2,240,149	2005
9,476,686	16,490,944	124,784	106,974	1,272,673	－	326,955	1,452,893	1,950,512	79,236,095	9,575,964	2,213,236	2006
9,380,627	16,264,921	123,210	107,771	1,251,465	－	326,594	1,478,724	1,976,829	79,080,762	9,393,342	2,191,261	2007
9,291,247	15,858,749	121,701	108,103	1,202,242	－	325,657	1,505,304	1,996,311	78,800,542	9,250,046	2,165,650	2008
9,170,836	15,533,270	120,419	107,876	1,188,275	－	323,705	1,524,176	1,992,939	78,693,495	9,042,112	2,147,505	2009
8,922,794	15,137,641	118,611	108,228	1,175,676	147,690	322,652	1,535,181	1,975,623	78,660,773	8,779,295	2,127,238	2010
8,872,908	15,008,821	117,726	108,544	1,171,571	150,318	323,560	1,542,856	1,959,845	79,112,584	8,568,558	2,114,115	2011
8,783,528	14,851,666	117,011	109,036	1,174,897	153,386	326,456	1,566,341	1,969,187	79,625,203	8,376,525	2,106,128	2012
8,708,181	14,749,266	116,334	110,208	1,182,142	156,094	331,443	1,595,335	1,980,411	80,272,571	8,203,674	2,102,642	2013
8,623,545	14,652,701	116,235	111,344	1,189,722	158,069	335,522	1,611,089	1,978,462	80,670,393	7,984,980	2,094,720	2014
8,520,458	14,539,289	116,861	113,742	1,201,417	159,433	339,164	1,628,461	1,970,471	80,900,730	7,708,716	2,093,650	2015
8,420,858	14,451,394	116,970	115,823	1,217,423	160,011	342,596	1,641,580	1,961,109	81,260,206	7,446,286	2,076,149	2016
8,345,314	14,382,846	117,361	116,181	1,230,970	160,398	345,853	1,657,613	1,966,973	81,563,101	7,199,624	2,065,488	2017
8,321,590	14,384,930	117,246	115,746	1,241,976	160,724	348,802	1,680,416	1,968,905	81,789,318	－	－	2018

※4　特種（殊）用途用軽四輪車は、2009年度までは貨物用軽四輪車に含まれます。
※5　軽二輪車には、その他の検査対象外軽自動車を含みます。

第45表　都道府県別自動車保有車両数〈2019年３月末〉

都道府県	保有車両数	主要車種		
		乗用車	貨物車	乗合車
	台	台	台	台
北海道	3,774,027	2,810,521	657,097	13,981
青森	1,006,449	730,409	214,604	3,794
岩手	1,031,408	742,462	227,219	3,558
宮城	1,705,292	1,298,525	298,711	4,963
秋田	812,349	592,118	173,298	2,274
山形	935,215	695,930	187,168	2,559
福島	1,657,793	1,224,727	330,061	5,233
茨城	2,612,377	1,981,386	483,209	7,046
栃木	1,732,634	1,338,596	287,700	4,589
群馬	1,801,022	1,379,731	318,413	3,945
埼玉	4,131,569	3,213,133	623,843	10,336
千葉	3,652,956	2,817,780	601,183	11,965
東京	4,414,981	3,157,277	672,570	16,442
神奈川	4,018,887	3,065,068	555,579	11,943
山梨	759,845	557,170	153,531	2,203
新潟	1,845,161	1,393,862	341,762	6,044
富山	902,339	710,529	147,744	2,088
石川	914,544	725,398	145,982	2,740
長野	1,907,732	1,379,385	417,889	5,409
福井	669,723	513,291	123,028	1,886
岐阜	1,687,667	1,302,697	295,626	4,534
静岡	2,893,838	2,224,666	483,841	6,435
愛知	5,282,965	4,196,331	772,689	10,586
三重	1,521,312	1,161,089	275,910	3,438
滋賀	1,039,045	805,294	175,386	2,731
京都	1,338,224	1,007,847	234,767	4,820
大阪	3,776,494	2,790,504	657,027	11,006
奈良	835,112	653,017	133,583	2,182
和歌山	754,789	543,207	161,407	1,692
兵庫	3,034,057	2,318,523	487,856	8,023
鳥取	466,823	346,273	99,470	1,221
島根	555,173	410,443	118,544	1,734
岡山	1,544,120	1,163,045	294,841	3,135
広島	1,906,196	1,462,705	321,132	5,195
山口	1,074,100	823,637	195,725	2,548
徳島	621,197	457,704	130,537	1,592
香川	789,006	591,342	152,410	1,762
愛媛	1,021,523	744,673	217,837	2,278
高知	562,916	397,823	130,137	1,351
福岡	3,397,868	2,610,840	569,252	10,738
佐賀	680,153	506,641	135,892	2,084
長崎	954,522	700,219	184,884	4,394
熊本	1,392,877	1,038,873	282,987	3,792
大分	924,027	694,834	182,667	2,446
宮崎	948,320	677,684	210,307	2,137
鹿児島	1,355,156	955,360	314,384	4,340
沖縄	1,145,535	858,004	205,241	3,800
合計	81,789,318	61,770,573	14,384,930	232,992

※１　「自動車保有車両数・月報（平成31年3月末現在）」（一般財団法人　自動車検査登録情報協会発行）から作成

※２　保有車両数には、原動機付自転車および小型特殊車を含みません。

第46表　新車登録台数の推移

車種 / 年(暦年)	普通乗用車	小型乗用車	普通貨物車	小型貨物車(四輪・三輪)	バス・特種用途車・大型特殊車	合　計
	台	台	台	台	台	台
2014	1,439,862 (2.7)	1,414,217 (△3.4)	131,048 (17.4)	238,324 (7.4)	87,448 (4.5)	3,310,899 (0.9)
2015	1,366,984 (△5.1)	1,330,956 (△5.9)	138,119 (5.4)	243,352 (2.1)	90,703 (3.7)	3,170,114 (△4.3)
2016	1,491,022 (9.1)	1,304,292 (△2.0)	136,776 (△1.0)	237,493 (△2.4)	95,434 (5.2)	3,265,017 (3.0)
2017	1,548,534 (3.9)	1,389,258 (6.5)	138,364 (1.2)	238,193 (0.3)	97,920 (2.6)	3,412,269 (4.5)
2018	1,581,328 (2.1)	1,308,639 (△5.8)	147,028 (6.3)	239,530 (0.6)	92,439 (△5.6)	3,368,964 (△1.3)

※１　「自動車登録統計情報(新車編)・月報」(一般社団法人　日本自動車販売協会連合会発行) から作成
※２　各年の数値は、12月末時点のものです。
※３　軽自動車を除きます。
※４　(　) 内は、対前年増減率 (%) です。

第47表　車種別平均使用年数の推移

車種 / 年度	乗　用　車			貨　物　車			乗　合　車		
	普通車	小型車	合　計	普通車	小型車	合　計	普通車	小型車	合　計
	年	年	年	年	年	年	年	年	年
2014	12.53	12.28	12.38	16.12	12.77	13.72	20.20	14.82	16.95
2015	12.85	12.73	12.76	16.37	13.10	13.89	20.46	14.46	16.83
2016	12.97	12.87	12.91	16.71	13.36	14.37	20.19	15.19	17.39
2017	13.24	13.23	13.24	17.15	13.65	14.72	20.65	15.95	17.69
2018	13.17	13.31	13.26	17.58	14.07	15.17	20.79	16.49	18.36

※１　「わが国の自動車保有動向」(一般財団法人　自動車検査登録情報協会発行) から作成
※２　各年度の数値は、3月末時点のものです。

Ⅳ　法令関係

第48表　後遺障害等級表

※2010 年 6 月 10 日以降発生の事故に適用

＜自動車損害賠償保障法施行令別表第一＞

等級	介護を要する後遺障害	保険金額
第 1 級	1　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 2　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	4,000 万円
第 2 級	1　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	3,000 万円

備考　各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

（注）既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる保険金額から既にあった後遺障害の等級に応ずる保険金額を控除した金額を保険金額とする。

＜自動車損害賠償保障法施行令別表第二＞

等級	後遺障害	保険金額
第 1 級	1　両眼が失明したもの 2　咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3　両上肢をひじ関節以上で失ったもの 4　両上肢の用を全廃したもの 5　両下肢をひざ関節以上で失ったもの 6　両下肢の用を全廃したもの	3,000 万円
第 2 級	1　1 眼が失明し、他眼の視力が 0.02 以下になったもの 2　両眼の視力が 0.02 以下になったもの 3　両上肢を手関節以上で失ったもの 4　両下肢を足関節以上で失ったもの	2,590 万円
第 3 級	1　1 眼が失明し、他眼の視力が 0.06 以下になったもの 2　咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5　両手の手指の全部を失ったもの	2,219 万円
第 4 級	1　両眼の視力が 0.06 以下になったもの 2　咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3　両耳の聴力を全く失ったもの 4　1 上肢をひじ関節以上で失ったもの 5　1 下肢をひざ関節以上で失ったもの 6　両手の手指の全部の用を廃したもの 7　両足をリスフラン関節以上で失ったもの	1,889 万円
第 5 級	1　1 眼が失明し、他眼の視力が 0.1 以下になったもの 2　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4　1 上肢を手関節以上で失ったもの 5　1 下肢を足関節以上で失ったもの 6　1 上肢の用を全廃したもの 7　1 下肢の用を全廃したもの 8　両足の足指の全部を失ったもの	1,574 万円

等級	後遺障害	保険金額
第 6 級	1　両眼の視力が 0.1 以下になったもの 2　咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3　両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4　1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5　脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6　1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの 7　1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの 8　1 手の 5 の手指又はおや指を含み 4 の手指を失ったもの	1,296 万円
第 7 級	1　1 眼が失明し、他眼の視力が 0.6 以下になったもの 2　両耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3　1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4　神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5　胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6　1 手のおや指を含み 3 の手指を失ったもの又はおや指以外の 4 の手指を失ったもの 7　1 手の 5 の手指又はおや指を含み 4 の手指の用を廃したもの 8　1 足をリスフラン関節以上で失ったもの 9　1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10　1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11　両足の足指の全部の用を廃したもの 12　外貌に著しい醜状を残すもの 13　両側の睾丸を失ったもの	1,051 万円
第 8 級	1　1 眼が失明し、又は 1 眼の視力が 0.02 以下になったもの 2　脊柱に運動障害を残すもの 3　1 手のおや指を含み 2 の手指を失ったもの又はおや指以外の 3 の手指を失ったもの 4　1 手のおや指を含み 3 の手指の用を廃したもの又はおや指以外の 4 の手指の用を廃したもの 5　1 下肢を 5 センチメートル以上短縮したもの 6　1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの 7　1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの 8　1 上肢に偽関節を残すもの 9　1 下肢に偽関節を残すもの 10　1 足の足指の全部を失ったもの	819 万円

等級	後遺障害	保険金額
第 9 級	1　両眼の視力が 0.6 以下になったもの 2　1 眼の視力が 0.06 以下になったもの 3　両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4　両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5　鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6　咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7　両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8　1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9　1 耳の聴力を全く失ったもの 10　神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11　胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12　1 手のおや指又はおや指以外の 2 の手指を失ったもの 13　1 手のおや指を含み 2 の手指の用を廃したもの又はおや指以外の 3 の手指の用を廃したもの 14　1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの 15　1 足の足指の全部の用を廃したもの 16　外貌に相当程度の醜状を残すもの 17　生殖器に著しい障害を残すもの	616 万円
第 10 級	1　1 眼の視力が 0.1 以下になったもの 2　正面を見た場合に複視の症状を残すもの 3　咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 4　14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5　両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 6　1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7　1 手のおや指又はおや指以外の 2 の手指の用を廃したもの 8　1 下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの 9　1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指を失ったもの 10　1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの 11　1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの	461 万円
第 11 級	1　両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2　両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3　1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4　10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5　両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6　1 耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 7　脊柱に変形を残すもの 8　1 手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの 9　1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの 10　胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	331 万円

等級	後遺障害	保険金額
第 12 級	1　1 眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2　1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3　7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4　1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5　鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6　1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの 7　1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの 8　長管骨に変形を残すもの 9　1 手のこ指を失ったもの 10　1 手のひとさし指、なか指又はくすり指の用を廃したもの 11　1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったもの又は第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの 12　1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指の用を廃したもの 13　局部に頑固な神経症状を残すもの 14　外貌に醜状を残すもの	224 万円
第 13 級	1　1 眼の視力が 0.6 以下になったもの 2　正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの 3　1 眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4　両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 5　5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 6　1 手のこ指の用を廃したもの 7　1 手のおや指の指骨の一部を失ったもの 8　1 下肢を 1 センチメートル以上短縮したもの 9　1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指を失ったもの 10　1 足の第 2 の足指の用を廃したもの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したもの又は第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの 11　胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	139 万円
第 14 級	1　1 眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 2　3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3　1 耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4　上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5　下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 6　1 手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7　1 手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8　1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指の用を廃したもの 9　局部に神経症状を残すもの	75 万円

備考 ① 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。
② 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
③ 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
④ 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
⑤ 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
⑥ 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

（注）1. 後遺障害が 2 つ以上あるときは、重い方の後遺障害の該当する等級による。しかし、下記に掲げる場合においては等級を次の通り繰上げる。
- 第 13 級以上に該当する後遺障害が 2 つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を 1 級繰上げる。ただし、それぞれの後遺障害に該当する保険金額の合算額が繰上げ後の後遺障害の保険金額を下回るときはその合算額を保険金額として採用する。
- 第 8 級以上に該当する後遺障害が 2 つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を 2 級繰上げる。
- 第 5 級以上に該当する後遺障害が 2 つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を 3 級繰上げる。

2. 既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる保険金額から既にあった後遺障害の等級に応ずる保険金額を控除した金額を保険金額とする。

2019年度（2018年度統計）

自動車保険の概況

2020年４月発行

発行　損害保険料率算出機構（損保料率機構）
総合企画部広報グループ

〒163-1029
東京都新宿区西新宿3-7-1　新宿パークタワー29F
TEL　03（6758）1300（代表）
URL　https://www.giroj.or.jp/